第14回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示
○応招・不応招議員····································
第 1 号 (12月9日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名4
○事務局職員出席者
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議会運営委員長報告
○招集者挨拶
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○町長の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1
○報告第67号及び報告第68号並びに報告第69号の上程、説明、質疑、討論、
採決
○議案第258号の上程、説明、質疑、討論、採決25
○議案第259号の上程、説明、質疑、討論、採決31
○議案第260号の上程、説明、質疑、討論、採決33
○議案第261号の上程、説明、質疑、討論、採決3 4
○議案第262号の上程、説明、質疑、討論、採決37
○議案第263号の上程、説明、質疑、討論、採決38
○議案第264号の上程、説明、質疑、討論、採決 4 1
○議案第265号の上程、説明、質疑、討論、採決43
○議案第266号の上程、説明、質疑、討論、採決45
○議案第267号の上程、説明、質疑、討論、採決4 €

○議案第	2 6 8	8 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決4	7
○議案第	269	9 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決4	9
○議案第	270	0 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決5	1
○議案第	2 7	1 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決5	4
○議案第	272	2 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	6
○議案第	27;	3 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決5	9
○議案第	274	4 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決6	1
○議案第	27	5 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決6	2
○議案第	276	6 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決6	4
○議案第	27	7 号	の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決7	1
○請願・降	凍情に	こつ	いて	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7	3
○日程のi	追加・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7	3
○発議第	135	号の	上程、説	的,質	疑、討	論、採	決7	4
○休会に~	ついて	ζ····		• • • • • • • • •		• • • • • • • •	8	4
○散会の質	宣告·					• • • • • • • •	8	4
第	2 5	号	(12月	12日)			
○議事日和	程	••••		• • • • • • • • •		• • • • • • • • •	8	7
○本日の会	会議に	こ付	した事件	1		• • • • • • • •	8	7
○出席議員	員			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8	7
○欠席議員	員			• • • • • • • • •		• • • • • • • •	8	7
○地方自治	冶法第	第 1	2 1条の	規定に	より説	明のた	め出席した者の職氏名8	7
○事務局陣	職員と	出席	者	• • • • • • • • •		• • • • • • • •	8	7
○開議の	宣告·			• • • • • • • • •		• • • • • • • •	8	8
○一般質問	問					• • • • • • • •	8	8
吉日	田 麦	孝	司			• • • • • • • •	8	8
畑	==	幸	<u> </u>				1 2	0
今 爿	泉っ	文	克	• • • • • • • • •		• • • • • • • • •	1 3	2
円	谷		寛	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 4	6
角	田 耳	真	美	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 6	0
○休会に~	ついて	ζ····		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 7	3
○散会の質	宣告・			• • • • • • • • •			1 7	3

第 4 号 (12月15日)

○議事日程	1 7	7 5
○本日の会議に付した事件	1 7	7 5
○出席議員	1 7	7 5
○欠席議員	1 7	7 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7	7 6
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7	7 6
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7	7 7
○議事日程の報告	1 7	7 7
○議案第278号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7	7 7
○議案第279号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8	8 7
○議案第280号及び議案第281号並びに議案第282号の上程、説明、質疑、		
討論、採決	1 8	8 9
○日程の追加	1 9	9 2
○発議第10号の事件の訂正について	1 9	93
○発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9	93
○日程の追加	1 9	9 5
○発議第11号の事件の訂正について	1 9	9 5
○発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9	96
○発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9	9 8
○会議時間の延長	2 (Э 4
○公立岩瀬病院企業団議会議員の選出について	2 (Э 6
○産業厚生常任委員長報告(発議第8号)及び報告に対する質疑、討論、採決	2 (Э 7
○各委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決	2 (8 C
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	2]	1 0
○日程の追加	2	1 1
○産業厚生常任委員会閉会中の継続審査の申出について	2	1 1
○鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出につい		
7	2	1 2
○閉議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	1 2
○町長挨拶	2 :	1 2
○閉会の宣告	2	1 3

○署名議員	5
-------	---

鏡石町告示第58号

第14回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月6日

鏡石町長 木 賊 正 男

- 1 期 日 令和4年12月9日
- 2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員(11名)

1番	畑		幸	_	2	番	込	Щ	靖	子
3番	吉	田	孝	司	4	番	角	田	真	美
5番	橋	本	喜	_	6	番	菊	地		洋
7番	小	林	政	次	9	番	大河	原	正	雄
10番	今	泉	文	克	1 1	番	円	谷		寛
12番	古	Ш	文	雄						

不応招議員(なし)

第 1 号

令和4年第14回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年12月9日(金)午前10時開会

日程第 会議録署名議員の指名 日程第 2 会期の決定 日程第 3 諸般の報告 日程第 町長の説明 日程第 報告第 67号 専決処分した事件の承認について 5 報告第 68号 専決処分した事件の承認について 日程第 6 日程第 報告第 69号 専決処分した事件の承認について 7 議案第258号 公の施設の指定管理者の指定について 日程第 8 議案第259号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定につ 日程第 9 いて 日程第10 議案第260号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の全部を改正する条例の制 定について 議案第261号 鏡石町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴 日程第11 う関係条例の整備に関する条例の制定について 日程第12 議案第262号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の 制定について 日程第13 議案第263号 鏡石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について 日程第14 議案第264号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改 正する条例の制定について 日程第15 議案第265号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 日程第16 議案第266号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について 日程第17 議案第267号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第268号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の

の制定について

制定について

日程第19 議案第269号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

日程第20 議案第270号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第271号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

日程第22 議案第272号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第273号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第274号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第25 議案第275号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止す る条例の制定について

日程第26 議案第276号 財産の無償譲渡について

日程第27 議案第277号 鏡石町立第二小学校部分改修工事(第2期)変更請負契約の締結について

日程第28 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第13号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

出席議員(11名)

1番 畑 幸一 2番 込 山 靖 子 3番 吉田孝司 4番 角田真美 5番 橋 本 喜 一 6番 菊 地 洋 7番 小 林 政 次 9番 大河原 正 雄 今 泉 文 克 円 谷 寬 10番 11番

12番 古川文雄

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 木 賊 正 男 副 町 長 小 貫 秀 明

総務課長 教 育 長 渡 部 修 一 橋 本 喜 宏 福祉こども課長 税務町民課長 倉 田 知 典 栁 沼 和 吉 産業課長 健康環境課長 大 木 寿 実 菊 地 勝 弘 上下水道課長 都市建設課長 大河原 義 田 竹 雄 正 吉 会計管理者兼出納室長 教育課長 根本 博 佐 藤 喜 伸 農業委員 代理者 農業委員会事務局長 員 谷 康 誠 稲 田 孝 選 挙 管 理 委員会委員長職務代理者 監查委員 佐 藤 敏夫 根 本 次 男

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一 主 事 本田真子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

〇議長(古川文雄) おはようございます。

ただいまから第14回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(古川文雄) 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長からの報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔議会運営委員長 橋本喜一 登壇〕

○5番(議会運営委員長 橋本喜一) おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

第14回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和4年12月9日金曜招集、日次、日、曜、会議内容の順でご報告申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長(古川文雄) 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。 町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

〇町長(木賊正男) おはようございます。

第14回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には師走を迎え、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありが とうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分に係る報告が3件、町民プールの指定管理者の指定についてが1件、下水道事業の企業会計移行に関する条例が4件、町職員の定年延長に関する条例が9件、マイナンバーカード関係の条例改正が1件、福島県人事委員会の勧告による給与改正等が3件、鏡石保育所の無償譲渡の承認案件が1件、鏡石町立第二小学校の改修に係る工事請負契約の変更が1件、そのほか一般会計を含めた各会計の補正予算が5件、合わせまして28件の議案を提案するものでございます。

何とぞご審議を賜りまして、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たって のご挨拶といたします。 ______

◎開議の宣告

○議長(古川文雄) ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、選挙管理委員会委員長及び農業委員会会長におかれましては、それぞれ職務代理者 が代理出席しておりますのでご報告申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長(古川文雄) 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(古川文雄) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番、込山靖子議員、 3番、吉田孝司議員、4番、角田真美議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(古川文雄) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は7日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長(古川文雄) 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。 次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員(根本次男) おはようございます。

例月出納検査並びに先般実施いたしました定期監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

- 1、検査の対象、令和4年8月分、令和4年9月分、令和4年10月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。
- 2、実施年月日、令和4年8月分につきましては、令和4年9月26日月曜日、午前10時から午前11時55分まで、令和4年9月分につきましては、令和4年10月25日火曜日、午前9時54分から午前11時59分まで、令和4年10月分につきましては、令和4年11月22日火曜日、午前9時55から午後2時50分まで、以上のとおり実施いたしました。
 - 3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。
- 4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、以下4名の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名。
- 5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、預金、現金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。
- 6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和4年8月分、令和4年9月分、令和4年10月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりです。

以上、例月出納検査報告を申し上げました。

続きまして、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期監査報告。

- 1、検査の対象、令和4年度各課の所管事務執行状況。
- 2、実施検査年月日、令和4年10月31日月曜日から11月2日水曜日までの3日間。
- 3、実施場所、議会会議室。
- 4、監查委員、根本次男、今泉文克。
- 5、出席者職氏名、詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。個々の職 氏名は省略いたします。
- 6、監査の手続、令和4年度の各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常はございませんでした。

なお、主な質疑等は別紙のとおりです。

以上、報告申し上げました。

○議長(古川文雄) 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一 登壇〕

○5番(須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一) それでは、ご報告いたします。

須賀川地方広域消防組合議会報告書、橋本喜一。

令和4年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、令和4年10月27日木曜、午後2時30分開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第8号 専決処分の承認について。

第4、議案第9号 令和4年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算(第2号)。

第5、議案第10号 令和3年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

いずれの議案も可決、承認されました。

詳細は、お配りの冊子をご覧ください。

以上、報告といたします。

○議長(古川文雄) 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛 登壇〕

〇11番(須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛) 須賀川地方保健環境組合議会の報告をさせていただきます。

お手元の資料を参考にしてください。

須賀川地方保健環境組合の10月の定例会は、10月28日午前10時から開催をされました。

議事日程の第1、会期の決定は1日限り、第2の会議録署名議員の指名については省略を させていただきます。

報告第1号は、令和3年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の逓次繰越しについてでございますが、これは今、須賀川市のいわゆる長沼地区と天栄村の間に建設されております最終処分場の工事費が繰越しになっておりまして、1億8,177万ほどを新年度に繰り越したと、令和3年の分を令和4年度に繰り越したという内容でございます。

さらに、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては、専決第1号から第6号までの専決処分があったという報告があって、第1号は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、これは通勤費を改正をするという内容でございます。専決第2号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございまして、これは当町においても行われました育児休業等に関する条例の一部を改正したという内容でございます。専決第3号は、須賀川地方休日夜間急病診療所条例の一部を改正する条例で、これもお手元の資料のとおり、厚生労働省の告示が変わったということで改めたものでございます。さらに、専決第4号は令和3年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算(第4号)と、専決第5号は令和4年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算(第1号)でございまして、ともにお手元の資料のとおり改正をされました。専決第6号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これもお手元に配付の資料のとおり改正をされております。

以上の専決処分については、いずれも承認をされました。

さらに、令和3年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についても、お 手元の資料のとおり報告がありまして、承認、認定をされました。

日程第6の一般質問については、私がいわゆる入札制度の改善についてということで質問いたしました。これは、長沼と天栄村の間に今建設されております最終処分場の入札に当たって、最低制限価格という制度のために1億円安い大手ゼネコンが失格となった。そして、1億円高い今の佐藤工業仙台支店が落札をしたということでございまして、これは入札の当時、ちょうど会津美里町において最低制限価格の漏えいによって町長が逮捕されて失脚したという事件があったんです。このような不正をもたらすような入札制度は改善をすべきであるという質問を私がいたしましたが、若干答弁はあったんですけれども、まだ納得のいかない内容でございまして、これからもこれは私の課題としたいと思っています。

以上、提案の議案については全て承認をされました。

以上、報告いたします。

○議長(古川文雄) 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

9番、大河原正雄議員。

[公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄 登壇]

〇9番(公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄) おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会が開かれましたのでご報告申し上げます。

令和4年9月30日金曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名は省かせていただきます。

第3、報告第3号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率について。

第4、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(補正予算第1号)。

第5、議案第7号 公立岩瀬病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例。

第6、議案第8号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算の認定について。 なお、報告1件、議案3件、全て承認、可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長(古川文雄) 以上をもちまして諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長(古川文雄) 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。 町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長(木賊正男) 本日ここに、第14回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現在、中東のカタールで行われている4年に1度のサッカーワールドカップにおいて、日本代表は優勝経験のあるドイツ代表、スペイン代表に勝利し、見事決勝トーナメントに進出しました。決勝トーナメントでは前回準優勝の強豪クロアチアと対戦しましたが、延長戦でも決着がつかず、PK戦で惜しくも敗れてしまいました。実力上位の相手にも諦めずボールをひたむきに追いかけた姿は、日本全国に感動を与えたと思います。

国内に目を向けますと、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的な物価高は日本に大きな影響をもたらしています。もともと資源の少ない日本は、資源価格の高騰に影響を受けやすいと言われており、さらに新型コロナウイルス感染症による影響も重なり、電気やガソリン、灯油など、生活に直結している物の価格が高騰しております。町でも高齢者世帯や生活困窮世帯、事業者も含めた総合的な物価高騰対策を引き続き実施しているところであります。

鏡石町が誕生して60年の節目を迎え、10月19日には町制施行60周年記念式典を盛大に開催いたしました。式典では多大な功績があった町民の皆様へ表彰を行いました。また、アトラクションとして鏡石中学校吹奏楽部の演奏が行われ、美しい音色の中で今後の町政進展に気持ちを新たにしたところであります。

先月24日には、町議会議長をはじめとした議員の皆さんと本県選出の国会議員の皆さんに 要望活動を行ってまいりました。国会議員の皆さんに町の要望をより具体的に説明し、今後 の事業推進のためアピールをしてまいりました。

さらに、27日には須賀川、岩瀬地方が長年要望していた中通りと会津地方を結ぶ国道118 号線の鳳坂トンネルが開通しました。この開通は、天栄村や須賀川市はもとより、町にとっても東西をつなぐ118号線の通過時間短縮と安全確保は、南北をつなぐ国道4号線の4車線化と同等の重要なことと認識しております。今後は人流や物流が大きく変わることが予想されますので、町でもこれを機に、東西への流れを注視していきたいと考えております。

10月のとちぎ国体におきまして、町の若い力が活躍しました。鏡石中学校3年生の増子陽太さんが少年男子B3,000メートルで、自身の全国中学記録を約4秒更新する8分11秒12で3位入賞しました。さらに、遠藤梨李さん、東京国際大学3年生は、ウエイトリフティング女子59キロ級、スナッチ、クリーンアンドジャークにおいて、それぞれ自身が持つジュニア日本記録を更新し、トータル2位のすばらしい成績を収めました。今月にコロンビアで行われる2022世界選手権大会へ大きな弾みとなったものと思います。これからのさらなる活躍を期待するものであります。

さらに、先月20日に行われた第34回ふくしま駅伝でも、町のアスリートが躍動しました。 大会では各選手が日頃の練習の成果を十分発揮され、町の部では昨年の5位から1つ順位を 上げ、4位となりました。総合順位でも12位となり、タイムも一人一人の力強い走りで昨年 より短縮するなど、大変すばらしい成績でありました。

さらに、第3区では増子陽太選手が総合1位の区間賞を獲得、また6区の山本竜也選手と12区の大波淳宏選手は、町の部の区間賞を獲得されました。郷土の期待と声援を受けて、1年間にわたる練習成果を発揮すべく自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんのこれまでの努力が、このすばらしい結果をもたらしたと思います。継続的に指導に当たられた監督、コーチの御労苦に感謝申し上げますとともに、今年は感染対策を行いながらではありますが、沿道での応援やテレビ、ラジオ、インターネットでの観戦などにより、選手の走りに熱い声援をいただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在第8波の到来と言われており、福島県内でも連日1週間前の同一曜日比較で増加の一途をたどっております。9月26日以降、市町村ごとの感染者数については発表がされていないことから、町内の感染状況については把握が難しい状況であります。いずれにしても、基本的な対応策である手洗いやアルコール消毒、3密の回避などを徹底して励行していただきますようお願い申し上げます。

また、対策の根幹をなすワクチン接種については、全国では若者を中心に接種率が上がらず、このことが第8波の遠因とも言われています。町では新型コロナウイルスのワクチン接種事業について、生後6か月以上の接種を希望する方へ接種を進めており、12月1日現在、1回目の接種人数は1万688人で全人口に占める接種率は84.8%、2回は1万654人で

84.5%、3回目接種人数は9,066人で71.9%、12歳以上の対象となる4回目では5,745人で45.6%となっております。町でも接種が進んでいない状況ですので、積極的な接種について、機会を捉えてお勧めしております。

今年は日照不足などの影響もあり、令和4年産水稲の作況指数が福島県で平年並みとなる 100と発表がありました。消費低迷に応じて作付面積の減少が続いており、主食用米の収穫量も過去最低になりました。これにより、農林水産省が試算した需要に見合う生産量を下回り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで積み上がった過剰な在庫が解消され、米価は3年ぶりの上昇となりました。

ただ、最近の肥料、原料価格や燃料費などの高騰の影響を受けており、このようなことから町でも農業者の支援として国・県の事業に取り組み、さらには町単独事業としても補正予算を今定例議会において計上したところでありますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度から実施しておりますイオンの東日本大震災からの復興事業の一環として、鏡石町の特別栽培米「牧場のしずく」の販売につきましては、今年も引き続き沖縄県下のイオン琉球株式会社傘下の48店舗において販売することになりました。今年は3年ぶりに先月、現地でのイベント等を実施し、併せて、北谷町で開催された北谷の産業まつりにおいても、鏡石町特産品の販売及びPRを実施したところであります。

健康福祉センター建設事業は、内外装工事に着手しました。現在の工事進捗率は70%で、 完成に向け、工事の工程や安全管理等を推進してまいります。

令和4年度民生委員児童委員一斉改選に伴う委嘱状伝達式では、新任7名、再任15名の皆様に国からの委嘱状を伝達させていただきました。12月1日から3年間、社会福祉の増進と地域社会づくりに協力をお願いするものであります。

鏡石保育所につきましては、平成30年4月1日から民設民営の形で保育所運営を町社会福祉協議会へ移管しました。この間の運営は、安全で安心して子供を預けられる環境づくりに保護者の協力を得ながら運営に当たってきました。しかしながら、東日本大震災等の度重なる地震災害の被害を受け、また、建築後28年を経過したことにより、施設の安全性等今後の改修工事等を実施するための方策として、国庫補助制度を利用した改修等の計画を町社会福祉協議会で実施することとし、今回の譲渡を決定したものでございます。本定例会におきまして、鏡石保育所の無償譲渡の議案を提出しておりますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

子育て支援対策として、新生児の保護者へ商品券を給付するのびのび子育て応援券支給事業については、10月末現在37件の給付を行っております。婚姻を祝福するためのオリジナル結婚記念証については、10月末現在16組の新婚カップルに記念証及びファイルを発行し

たところです。また、誕生記念証については、町制施行60周年記念事業として10月に新生児の手形を押せる記念証にリニューアルし、受け取った新生児の保護者から好評を得ています。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、7月に開催された事業説明会において、遊水地の範囲や堤防の高さ、樋門等の場所等が発表されました。また、9月に開催された用地説明会では、農地の評価額、代替地、税金や年金などについて説明がありました。特に土地評価額は各地区の農地の標準的な価格水準が示され、鏡石地区は水田が1平米当たり3,800円、畑が1平米当たり3,600円と発表されました。

住宅移転用地につきましては、町の協力の下、国が主体となって代替地を造成したいと提案がありました。町としましては、9月に移転対象者の方々との意見交換会を実施し、成田地区内での移転候補地の選定作業を行い、4か所の移転候補地を選定しました。その後、国により意向調査が実施され、現在集計作業中であります。引き続き、移転対象者の皆さんの意見を聞きながら、今後も地元協議会等と連携し、移転対象者の皆さんの力になれるよう積極的に関与していきたいと思います。

先月26日には3年ぶりとなる東京かがみいし会の総会が開催されました。総会では、久しぶりに顔を合わせた会員の皆さんがふるさと談議に花を咲かせていました。東京かがみいし会は来年で創立40周年を迎え、鏡石町をふるさととする方々との交流は一つの節目を迎えることになります。

鏡石浄水場につきましては、旭町浄水場との切替作業が無事終了し、本年10月1日から本稼働となりましたので、10月10日、関係者約40名が出席して通水式を開催いたしました。新たな浄水場も順調に稼働しており、より透明度の高い水道水を供給できるようになりましたので、町民の皆様からも好評をいただいているところであります。今後も潤いのある生活環境の向上を図るため、安全で安心な水の安定供給を目指した水道事業の運営に努めてまいります。

次に、本年度からスタートしました鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業 について申し上げます。

1つ目の子育で・健康・福祉分野では、「全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、町民保健と健康づくりの支援では、総合健康診査事業として集団健診を9月に実施したところであり、680人の方が受診されました。医療機関での個別健診は来年1月31日まで継続して実施しており、より多くの町民の皆さんの受診をお願いしているところであります。

季節性インフルエンザの感染防止や子育て世代の経済的負担の軽減を目的とした妊婦と満 1歳から18歳の子供を対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成を10月から実施 しているところです。また、高齢者インフルエンザ予防接種も同様に実施しております。 産前産後ヘルパー派遣事業では、妊娠中や産後の体調不良などで家事や育児の支援を必要とする家庭に対してヘルパーを派遣するもので、13件の利用があり、家事や育児のお手伝いをすることにより、子育て家庭の育児への不安や負担の軽減を図ってまいります。

ブックスタート事業では、新生児、9か月から10か月児健診において、50人の赤ちゃんに読み聞かせ絵本の贈呈を行っているところです。絵本を介して赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しく温かい時間を持っていただくことで、赤ちゃんが健やかに成長できることを願っております。

百歳賀寿事業につきましては、10月2日、仁井田区の元町長の滝田良嗣さんに鏡石町長賀寿を贈呈し、長寿をお祝いしました。長寿の秘訣は、適度な運動と時代小説を読むこと、規則正しい生活を送ることと話されておりました。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等を支援するため、子育て世帯支援特別給付金給付事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を実施しました。また、直近の原油価格や物価の高騰への対策として、住民税非課税世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等に対する物価高騰生活困窮世帯緊急補助事業等を実施する予定であります。

さらに、市町村が工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援10万円を一体として給付するものであります。これらの給付に必要な経費につきましては、本定例会におきまして補正予算を計上し、議案を提出しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

食の健康づくりにおける高齢者食生活改善事業である健幸食生活応援事業においては、引き続き管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室を行ってまいります。今年度はこれまで63件の高齢者宅の訪問を行ったところです。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次代を担う人づくり」として、 第二小学校整備事業は第二小学校の協力の下、第4工区に分け、改修工事を進めており、現 在第3工区まで終了し、来年3月完了に向け順調に進んでいる状況です。今回の議会定例会 において、改修工事契約の一部変更が生じ、工事請負変更契約の締結の議案を上程しており ますので、よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。今後とも引き続 き施工監理に努めてまいります。

理科振興事業においては、昨年度に引き続き第一小学校及び第二小学校の全学年26クラス 718人を対象に、11月17日から学年ごとに第一小学校と第二小学校合同で、ふくしま森の科 学体験センター「ムシテックワールド」で理科教室を開きました。子供たちの理科離れが問題となっている中、実験や工作など様々なプログラムを体験し、理科に対する想像力や思考力が深まるものと期待しております。

小・中学校町民プール利用事業では、各小学校及び中学校の水泳授業については、鏡石中学校の5月11日からの町民プールでの実施を皮切りに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部実施時期を10月中旬まで延期し、実施しました。各校とも4回から18回の回数で、天候や季節に左右されることなく水泳授業を行うことができたものと感じています。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため過去2年間中止していました文化芸能祭は、関係団体のご協力により3年ぶりに開催され、8団体64名による発表が行われました。久しぶりの開催で、参加された方々は大変楽しく、うれしそうに生き生きと発表されました。コロナ禍が収束し、以前のようなにぎわいが戻ってくることを願うばかりです。

町制施行60周年記念事業として、鳥見山体育館を会場に今月2日に開催された文化講演会は、俳優で劇作家でもある渡辺えりさんをお招きし、「夢見る力 舞台に恋して」の演題でご講演をいただきました。講演では子供の頃のこと、演劇との出会いや様々な実体験を織り交ぜ、これからの演劇への夢についてお話がなされ、多くの町民の方も元気がいただけたものと思われます。

3つ目の協働・コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、第16回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月6日に町制施行60周年記念事業として、ゲストランナーに鏡石町出身で現在小森コーポレーション陸上部に所属し、各種大会に出場している山本竜也選手をお迎えし、福島県内に住んでいる方に限定し、ロードレース18部門と駅伝2部門合わせて1,627名の参加をいただき開催しました。当日は天候にも恵まれ、各小学校の児童をはじめ、各部門で健脚が競われ、改めて鏡石町の元気が発信できたのではないかと思います。大会実施に当たっては、町交通安全協会、町消防団など多くの関係機関、団体の皆様のご支援、ご協力をいただきましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

高齢者等の粗大ごみ戸別収集事業では、新規事業として、粗大ごみを各地区の集会所等まで運ぶことが困難な高齢者や障がい者等に対しまして、6月から受付を開始しており、これまでに33件の利用がありました。これからも高齢者等への支援を行ってまいります。

墓地整備事業については、無作為抽出により、450世帯の町民の方へ需要調査を実施したところであり、回収率は41.5%、そのうち墓地購入の意思のある方が24.1%となっております。今後は、地域の共同墓地の現状調査や管理体制などを把握するとともに、関係者等と意見交換を進めながら課題等を整理し、事業の推進に努めてまいります。

天栄村との広域事業として取り組んでおります総合相談事業につきましては、遺産相続からインターネットでのトラブルなどの問題について、11月までに36件の相談が寄せられて、

相談員が丁寧に対応しております。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、本年度の田んぼアート事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を図りながら実施し、2万9,230人の観覧者が県内外から訪れました。現在は冬の風物詩でもあります田んぼアートLEDイルミネーション事業「きらきらアート」として、来年1月9日まで実施する予定であります。

新型コロナウイルス感染症や燃料費、物価高騰により、町民の生活に大きく影響している ことから、これからの年末年始に向けて、プレミアム商品券発行事業や町内の事業所に対し て従業員数に応じた事業継続支援金について、専決予算として迅速に対応してまいります。

本年で5年目を迎えますまちの駅「かんかんてらす」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が心配されているところでありましたが、国の示す新しい生活様式などの対策を実施しながら、創意工夫によりまして、10月末時点で総売上げは2,161万5,000円となり、前年対比344万2,000円のプラスとなっております。今後もソーシャルディスタンスの確保や3密回避策などの感染症予防策などを十分考慮した上で、営業を続けていきたいと考えております。

本年度の「牧場の朝」オランダ・秋祭りについては、残念ながら3年連続での新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、中止となってしまいました。来年こそは、開催できるよう願うものであります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金事業として継続して施工中の久来石・行方・蓮池西線道路改良工事、鏡田111号線道路改良工事、消防署から鳥見山公園までの笠石476号線外歩道新設工事は順調に進捗しております。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、現在、第3工区の健康福祉センター建設 地の周辺を整備しております。本年度発注しました調整池第2期工事や道路築造工事、宅地 造成工事は順調に進捗しております。

下水道事業の地方公営企業法の適用につきましては、将来にわたり持続可能な経営を確保するため、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業について令和2年度から取り組みを開始し、令和5年4月からの適用を予定しており、固定資産台帳や関係例規の整備、企業会計システムの導入など、準備作業を進めております。

なお、下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、関係条例の改正等が必要なことから、今定例会において改正条例等を上程いたしますので、ご審議の上、議決賜りまようお願い申し上げます。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、

社会保障・税番号制度導入事業については、町ではマイナンバーカードの取得向上のため、 8月から日曜日の午前中に受付を開始しています。現在のマイナンバーカードの発行状況に つきましては、10月末現在6,730件の申請に対し、5,261件を交付しているところであり、 町の現住人口に対する交付率は43.1%となっております。今後も国の政策を注視しながら、 引き続き本制度の周知を図るなど、カード発行の推進に努めるものであります。

住民ニーズの多様化による証明書コンビニ等交付事業については、令和5年1月10日を開始予定にシステムの構築を行っているところであります。事業開始後はマイナンバーカードの取得者は年末年始を除き全国のコンビニ等で住民票、印鑑証明等各種証明書の取得が可能となります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第67号から報告第69号は、先に専決補正予算を組ませていただきました3件で、それぞれワクチン接種事業、非課税世帯への給付金事業、年末にかけての商品券の販売事業等でございます。

議案第258号につきましては、令和5年度から3年間の町民プールの指定管理者の指定について議決いただくものでございます。

議案第259号から議案第261号までの3議案及び議案第275号につきましては、下水道事業 会計が令和5年度から上水道事業と同じく地方公営企業法の適用を受けるため、関係条例の 改正等を行うものでございます。

議案第262号につきましては、印鑑証明の交付申請機能をマイナンバーカードに持たせる ための改正を行うもので、議案第263号から議案第269号及び議案第273号並びに議案第274 号につきましては、地方公務員の定年が65歳まで延長されることに伴いまして、関係する条 例の改正等を行うものであります。

議案第270号から議案第272号につきましては、先頃示されました福島県人事委員会の給 与勧告に基づく所要の改正でございます。

議案第276号につきましては、鏡石保育所の建物等を町社会福祉協議会に無償譲渡するためであります。

議案第277号につきましては、第二小学校の校舎改修工事の契約変更について議会の議決 をいただくものであります。

議案第278号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第8号)につきましては、主な歳入として、普通交付税の確定による3,817万7,000円、財政調整基金3,689万4,000円、歳出としては、妊娠届出時から市町村が支援する出産子育て応援交付金事業が1,188万円、肥料価格の急上昇に対応すべく農家の皆さんへの助成に2,527万7,000円などのほか、今般の光熱水費の高騰分として一般会計全体で2,813万5,000円を計上して、補正額全体で1億977万円

の増額補正予算であります。

議案第279号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、 居宅、施設など、介護サービスの給付費の増などで5,147万1,000円の増額補正予算となっ ております。

議案第280号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、駅東区画整理区域内の暗渠工事2,400万円を含む2,457万1,000円の増額補正予算であります。

議案第281号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、給与改定経費と電気料高騰分を合わせまして178万3,000円の増額補正予算となっております。

議案第282号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的経費で給与改定経費分を含めまして323万5,000円、資本的支出で給与改定分として53万8,000円のそれぞれ増額補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時02分

開議 午前11時07分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第67号及び報告第68号並びに報告第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第5、報告第67号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第5号) 及び日程第6、報告第68号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)並びに日程第7、 報告第69号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)のそれぞれ専決処分した事件の 承認についての3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、報告3件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長(小貫秀明) おはようございます。

ただいま一括上程されました報告第67号及び報告第68号並びに報告第69号 専決処分し た事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

初めに、報告第67号 専決処分した事件の承認について。本件は、令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和4年9月22日付をもって専決処分したものでございまして、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の追加費用経費の補正 でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,091万円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,542万7,000円とするものでございます。 補正の詳細につきましては、8ページからの事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

〇副町長(小貫秀明) 13ページをお開きください。

次に、報告第68号 専決処分した事件の承認につきまして、本件は、令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和4年10月21日付をもって専決処分したものでございまして、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

14ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、電力、ガス、食料品価格等の価格高騰による家計負担増 をふまえまして、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し現金を給付する、住民税非課 税世帯等価格高騰緊急支援給付金事業に関する追加費用経費の補正でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,869万6,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,412万3,000円とするものでござ います。

補正の詳細につきましては、20ページからの事項別明細書に基づきご説明申し上げます。
〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長(小貫秀明) 25ページをお開きください。

次に、報告第69号 専決処分した事件の承認につきまして、本件は、令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして

令和4年11月22日付をもって専決処分したものでございまして、同条第3項の規定により これを報告し、承認を求めるものでございます。

26ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、燃料費、物価高騰による町民の生活及び町内の事業所を 支援する、年末年始生活応援プレミアム商品券発行事業及び原油価格・物価高騰対策事業継 続支援金事業の追加費用経費の補正でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,795万円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,207万3,000円とするものでございます。 補正の詳細につきましては、32ページからの事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

- **○副町長(小貫秀明)** 以上、一括上程されました3報告につきまして、提案理由をご説明申 し上げました。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(古川文雄) これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

- ○3番(吉田孝司) おはようございます。
 - 3番議員の吉田孝司でございます。

ただいま副町長から、報告第67号から第69号にかけてのいわゆる専決処分した事件の承認についての議案3件というふうに認識をしております。私もこの議案を見ておりますと、この時代に合わせて本当に必要な対策が求められて、それを町執行が専決処分という形でいち早く行動に移されたというふうに認識しております。新型コロナ対策、物価高騰等に伴ういわゆる生活が厳しい方々に対する支援、また町内で一生懸命頑張っている方々、そして町民それぞれの支援ということで、様々な角度からの支援というふうに認識をしておったところでございます。

私のほうから、最後の年末年始生活応援プレミアム商品券発行事業並びに原油価格・物価 高騰対策事業継続支援金についての質疑をさせていただきます。

先般の定例全協、臨時全協等々でも各議員からも意見あったと思うんですが、まず1点目の年末年始生活応援プレミアム商品券発行事業、これについても、この時期に合わせた必要な事業だと私も認識をしております。そういった中で、このプレミアム商品券が、私が思いますのは、できるだけ多くの町民の方々に行き渡り、そしてできるだけ多くの町民の方々が恩恵があずかれると、そういうふうな形でなければいけないと思いますので、その辺の工夫、

どのように考えておられるかお尋ね申し上げたいと思います。

もう一点は、原油価格・物価高騰対策事業継続支援金についてでありますが、これについては、私の知るところであれば、481の事業所を対象にしているというふうに承っておりますけれども、以前の全協等でもありましたように、この各事業所等への通知は、あるいは案内等はなされたのか。その辺の実態をお尋ね申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長(菊地勝弘) 3番議員の質疑に対しまして答弁申し上げます。

まず、1点目のプレミアム商品券の件でございますが、こちらに関しましては、今回1人 10セットまでという限定をさせていただいております。数多くの町民に行き渡るように、今 回はこのような限定とさせていただきました。

次の原油価格・物価高騰対策に関しましては、対象事業所、こちらでつかんでいる事業所数が全部で481事業所でございます。そのうち商工会の加盟が307事業所となっております。こちらに関しましては、商工会のほうで各加盟の事業所に連絡、通知を行っているものかなというふうに認識をしておりますが、そのほかの非加盟の方々、こちらに関しては個別に通知は現在しておりませんので、今現在町のホームページ等にも事業内容、あとは申請様式、全部アップしております。そちらを活用していただき、あとは町の広報においてもPRをしていく計画でございますので、そういった媒体を利用していただき、申請をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ただいま産業課長さんからご答弁賜りまして、内容は把握いたしました。 先ほど来から申し上げましたとおり、この2つの事業は大変すばらしい事業だと私は思って おります。したがいまして、この事業を、先ほど来私から申し上げたとおり、多くの町民な いしは多くの事業所がその恩恵にあずからなきゃならないと。そういう中で私が思ったのは、 やはりこういったものがあるんだということをもう少し町民一人一人の末端まで分かるよう な工夫が必要だと思っております。

今、私は東町のところに引っ越しをして住んでおりますけれども、回覧板が先日来ました。 回覧板を見ましたところ、このプレミアム商品券のチラシが1枚入っておりました。でも、 私はこういう立場にあるものですから、回覧板の隅々まで目配りをするわけですが、もしか したらば若い世代の方々とか、あるいは逆に、今それこそ目の見えない方とかそうでない方々は、こういったものが分からないわけです。ですから、私はその辺町民一人一人に、こういったものがあるんだというふうな何かしらの工夫をもう少し凝らしていただきたいと。要するに、チラシを配って終わり、ポスターを貼って終わりではなくて、もう少し何か別な方法を模索していただきたい。結果的にそれができなかったというんであれば、致し方ないと思うんですが、私は、その辺の1万2,500の町民一人一人に対するもう少し目配りをご検討いただけないかということで質疑させていただきたいと思いますし、また、そちらの原油価格・物価高騰対策事業継続支援金につきましても、これからご配慮、非加盟団体を中心に個別的な案内をいただけるということで、これはものすごい大切な対策だと思っております。ですから、こういったものを、要するにここをもう少し拾い上げるといいますか、絶対網ですくったときにこぼれないような、そういう対策をぜひともこの2つの事業に対しては講じていただいて、積極的に進めていただきたいと。私は応援する立場からそのような質疑をさせていただいておりますので、その辺のご見解をお尋ね申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長(古川文雄) 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長(菊地勝弘) 3番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

先ほど何点か広報の仕方について答弁をしたんですが、1点忘れておりました。防災無線、 そちらにおいても、このプレミアム商品券並びに原油価格・物価高騰対策のほうにおいても、 広く町民に行き渡るように周知をしてまいりたいというふうに考えております。

また、こちらの事業、やはり議員おっしゃったように広く住民、事業所に活用していただきたいので、なるべく申請の方式とか添付書類とか、そういったものが簡単なように工夫をしたつもりなので、この事業を活用していただいて、この対策が意味あるものになるようにしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

〇2番(込山靖子) 2番、込山靖子でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、この3,091万円が補正になっていますけれども、私ちょっと接種の人数を確認しました。そして、12月の広報に、11月20日現在で4回目接種が4,787人で38%、そして、先ほど町長の所信の説明の中で12月1

日で4回目接種した方が5,745人ということで、11月20日から12月1日までで、10日間ぐらいで1,000人ぐらい増えているわけです、4回目接種が。

それで、今日から10日間、町では公民館のほうで集団接種ということで続くんですけれど も、今回補正予算として出したこの3,000万は5回目接種が主なんですか。対象者人数とい いますか、それをちょっと確認したかったんですけれども。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長(大木寿実) 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス関連の接種率のまず増加したというところでございますが、10日間で1,000人ぐらい増えたのではないかというお話でございますが、こちらにつきましては11月に4回目の集団接種を行いまして、そちらの数値が確定したというところで1,000人ほど、公民館で実施しました集団接種の人数等を追加させていただきまして増加したというところでございます。

今回の補正での接種の人数でございますが、こちらにつきましては、当初4回目と5回目の人数というところで想定してございまして、大体7,000人ほどというところでの想定の人数で提出させていただいたというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

報告3件の討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

報告3件の討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第67号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

次に、報告第68号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)の専決処分した事件の 承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

次に、報告第69号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)の専決処分した事件の 承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎議案第258号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第8、議案第258号 公の施設の指定管理者の指定についての件を 議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長(根本 博) おはようございます。

ただいま上程されました議案第258号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由 の説明を申し上げます。

議案書36ページをお願いいたします。

本件につきましては、鏡石町民プール「すいすい」の指定管理者の指定の期間が来年3月末をもって期間満了となるため、引き続き指定管理者制度により管理するため、鏡石町公の施設の指定管理者の手続に関する条例第4条の規定に基づき、10月13日に告示を行い、同時に公募を開始、町ホームページや新聞紙上への記事掲載を行いました。

結果として、公募期限である11月14日までに公募申請があったのは、今回議案として提出の株式会社アビックのみから公募申請があり、指定管理者候補者選定委員会の質疑をいただいた上、指定管理者の選定をいたしましたので、同条例第6条の規定に基づき、次のとお

り指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、鏡石町民プール。指定管理者となる法人につきましては、茨城県水戸市袴塚二丁目4番46号、株式会社アビック、代表取締役、秋山英樹。指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第258号につきまして、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、 議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番(円谷 寛) 町民プール「すいすい」の件については、今回の定例会の一般質問の中でも吉田議員などから出されているようでございますが、今までの全協などでも私が指摘してきたように、現在の管理については非常に不十分な点が多いと。故障したシャワーのセンサーなども何年も壊れたままになっていると。

そして、また町としても、電気料のプールでどれだけ使っているのかも明らかにできないような鳥見山の運動施設そのもの全体がメーターが一緒になっていると。個々のメーターもつけたということも教育課長が答弁していましたけれども、しかし、それは何らこの経営の中に分離されて計上されていないということで、本当のところ、我々議会も幾らこの施設にお金がかかっているのか分からない状態なんです。

監査委員の皆さんもよく聞いて、見ていただきたいんですけれども、こういう指定管理の 在り方は、かなり私はおかしいと思っています。だから、これから3年間、来年の4月から あるわけですけれども、にもかかわらず、町側の対応も非常に不十分であるということをこ の契約に際して一言申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長(根本 博) 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

町民プール「すいすい」につきましては、開設からもう25年近くなっております。その上では、大分施設等も老朽化しているという状況であります。その上で、時代に合った施設にやっぱり改造していかなきゃならないというのは当局としても考えております。そういう意味では、今回の指定管理に当たっても再度、今現在の管理者がそのまま、今回議決いただけ

れば管理していく形になりますので、引き続きそれについては町側等も含めて定期的な打合 せ会を行いながら、また利用者の要望も聞きながら、改善できるものは改善していきたいと 考えていますので、ご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、答弁といたします。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) この町民プール「すいすい」の件につきましては、先ほど円谷議員が質疑の中で、一般質問の中にも私が幾つか入れておりますけれども、また先の臨時全協の中でも私も幾つかお問合せをさせていただいて、いろいろ教えていただいた部分もたくさんあったわけであります。

さて、先般の臨時全協の資料をもう一度私も勉強し直して、見直しまして、今日の本会議に臨んでいるわけでありますけれども、その中で、今回の指定管理者の指定に当たりまして、アビックさんの提案の内容に剰余金(利益の20%を町に還元)というふうな記載がございます。これは、この資料を見ますと、恐らくアビックさんのほうからこういったことを逆に町に申入れをして、こういったところを町がすばらしいことだというふうに考えて採用の一つのあれになったのかなというふうに認識をしております。

さて、この剰余金、利益の20%を町に還元ということなんですが、これは、この事業者、 平成29年から今回3回目の指定になる予定であるわけですけれども、今までこういった提案 があったのかどうか、あるいは実績があったのかどうか、その辺お答えいただきたいのと、 この利益剰余金というのは、これ先方の提案だとすればなかなか実際のところが分かりませ んが、単純に収入から支出を引いたものを剰余金、利益として考えているのか、執行のほう から業者さんのほうにこの指定管理に当たってのそういったちゃんとした問合せといいます か、これは何なんだということでしっかりお互いに合意されているかどうか、その辺につい てお尋ねを申し上げたいと思います。

以上であります。

〇議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長(根本 博) 3番議員のご質疑にご答弁します。

指定管理の中で、還元金ということのご提案いただいております。現在アビックのほうでは平成29年度から現在まで行っていまして、平成29年から令和元年、実際平成31年でございますが、その間ですと3年間合計で57万9,135円の還元金がございました。

ただ、令和2年につきましては、ご存知のようにコロナの関係で、休館等がやっぱり出てしまったという関係で、収入が落ち込んでいるということもありまして、還元金はございません。令和3年度につきましては、6万8,467円の還元金ということです。こちらもコロナの関係でどうしても収入関係が落ちていますので、その辺で少ないということでございます。ご提案いただいた中で、そういう形で受けております。

なお、こちらの還元金のほうにつきましては、アビックのほうから決算書をいただきます。 その中で料金収入、自主事業の収入等々の収入金、さらには人件費を含めたその他維持管理 費を含めた中で精算の決算書をいただきます。それを精査した中で、お互い協定の中でそれ を還元金ということで翌年度、今年だと、令和4年度ですと令和5年度のほうに還元金とし ていただくような形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ただいま教育課長さんから説明いただいたこと、理解できました。また、 過去の実績についてもよく分かったつもりであります。

さて、そういう、過去においては57万円であったり6万円であったりということで、社会情勢に応じてこの収入、支出が変わるということに鑑みて、要するに町の還元金もこういった形で変動があったと。実績がこれだけだったという説明だったというふうに思います。こういったことから考えますと、これから、特に今、先ほど来話ししていますように、この物価高騰、原油高騰、こういったことで事態があります。また、コロナの問題もあったりして、これから先が見込めない状況であるというのは私も認識しております。ですので、そういった中で、これ、最終日の今回上程されている一般会計の補正予算にも関わってくることなんですが、ただ、先に指定管理料の内容についてちょっとお尋ねを申し上げておきたいということがございます。

今般、今回の指定管理料につきましては、これまでは軒並み大体3,000万程度の毎年指定管理料であったと思いますが、この前の説明によりますと、いわゆる燃料費の高騰、原油高騰に伴っての支出の増加を見込んで4,400万円程度の1年当たりの指定管理料になるんではないかという説明だったわけであります。そういう中にあって、さらにこの前詳細をお尋ねしたところ、もともとは1リッター当たり72円50銭で計算していたと。しかし、今度は115円50銭で計算をしなくちゃならないと。要するに、その辺の43円くらいの幅を今回考えながら指定管理料の恐らく打診をされているんだというふうに思いますし、また、それが補正予算に今回組み込まれているというふうに考えております。

そういった中で、これはこの先のこと、誰も分かりませんので何とも言えませんが、そう

いったもともと72円、今回115円で計算していますが、今後例えばコロナが落ち着き、なおかつ物価高騰が安定し、そういったことが続くと、原油価格もまた安定化してくるんじゃないかというふうに想定はされます。そういった中で、この指定管理料をあらかじめ今回令和5年度が4,477万円と大体予想しているわけですが、そういったように原油高がまた安定化してきた場合に、その辺の指定管理料というのはどのように変動していくのか、どのような扱いにしていくのかということなんです。

結局、これだけ毎年お金を出しますよというふうに、恐らくこれ、最終日に補正予算を組めばそういう形になると思うんですが、ただ、この先誰も読めないのは分かるんですけれども、しかし、原油価格が安定化してきたときに、その辺の指定管理料というのはどのように変動ないしは算出していくのかと。その辺についてのことを教えていただきたいというふうに思っております。不勉強なものですから、よろしくお願いいたします。

○議長(古川文雄) 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

〇教育課長(根本 博) 3番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

今回の指定管理に当たりまして、実際には補正予算の中で計上することになりますが、1 億3,434万の限度額を設定しております。なお、それと合わせて、リスク分担という形の負担も今回、債務負担等で計上しています。リスク分担の中には、当然ながら町側の理由によって、例えば今回の地震だったりとかコロナの関係で休館をお願いするケースなどの減収収入については町の負担ということで、その分は補塡しますというものもありますが、今回ご質問あったように、灯油の単価でございます。前回の提案ですと72円50銭という単価で今の契約はしておりますが、今回115円50銭ということでの算定をこちらでさせていただいて、その関係で指定管理料の算定をしてくださいということでお願いした点があると思います。

ただ、ご存知のように灯油、社会情勢は今急激に変化しております。この辺も、円高とか、 円安から円高に振るとか、あとはウクライナの情勢が安定化してよくなれば、灯油単価も下 がってくることが見込まれます。その場合については、増減についてもリスクの分担になり ますので、当然ながら落ちればその分の単価落ちた分の費用は町のほうに返還していただく という状況はあり得ます。特に令和2年度につきましては、当初70円50銭で契約したとこ ろが、実際令和2年度アベレージですが、平均で56円42銭という灯油単価でございました。 当然ながらそういう単価だったので、リスク分担として187万6,000円ほどの、逆に言えば 減額ということもあり得ます。そういうことですので、今後3年間の中でそういう変動があ れば当然増減するということです。

ですので、今年度、令和4年度につきましても72円50銭で計算しておりますが、実質こ

れで収まっておりませんので、それについてはリスク分担としてまたお願いすることになる と思いますので、その辺はまたご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。 以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) 教育課長の答弁では、私の質問に答えられていないということで再度 質問いたします。

我々議会は、これからのプールの在り方を考える上でも、一体あの事業にどれだけお金がかかっているのかと正確に把握しなくちゃならないと考えているんです。それに対して町は、電気料を明示していないんです。大変たくさんのお金、かかっているんです。あの流れるプールの水を流れさせるポンプの量なんかは半端じゃないです。ウォータースライダーなんて、あれだけの高いところに水を上げるんです。このポンプの電気なんかも穏やかではない。これだけの電気を使っていながら、我々には幾ら電気料かかっていますということが明らかにならないんです。これは非常に会計の在り方としていびつです。

我々が日頃考えている、私どもと前に一緒に議員やってきた、誰かは名前挙げませんけれども、これだけのお金のかかっているプールの費用対効果は非常に疑問だと。プールなんかなくしてしまえばいいんだという、私は、これは暴論だと言ったんですけれども、そういう意見すらあるんです。そういう公正といいますか、客観的に会計を明らかにしてもらわないと、そういう意見に対して我々反論が弱くなる。

町は3年間契約しちゃったんだから、これはしようがない。その間にでも、プールの電気料は幾らかというのをメーターを別に設置をして、金かかろうと、これしようがないです。そして、これだけのお金がかかっているということを次の契約には生かさなくちゃならないんです。そのためにはなるべく早くメーターを設置をして、実績に基づいて、次の契約をするときにそのお金を加えて、そして契約をしなくちゃならないと。そうでないと、向こうだって、節約するにも節約のやりがいがないわけです。

ですから、ぜひここはなるべく早くメーターを別途設置をして、電気料が幾らかかっているかと明確に把握をする。我々もその責任はあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長(古川文雄) 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長(根本 博) 11番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

確かに今現在、町民プールにつきましては、鳥見山総合公園の中で、メーター1つという

形で電力会社と契約している状況でございます。このメーターをつけるに当たっては、プール自体をちょっと別な組織として考えていかなきゃならない部分もありますので、それを含めながら、前にもお話ししたように、分離することに係る費用、200万から300万程度という初期投資もかかってきますので、それも見据えながら、ちょっと再度ご提示いただいていますので、この3年間に向けて考えていきたいという形でご理解いただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第258号 公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。 お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時53分

開議 午後 1時00分

〇議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第259号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第9、議案第259号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長(大河原正義) ただいま上程されました議案第259号 鏡石町企業職員の給 与の種類及び基準に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書37ページをお願いいたします。

このたびの条例の制定につきましては、令和5年4月1日から下水道事業に地方公営企業 法を適用することや、地方公務員法の改正に伴い、地方公営企業法の適用を受ける企業職員 への給与の支給に関し、その種類及び基準等を定めるために新たに条例の制定を行うもので す。

38ページをお願いいたします。

鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてご説明申し上げます。

第1条では、趣旨として、条例を定める法的根拠と条例で定める内容について規定し、第2条では、給与の種類として、第1項でこの条例を適用する職員と支給する給与の種類について、第2項で諸手当の書類について、第3項で定年前再任用短時間勤務職員に対する支給しない手当について規定し、第3条では、給与の基準として、職員に支給する給与の基準については、職員の給与に関する条例等を準用すると規定しているものです。

第4条は委任規定となり、条例の施行に関し必要な事項は上下水道事業の管理者の権限を 行う町長が別に定めることとしております。

以上、4条で構成する条例となります。

附則としまして、第1項では、施行期日として、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、第2項では、経過措置として、暫定再任用制度により採用された職員の支給しない手当について規定しているものでございます。

以上、議案第259号の提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第259号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第260号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(古川文雄) 日程第10、議案第260号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の全部を 改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 大河原正義 登壇]

〇上下水道課長(大河原正義) ただいま上程されました議案第260号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。 議案書39ページをお願いいたします。

このたびの条例の改正につきましては、令和5年4月1日から下水道事業に地方公営企業 法を適用することに伴い、既存の条例に下水道事業を加え、その経営の基本について必要な 事項を定めるため、条例の題名も含め条例の全部を改正するものです。

40ページをお願いいたします。

改正条文についてご説明申し上げます。

題名を「鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例」とし、第1条では、趣旨として、条例を定める法的根拠と条例で定める内容について規定し、第2条では、設置として、第1項で上水道事業の設置等について、第2項で公共下水道事業と農業集落排水事業を含む下水道事業の設置等について規定し、第3条では、地方公営企業法の適用として、下水道事業に法の全部を適用することを規定し、第4条では、経営の基本として、第1項で経営の基本原則について、第2項では上水道事業の事業計画について、第3項で下水道事業の事業計画を規定し、第5条では、規則として上下水道事業に管理者は置かないことを規定しているものです。

41ページをお願いいたします。

第5条第2項では、管理者に属する事務を処理するため上下水道課を置くことを規定し、 第6条では、重要な資産の取得及び処分として、予算で定めなければならない価格等につい て規定し、第7条では、議会の同意を要する賠償責任の免除について、第8条では、議会の 議決を要する負担付き寄附の受領等について規定し、第9条では、業務状況説明書類の提出 として、第1項で対象期間を、第2項で書類の内容を、第3項で天災等やむを得ない事故の 場合の作成規定を規定しているものです。

以上、9条で構成する条例となります。

42ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第260号の提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第260号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の全部を改正する条例の制定 についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

「举手全員]

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第261号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(古川文雄) 日程第11、議案第261号 鏡石町下水道事業に地方公営企業法の全部を 適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 大河原正義 登壇]

〇上下水道課長(大河原正義) ただいま上程されました議案第261号 鏡石町下水道事業に 地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、 提案理由のご説明を申し上げます。

議案書43ページをお願いいたします。

このたびの関係条例の整備につきましては、令和5年4月1日から下水道事業に地方公営 企業法を適用することに伴い、所要の規定の整備を行うため、関係する8つの条例の一部改 正をまとめて行うものです。

44ページをお願いいたします。

改正条文につきましては、主なもので説明をさせていただきます。

第1条は、鏡石町上下水道事業給水条例の一部を改正するもので、44ページから45ページの中段までが改正の内容となっております。

主な改正の内容につきましては、「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」または「管理者」に改めるなどの文言の整理を行うものです。

45ページをお願いいたします。

中段にあります第2条は、鏡石町職員定数条例の一部を改正するもので、主な改正の内容につきましては、第2条の表中の職員の定数について、下水道事業の定数の区分が変更となることから、町長の事務部局の83人を79人に、水道事業の管理者の事務部局5人を上下水道事業の管理者の事務部局9人に改めるものです。また、表中の括弧書きは、併任する職員の定数について、それぞれ定数内の9人と規定しているものです。

46ページをお願いいたします。

第3条は、鏡石町課設置条例の一部を改正するもので、主な改正の内容につきましては、 第2条第6項の上下水道課の分掌事務について、「下水道に関する事項」を「上下水道事業 との調整に関する事項」に改め、イの農業集落排水事業に関する事項を削るものなどです。

第4条は、鏡石町下水道条例の一部を改正するもので、46ページから47ページの下段までが改正の内容となります。

主な改正の内容につきましては、「規則で定める」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長または管理者が定める」に、「町長」を「管理者」に定めるなどの文言の整理を行うものです。

47ページをお願いいたします。

下段になります第5条は、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を 改正するもので、47ページの下段から48ページの上段までが改正の内容となります。

主な改正の内容としましては、「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」ま

たは「管理者」に改めるなどの文言の整理を行うものです。

48ページをお願いいたします。

第6条、鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正するもので、主な改正の内容につきましては、第2条の設置の規定において、農業集落排水施設の設置目的を追加するため、「町は」を「農業集落における生活環境基盤の整備並びに公共用水域及び農業用水の水質健全を図るため」に改めるもののほか、「規則で定める」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長または管理者が定める」に、「町長」を「管理者」に改めるなどの文言の整理を行うものです。

下段の第7条の鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正と、49ページをお願いいたします。

第8条の鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部改正の主な改正の内容につきましては、「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」または「管理者」に改めるなどの文言等の整理を行うものです。

最後に、附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。 以上、議案第261号の提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りま すようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第261号 鏡石町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う 関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

◎議案第262号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第12、議案第262号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部 を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長(倉田知典) ただいま上程されました議案第262号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、令和5年1月10日に予定されているコンビニエンスストア等において、住民票等の証明書等と併せ、印鑑証明書においてもマイナンバーカードを用いて発行する必要があることから、規定の整理を行うものでございます。

議案書50ページをお願いいたします。

第12条の次に、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている証明発行システムで印鑑証明書を交付できる規定として第12条の2を追加するものです。

附則として、この条例は、令和5年1月10日から施行するものです。

以上、上程されました議案第262号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第262号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制

定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第263号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第13、議案第263号 鏡石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第263号 鏡石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は51ページをお願いします。

このたびの鏡石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位 法であります地方公務員法の改正によりまして、職員の定年が段階的に引き上がることにな りましたため、所要の各条例の改正を行うものであります。

主な改正点は、職員の定年とすべき年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げるもので、それに伴い役職定年制度も導入し、60歳をもって管理職を後任とするなどの改正でございます。

内容につきましては、次ページをお願いします。

こちらからが改正条文になります。

改正条文につきましては、まず上にありますように、章名としまして5章に分割されます。 まず第1章の総則で、第1条において趣旨として、地方公務員法の適用規定条文を規定し ております。

第2章としましては、定年制度の規定でございまして、第3条で定年の年齢を「60歳」から「65歳」として、第4条において、改正された65歳定年後においても、特別な場合において引き続き勤務されることができるという規定になっております。

次ページをお願いします。

次ページの上段のほうになります第3章、第6条、第7条につきましては、管理監督職勤 務の上限年齢制の対象となる管理監督職の規定でございます。対象となる職につきましては、 いわゆる管理職手当を受給している者で、対象となる年齢を60歳とするものでございます。 これによりまして、60歳まで管理監督職にあった職員につきましては、その責を離れること になりますので、給料表上では降任となります。この降任の際の基準が第8条で1号から3 号まで述べられているところでございます。

次ページをお願いします。

前ページの下のほうからあります第9条では、逆に60歳を経過しても、54ページの上段にあります1号から3号までの条件において、引き続き管理監督職を続けることができるという規定と、第2項では、1項の場合、ただし、継続したとしても最大で3年までの規定でございます。

第3項におきましては、第1項のほかに特定管理監督職群という職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充できない特別な事情のある管理監督職に属する者について、引き続き管理監督職を続けることが可能だということで、こちらの該当者につきましては、第1項と違いまして、1年更新で常に要件を満たしていれば、こちらのほうは定年まで勤務することが可能でございます。

また、ここから第1項における通常の延長する管理監督職に要されることができる規定で ございます。

第4項では、第1条の管理監督職の者が要件を満たせば、第3項でいう特定管理監督職群に組み入れることが可能である規定であります。

次ページをお願いします。

中段にあります第10条におきましては、60歳以降も管理監督職を続けさせる者については、その者のまず同意を得ること。

第11条では、管理監督職を延長させた者が延長の要件を満たさなくなった場合においては、 直ちに降任を行うことの規定でございます。

第4章におきます第12条は、定年前再任用短時間職員の規定でありまして、現在60歳で 定年を迎えた職員は、希望によりまして、その年齢、生年月日に応じた年齢まで再任用とし てフルタイムとパートタイムで勤務形態が選択できますが、今回の定年延長におきまして、 その生年月日に応じた年齢まで定年が延長され、延長した年齢までは基本的にフルタイムで の勤務が原則です。ただし、一旦退職することで、パートタイム、いわゆる短時間勤務での 採用も可能としたものでございます。

第5章、第13条では、第2項で冒頭に申し上げました段階的に定年年齢の引上げの規定で、 次ページをお開きください。

56ページの上段に表がございます。

この表のとおり、令和5年度から2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げる規定でございます。

第3項として、60歳に達する職員に対して、今回改正される60歳以上の雇用内容など必要な情報等を伝えるとともに、60歳以降の勤務の意思を確認する規定でございます。

中段にあります附則につきましては、第1条としまして、施行期日を令和5年4月1日と し、附則の第9条のみが公布の日からとするものでございます。

第2条におきましては、旧条例において、定年を過ぎても職員として現に勤務している職員にあっては、新条例の規定を満たせば、引き続き定年退職の日から3年を超えない範囲で勤務延長ができる規定でございます。

57ページをお願いします。

第2項におきましては、新条例における定年を迎える職員や、既に特例で定年延長を行っている職員等に対して、定年に達する以降の新職種などに昇任、後任、転任ということができないというような規定でございます。

第3項においては、第1項の経過措置の延長について新条例の第4条の第3項から第5項 を準用するものでございます。

第3条につきましては、定年退職者の再任用に対しての経過措置でございまして、65歳未満の定年退職者については、第1項では第1号から第4号までの要件の者を引き続き採用する規定でございます。

58ページをお願いします。

第2項でございますが、新条例での再任用の要件でございまして、第3項では、旧条例や 新条例の任用でも再度1年以内の更新が可能であるということでございますが、65歳は超え ることができないという規定でございまして、第4項、第5項では、これらにより新しい定 年から65歳までに採用された職員を暫定再任用職員と呼称すること、及びこの職員は人事評 価の対象であることと、任期更新の際には同意を得ることの規定でございます。

第4条については、第3条にいう暫定任用職員について短時間での勤務も可能とする規定 でございます。

59ページをお願いします。

こちら中段にあります第5条としまして、改正法律附則第8条の第3項においては、暫定 再任用職員を採用することなく任期の定めのない職員とすることはできないという規定でご ざいます。そのうち、通常の定年を超える必要がある職種とその年齢については条例で示す 必要がございますが、現時点ではそのような特別な職やそれに伴う特別な年齢とはしないと いう規定でございます。

第6条については、5条の内容を短時間任用職員に適用した条項で、5条と同じく特別な職や特別な定年年齢を設定しない旨の条項となっております。

第7条につきましては、2年に1歳の定年年齢の規定でありますと、一旦定年になった翌

年に定年が延長するケースがございます。その場合には、定年になったものとみなす規定でございます。その中に、前の2条と同じく特別な職や定年を設定する必要がありますが、同じく特別な設定はしない旨の規定でございます。

60ページをお願いします。

第8条におきましては、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございまして、 2年ごとに延長される定年の年齢に合わせまして、その職員の生年月日における定年を超え ることが明らかな短時間勤務の職については、定年前再任用職員として採用することができ ないという規定でございます。

以上、議案第263号につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議 決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第263号 鏡石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第264号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第14、議案第264号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

〇総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第264号 鏡石町人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申 し上げます。

議案書61ページをお願いします。

このたびの鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法であります地方公務員法の改正によりまして、職員の定年が段階的に引き上げることになりましたことによりまして、所要の各条例の改正を行うものでございます。 再任用につきまして、条例が改正されたことによりまして、根拠法令等の条文等を改正するものでございます。

改正条文につきましては、中段にありますように、条例第3条中「第28条の5第1項」を 「第22条の4第1項」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行日時を公布の日とするものでございます。

以上、議案第264号につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議 決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第264号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

◎議案第265号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第15、議案第265号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第265号 公益的法人等への職員の派 遺等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げ ます。

議案書は62ページをお願いします。

このたびの公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法であります地方公務員法の改正によりまして、職員の定年が段階的に引き上げることとなりまして、それに伴う身分や役職定年制度などの制度が導入されたため所要の改正を行うものでございます。

改正条文につきましては、次ページをお願いします。

条例第2条第2項及び第10条における派遣することができない職員の規定の中に、今回の 上位法の改正によりまして、役職定年の規定にかかわらず、引き続き60歳以降も管理監督職 にある者については派遣できないというものの規定を追加するものでございます。

また、附則につきましても、第3項としまして、鏡石町職員の定年等に関する条例の改正前第4条において、定年後も引き続き雇用される職員については、改正後の第4条第2項に 規定する職員とみなすことができる規定を加えまして、施行日につきましては令和5年4月 1日とするものでございます。

以上、議案第265号につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議 決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番(小林政次) すみません、ちょっと分かんないところがあるので教えていただきたいんですけれども、63ページの3項で、一部改正する条例(令和4年鏡石町条例第 号)とな

っていますけれども、これは後から入れるということなんですか。ちょっとお尋ねします。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

こちらの第3項の2行目にあります条例第、空白の号の件でございますが、今回こちらのほうで鏡石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例というのが本日上程されて議決されたということなんですが、実際には、こちらの公布するためには条例第何号という番号を付番しなくてはなりませんが、現時点では付番する状況にありませんので、空欄としているものでございます。

○議長(古川文雄) ほかにありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 私のほうからお尋ね申し上げます。

この公益的法人等への職員の派遣についてでありますが、先般説明いただいたところによりますと、町の社会福祉協議会あるいは一般社団法人かがみいし振興公社等々の組織化というふうに認識しております。実際、今、我が鏡石町からいわゆる公益的法人に派遣になっている職員の実態を教えていただければと思います。

以上であります。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 橋本喜宏 登壇]

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

現在、その団体につきましては、1団体のみでございまして、鏡石町の社会福祉協議会の ほうに事務局次長1名と保育士3名を派遣している状況でございます。

以上でございます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第265号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第266号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第16、議案第266号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第266号 外国の地方公共団体の機関 等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、 提案理由のご説明を申し上げます。

議案書につきましては、64ページとなります。

このたびの外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法であります地方公務員法の改正により職員の定年が段階的に引き上げられることになりましたので、それに伴う身分や役職定年制度などが導入されたため所要の改正を行うものでございます。

65ページをお願いします。

条例第2条第3項における派遣することのできない職員の規定の中に、役職定年の規定にかかわらず、引き続き60歳以降も管理監督職にある者につきまして派遣できないという規定を追加しているものでございます。

なお、附則につきましては、第3項として、鏡石町職員定年等に関する条例の改正前第4 条において、定年後も引き続き雇用されている職員については、定年改定後の第4条第2項 に規定する職員とみなすことができる規定を加えまして、施行日につきましては、令和5年 4月1日とするものでございます。 以上、議案第266号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、 議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第266号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に 関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第267号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(古川文雄) 日程第17、議案第267号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第267号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 議案書につきましては、66ページをお願いします。

このたびの職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、 上位法であります地方公務員法の改正によりまして、職員の定年が段階的に引き上げられる ことになりまして、それに伴う身分や役職定年制度などの制度が導入されるため所要の改正 を行うものでございます。

改正条文につきましては、中段にございますが、条例第3条中の「、給料」を「の期間、 その発令の日に受ける給料」に改めまして、この場合において、その減ずる額が現に受ける 給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずる規定を追加するものでござい ます。

これによりまして、旧規定では1割以上の給料の減額が不可能でございましたが、今回の 定年の延長によりまして、定年後の給料につきましては、定年前の7割とするということに なっておりますので、3割の給与減額が可能となるということでございます。

なお、附則としましては、施行日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

以上、議案第267号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、 議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第267号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の 制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第268号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第18、議案第268号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第268号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 議案書は67ページをお願いします。

このたびの職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、 上位法であります地方公務員法の改正によりまして、職員の定年が段階的に引き上げること になったことによりまして、それに伴う身分や役職定年制度などの制度が導入されたため所 要の改正を行うものでございます。

ここでは根拠法令条文や職員の名称の改正となっておりまして、直接的な勤務時間や休暇 の変更はございません。

改正条文につきましては、68ページをお開きください。

条例第2条第3項中の「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるということでございます。

この改正は、地方公務員法の改正によりまして、フルタイム以外の職員の名称が「再任用短時間勤務職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に変更になったことによるものでございます。

また、附則としまして、第2条におきまして、暫定再任用職員につきましては、定年前再任用職員とみなして新条例の規定を適用することによりまして、第1条で、施行日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

以上、議案第268号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、 議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第268号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制 定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第269号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第19、議案第269号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第269号 職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書につきましては、69ページをお願いします。

このたびの職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法であります地方公務員法の改正によりまして、職員の定年が段階的に引き上げることになりまして、それに伴う身分や役職定年制度などの制度が導入されたため所要の改正を行うものでございます。

改正条文につきましては、次ページをお願いします。

条例第2条第2項中の「職員の定年等に関する条例」を「鏡石町職員の定年等に関する条例」に改めまして、第3号としまして、育児休業を取得できない職員について、鏡石町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定によりまして、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものであります。これは、この場合におきまして、管理監督職を延長しているという者につきましては、特別な任用でございますので、育児休

業の必要性のある職員については特別な任用は行わないという意味合いのものでございます。 また、第15条及び第16条の改正につきましては、対応する条項と「再任用短時間勤務職 員等」を「短時間勤務職員」と文言の訂正でございます。

附則としまして、第1条で、施行日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

以上、議案第269号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、 議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、込山靖子議員。

[2番 込山靖子 登壇]

- ○2番(込山靖子) ちょっと私も勉強不足なんですけれども、定年年齢が延長になって長く 勤められるようになりますけれども、育児休業に関して、何か孫育児の休業ができるように なったようなことを新聞で読んだんですけれども、これちょっと全然関係ないかもしれない んですけれども、多分今後孫を育児できる休業法というのが、もしかしたらできるような何 か法律が施行したのかもしれないんですけれども、その辺の予定といいますか、そういうの は現時点で、分かる範囲で、もしあったら聞かせてください。
- ○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

宮城県ないし郡山市のほうで、たしか孫休暇だか休業というような制度をつくったように最近聞いております。孫に対する祖父母の休業等につきましては、今のところ動きはございませんが、そういうような形で、両親が忙しいときに祖父母がお孫さんのために休暇を取るような制度につきましては現実にございます。ただ、休業までは多分いっていないと思いますので、休暇という形ではあるのが実態でございまして、法令化の動きにつきましては、今のところ私のほうにはそのような情報は入っておりません。

以上でございます。

○議長(古川文雄) ほかにありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第269号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第270号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第20、議案第270号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

〇総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第270号 議会議員の議員報酬、期末 手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説 明を申し上げます。

議案書は71ページをお願いします。

人事院は、8月8日に国及び内閣に対しまして国家公務員の月例給及び特別手当の引上げ 改定勧告を行いました。これを受けまして、福島県人事委員会は10月5日、県に対しまして 県職員の月例給と特別給の民間格差を埋めるため月例給平均0.23%、期末手当を年間0.1か 月分引き上げるような勧告を行ったところでございます。町といたしましては、福島県人事 委員会の勧告に基づいた職員の給料等の改定及び県議会、県内自治体の動向を鑑みながら、 特別職の期末手当につきましても、算定基礎に乗ずる割合を改定するため所要の改正を行う ものでございます。

次のページをご覧ください。

改正条文の第5条期末手当の規定でございますが、第2項中、それぞれの基準日現在の支 給割合を「100分の160」から「100分の162.5」に改めて、次に、附則に次の1項を加えま して、今年度に限り6月期分の引上げ分を12月期の期末手当の引上げ分に加算して支払うものの規定でございます。

今回の附則として、改正条文は公布の日から施行するものの、第5条第2項の改正規定に つきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、附則に1項を加える規定につきましては、令和4年12月1日を適用日としまして、 本日支給されております改定前の割合の期末手当につきましては、改定後の期末手当につき ましての内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第270号につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ただいま我々議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご提案をいただいたところであります。

先ほど国の動き、そしてまた、県の動き、そしてまた、他自治体の動きの概略をお話しい ただいたようであります。

先ほどおっしゃったとおり、人事院、県の人事委員会でありますが、それぞれ国家公務員ないしは県の職員、県あるいは市町村の自治体の職員の給料あるいはそういう手当をアップするような勧告、そういったものだと認識しておりますが、この議会議員の報酬等についての勧告とはまた一線を画さなければならないものであります。また、次の議案のときにもお尋ねしたいと思ったのは、やはり町長についても同じような考えだと私は認識しております。

そういった中で、今回この議会議員、今この質疑ですから、議会議員としては、個人としては手当が増えることは大変ありがたい、そういうお気持ちは大変ありがたいんですが、このコロナ禍、そしてまた、ウクライナとの関係でのやはり原油高、そういったことも考えますと、我々政治家はこういったものを自粛すべきではないかという声もやっぱりある中で、あえて執行としてこういった議案を提案されたこと、その根拠をお尋ね申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

確かに人事委員会もしくは人事院等につきましては、特別職、議員の皆様方と町長等の特別職につきましては、特段の規定を申し上げていることはございません。ただ、県議会におきまして、また、先ほど申し上げましたように、近隣自治体におきましては、やはり同じような形で、今、議案の進行が進んでいるところでございます。じゃ、なぜそこで出てくるのかといいますと、やはりここの条例の名前にありますように、期末手当という手当の問題でございまして、期末手当、我々職員のほうはこの期末手当のほかに勤勉手当という能力に応じた支給の部分がございます。ただ、期末手当というのは、あまり言葉は良くないんですが、継続性に伴った賞与という形ですので、今まで1年間ないしは半年間頑張ってきたということに対する手当でございますので、議員報酬等は各自治体でそれぞれ違いますが、ここの期末手当に関する継続性の部分につきましては、やはり県下一斉に同じものであるべきというふうに考えまして、議案を上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案の反対の発言を許します。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 私は、結論から申しますと、この議案に反対の立場からの討論を述べさせていただきたいと思います。

先ほど総務課長から、この期末手当の意味というものを継続性に対する評価といいますか、 そういったものだという意味づけをいただきましたので、ある程度そういったことは理解で きます。

そしてまた、何回も申しますが、議会議員の個人としては、こういったもの頂けるという ことに対しても、また、これも重ねてそのお気持ちには深く感謝を申し上げるところではあ ります。

しかしながら、いわゆる平時であれば、平時と言いますのは、特に大きな問題もなく、 我々が本当に平和と感じて過ごせるような状況であれば、私はこういうものも、アップする ものも頂いてもよろしいのかなというふうには思うんですが、しかし、何度も申し上げましたとおり、このコロナ禍に鑑み、あるいはロシアのウクライナ侵攻に伴う原油高騰等あるいは物価高騰等に鑑みますと、先ほど町民に対する、あるいは町内の事業者に対する様々な支援策が講じられている中にあって、私はこういったものをむしろそういった方々にさらに手厚く充当すべきであると考えるものですから、そういった観点から、私はこの案には反対の意見を申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長(古川文雄) ほかに討論ありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第270号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長(古川文雄) 挙手多数であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第271号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第21、議案第271号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第271号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

73ページをお開きください。

人事院は、8月8日に国及び内閣に対しまして、国家公務員の月例給及び特別手当の引上 げ改定勧告を行いました。これを受けまして、福島県人事委員会は10月5日に県に対し県職 員の月例給と特別給の民間格差を埋めるため、月例給平均0.23%及び期末手当を年間0.1か 月分引き上げるよう勧告を行ったところでございます。町としましては、福島県人事委員会 の勧告に基づいた職員の給与等の改定及び県議会、県内の自治体の動向を鑑みながら、特別 職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため所要の改正を行うものでございます。 次ページをお開きください。

こちらのほうが改正条文でございまして、第3条が期末手当の規定でございます。第2項中、それぞれの基準日現在の支給割合を「100分の160」から「100分の162.5」に改めまして、次に、附則に次の1項を加えまして、今年度に限り6月分の引上げ分を12月期の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

今回の附則としましては、改正条文は公布の日から施行するものとし、第3条第2項の規 定につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、附則に1項を加える規定につきましては、令和4年12月1日から適用しまして、本 日支給されております改定前の割合の期末手当につきましては、改定後の内払いとする規定 でございます。

以上、上程されました議案第271号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご 審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 私は、今、上程されました町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定については、反対であります。

先ほど可決されました議会議員の関係のものについて整合性を合わせる意味で、こちらは 賛成すべきものかなというふうにも考えたのですが、先ほど申し上げましたとおり、この状 況において、我々政治家は身を切る改革といいますか、そういったものをしなければならな いという私は教示を持っておりますので、そういう意味から、私はこの条例には反対をさせ ていただきたいというふうに思っております。

○議長(古川文雄) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第271号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(古川文雄) 挙手多数であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第272号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第22、議案第272号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第272号 職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書につきましては、75ページをお開きください。

人事院は、8月8日に国及び内閣に対しまして、国家公務員の月例給及び特別手当の引上 げ改定勧告を行いました。これを受けまして、福島県人事委員会は10月5日、県に対しまし て県職員の月例給と特別給の民間格差を埋めるため、月例給平均0.23%及び期末勤勉手当 0.1か月分を引き上げるよう勧告を行ったところでございます。町としましては、福島県人 事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改定と、今回はこれに併せまして、職員の65歳定 年延長についても所要の改正を行うものでございます。

次ページをお開きください。

76ページ、まず第1条でございます。

第1条につきましては、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものといたしまして、第18条期末手当の規定でございますが、第2項中、12月の支給割合を「100分の117.5」から「100分の122.5」に改めまして、同条の第3項中、再任用職員に係る規定につきまして、一般職への読替え規定である「100分の117.5」から「100分の122.5」に改め、12月の支給割合を「100分の65」から「100分の70」に改めるものでございます。

続いて、第19条勤勉手当につきましては、その支給割合を「100分の95」から「100分の

100」に改めるものでございます。これによりまして、今年度の人事委員会の勧告の支給率と同等となるものでございます。

続きまして、次ページ以降に別表第1として職員の給料表の改定でございます。

若年層に重点を置いた改定となりまして、30代半ば以降の職員につきましては、今回の給 与改定はございません。

続きまして、議案書の80ページをお願いします。

次に、第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するということでございまして、今回の人事院勧告による改定分として、中段にあります11条第2項の部分につきまして、通勤手当の限度額を「60,700円」から「67,900円」に改めまして、5行空いた第18条第2項中、期末手当の支給割合を「100分の122.5」から「100分の120」に改めまして、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、その適用割合等について「100分の122.5」から「100分の120」に、及び「100分の70」から「100分の67.5」に改めるものでございます。

さらに、19条、勤勉手当につきましても、「100分の100」を「100分の97.5」に改めることによりまして、令和5年度からの6月期及び12月の支給の期末手当、勤勉手当の支給割合として平準化するものでございます。

81ページをお願いします。

続きまして、職員の65歳定年延長関係の主な改正点としましては、再任用職員や再任用短時間勤務職員などの名称を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めまして、80ページの下段から上にありますように、附則の16では、原則として61歳以上の職員の給与は、町長から辞令を受けた号給の7割とすること。

附則の17では、61歳以上の職員でも短時間勤務職員や特例的に定年を過ぎて雇用している職員、新しい地方公務員法で61歳を過ぎても管理監督職にいる職員などにつきましては、60歳以降に号給の7割適用が適用されない職員というふうな規定でございます。

附則の18におきましては、定年時に管理監督職にあった者について、役職定年後において 役職定年時の7割給付を支給する規定でありまして、附則19においては、その金額が降任さ れた号給の最高額を超える場合には、号給の最高額のほうを適用するというような規定でご ざいます。

次ページをお願いします。82ページになります。

82ページに、附則20におきましては、定年時に管理監督職でなかった者が号給の7割支給に当たり、他の職員と給与上で支障がある場合には、定めに応じて差額を支給することが可能であること。

附則第21では、附則16、18、20で規定しています職員以外で他の職員と給与上で支障の

ある場合においては差額の支給が可能であること。

附則22におきましては、施行において必要な事項は規則で定めることというふうにしていることでございます。

附則として、第1条におきましては、施行日を令和5年4月1日とするものでございます。 第2項としましては、第1条における人事委員会勧告関係の改定のうち、月例給につきま しては、令和4年4月1日に遡及する規定でございます。

83ページをお願いします。

上にあります第3項としましては、今回の勧告の期末勤勉手当につきましては、令和4年 12月1日を施行とする規定でございまして、第2条におきましては、改定前の給与や期末勤 勉手当につきましては、改定後の内払いとする規定でございます。

第3条におきましては、改正後の条例の追加された附則については、旧法による定年延長がなされた職員等には適用しない規定で、第4条では暫定再任用短時間勤務職員を定年前再 任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例を適用するものとしたものでございます。

最後に、次のページお願いします。

最後に、第5条として、経過措置については規則で定める規定でございます。

以上、上程されました議案第272号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご 審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第272号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、換気のため10分間休議いたします。

休議 午後 2時15分

開議 午後 2時26分

〇議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第273号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第23、議案第273号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及 び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第273号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は85ページをお開きください。

今回の改定につきましては、上位法であります地方公務員法の改定によりまして、職員の 定年が段階的に引き上げることになり、それに伴う身分や役職定年制度などの制度が導入さ れたため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、次ページをお願いします。

改正条文としまして、各条文におきまして、根拠法令条文の改正及び「再任用職員」を 「定年前再任用短時間勤務職員」などに改める改正でございます。

附則としまして、第1項で施行期日を令和5年4月1日とし、第2項で経過措置としまして、暫定再任用職員につきましては、定年前再任用短時間勤務職員とみなして本条例を適用する規定でございます。

以上、上程されました議案第273号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご 審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

- ○2番(込山靖子) すみません、この単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例自体の全体の条例がちょっと分からないんですが、ここの部分だけを見ると、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めとありますが、この文を単純に解釈すると、定年前の人で再任用短時間勤務職員というのは、まだ定年退職はしていなくて、そして、定年退職してから再び任用する予定の職員という意味合いなんですか。そして、単純な労務とはどのような具体的な仕事なんですか。
- ○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、定年前再任用短時間勤務職員ということで、定年がこれから延長されます。先ほど 定年延長の条例改正のほう説明したように定年が延長されますので、定年が延長されますと、 原則的に61歳の時点、翌年度の時点で7割給料になると。7割の給料の根拠が基本的にはフ ルタイムでございます。フルタイムでございますので、職員としてのカウントはされるとい う形になっています。今現在ですと、60歳を超えるとフルタイムと短時間勤務の二通り取ら れますが、新しい条例ですとフルタイムが基本となりまして、ショートタイム、要するにフ ルタイムじゃなくてパートタイムがどうしてもしたいという方においては、退職するしか方 法がございません。退職した後に、この定年前再任用短時間勤務職員として働くというよう な形でございます。

あと、単純な労務に雇用される職員というのは、昔、現在は実はここの給料表に当たっているものはございませんが、用務員という形で、中学校とかで例えば掃除をするとか、そういうふうな単純な行為をする者の給料表でございます。いないのになぜここの表があるのかというのは、今、我々行政職というカテゴリーでございまして、行政職の者で希望すると転任が可能となります。させるかどうかはこちらの任命権者が決めることですが、その受皿として、この条例を今のところ載せているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第273号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第274号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第24、議案第274号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の 制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) ただいま上程されました議案第274号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書につきましては、87ページをお願いします。

今回の改正につきましては、上位法であります地方公務員法の改定によりまして、職員の 定年が段階的に引き上げられたことによりまして、その改定の中で再任用という規定自体が 経過措置以外で廃止されたため、今回条例の廃止をするものでございます。

条文としましては、「職員の再任用に関する条例を廃止する」でございます。

附則としまして、施行日を令和5年4月1日とする規定でございます。

以上、上程されました議案第274号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご 審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第274号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についての件を 採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第275号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(古川文雄) 日程第25、議案第275号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関す る条例等を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 大河原正義 登壇]

〇上下水道課長(大河原正義) ただいま上程されました議案第275号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書88ページをお願いいたします。

このたびの条例の廃止につきましては、令和5年4月1日から下水道事業に地方公営企業 法を適用することなどに伴い、廃止が必要な3つの条例をまとめて廃止するものです。

第1号、鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、先ほど議決 いただきました新条例を制定しましたので、既存の条例を廃止するものです。

第2号、鏡石町公共下水道事業特別会計条例と第3号、鏡石町農業集落排水事業特別会計 条例につきましては、当該2事業が下水道事業として統合され、公営企業会計に移行するこ とから廃止するものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第275号の提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 私のほうからお尋ねを申し上げます。

今回廃止される条例、3つ列挙されておりますが、(2)番、(3)番、これ第2号と言うのでしょうか、第2号、第3号ということで、公共下水道事業特別会計の条例並びに農業集落排水事業特別会計条例ということで、この条例が2つ廃止されますと、いわゆるこの特別会計が消えるということで、この2つの事業を合わせて、いわゆる下水道事業会計なるものをつくるようになるのかなというふうに私は想像しています、4月1日から。その辺のことについては、もしかしたら今議会ではなくて、3月議会に上程されるのかななんて思って聞いたんですが、1点お尋ね申し上げたいと思います。要するに、この下水道の事業会計が今度必要になってくると、廃止をしますと。自動的にそうなるのは誰でも分かるわけです。そのときに、いわゆる今ある上水道事業会計と別に下水道事業会計、仮称です。そういったものが出来上がるのか、それとも上下水道というふうに言っているわけですから、これが合わせて、いわゆる上下水道事業会計、これも仮称ですけれども、そういうふうなものになるのか。この辺の在り方、今のところどのように考えているのか、お尋ねを申し上げます。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

〇上下水道課長(大河原正義) 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

先ほどの企業会計の方式でございます。現在のところ、上水道事業会計と下水道事業会計 ということで、2つの会計で来年以降は企業会計として実施していくといったところで、現 在のところ考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第275号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する 条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第276号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第26、議案第276号 財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 栁沼和吉 登壇]

〇福祉こども課長(柳沼和吉) ただいま上程されました議案第276号 財産の無償譲渡につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書89ページをお願いします。

このたびの財産の無償譲渡につきましては、平成30年4月1日から社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会において、保育所運営を公私連携型保育所として平成30年度から令和4年度までの期間で協定を締結し、運営に当たってまいりました。

鏡石保育所の建物につきましては、平成6年2月竣工でございまして、現在、建築後28年が経過しております。また、東日本大震災等の度重なる地震によりまして被害を受けております。これらの施設につきまして、今後の在り方について検討をしたところ、鏡石保育所につきましては、国の補助金の制度を利用しまして、今後の大規模改修等を実施したいということに結論なりましたので、このたびは、保育所につきましては無償にて鏡石町社会福祉協議会のほうへ譲渡するものでございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして議決を求めるものでございます。

- 1、譲渡する財産でございますが、(1)としまして建物、建物に付随する備品等の物品を含みます。名称が鏡石保育所、所在地が福島県岩瀬郡鏡石町本町43番地6、構造は木造平家建て、延べ床面積ですが、918.56平方メートルでございます。
 - (2) としまして、(1) の建物が所在する土地上の工作物及び立木でございます。

2つ目としましては、譲渡の相手方でございます。所在が福島県岩瀬郡鏡石町旭町161番

地、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会、会長、小貫秀明でございます。

3としまして、譲渡の条件でございますが、譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、 児童福祉法第39条または第39条の2に規定する保育を行うことを目的とする施設の運営の ために使用するものとするものでございます。

以上、議案第276号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

〇11番(円谷 寛) お尋ねをいたします。

昭和の時代から町議会議員やっている古参の議員としてはちょっと恥ずかしいことなんだ かも分かんないけれども、ちょっと認識がないので、お尋ねをしたいと思います。

今までも、今日も説明の中で、これから保育所を改築などするのに当たって有利にするために無償譲渡をするとこういうことなんですが、我々は町が所有しているのと社会福祉法人 鏡石町社会福祉協議会が所有するのとでは、補助などに差があるというふうに説明を理解するわけですけれども、どのくらいの、町の所有と社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会の所有 とで、補助などに差が出るのがどうかを説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 栁沼和吉 登壇]

○福祉こども課長(栁沼和吉) 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

保育所の国の補助制度でございますが、町が改修等を行った場合の補助金でございますが、 基本的には、現時点では国・県補助はございません。ですから、100%町の財源で賄うと。 財源と言っても起債は認められますので、起債は借りて、財源の運用はできますが、基本的 には借りたものは返さなければならないと。あと、起債の一部は交付税措置があるという財 源でございますので、国の助成は多少なりは出てくるというようなものでございます。

あと、社会福祉協議会で実際実施すると。いわゆる民間の事業者が施設整備をするということであれば、国・県から2分の1、あと、町と事業者はそれぞれ4分の1を負担するという補助制度が利用できますので、これらの点につきましても、財源の確保とすれば優位なものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

- ○2番(込山靖子) 先ほど社会福祉協議会のほうに町の職員が出向している形で、3名ですか、全員で。今度、社会福祉協議会が直接管理運営することになりますと、職員の人は社会福祉協議会が雇うという形にはなると思うんですけれども、そうすると、職員の人たちの給料というのは誰が払うようになるんですか。
- ○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 栁沼和吉 登壇]

〇福祉こども課長(柳沼和吉) 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

現在、保育所には3名の職員が社協を通じて派遣しております。人件費につきましては、 町のほうで負担しております。現在派遣している根拠でございますが、平成30年度に締結し ました協定によりまして職員を派遣しているものでございます。今後につきましても、この 協定に基づきまして、社協と協議の上、派遣することが可能ということで、現在運営をして おります。

以上でございます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 私からお尋ねを申し上げます。

今回、いわゆる町の公の財産である鏡石保育所を民間団体である町社会福祉協議会に無償 譲渡するという、これ、こういうふうな議案であると理解しております。

そういう中で、ちょっと細かい話、まず1点お尋ねしますが、この鏡石保育所の建物ないしは土地、それに付随する工作物等、立木等あるんでしょうが、これの価値はどういう評価していますか、町は。1点。要するに建物、土地、その他工作物等々、価値です。価値と言うと、お金ばかりが価値ではありませんけれども、実質どのぐらい価格に相当するものか、現在の価格でいいと思います。

そしてまた、譲渡の条件の中に譲渡の相手方云々と書いてありますが、施設の運営のために使用するものとすると。要するに保育事業に使っていただくというもので譲渡するわけですが、これ、先ほど福祉こども課長から答弁いただいたように、説明、答弁あったように、いずれ竣工して28年ですから、近未来的に、近い将来に補修しながら使わなくちゃならないと。しばらく使うのでしょう。そして、そういう中において、最終的に私は取り壊したりとか、新築をしなくちゃならないということも考えたときに、この使用するものとするという

ことでこれ書いちゃって、使用できない状態になったらどうしますか、使用しないということになったときに。例えば何か、ほかに協定といいますか、譲渡するときの条件の中にそういう場合の話が書いてあるかもしれませんが、これだと永年的に使わなければならない形になっちゃいます、これ。ですから、その辺の考え、もちろん私が申し上げたとおりだと思うんです。要するに、古いものを直して使うと。使えなくなったらば、壊して更地にして、その場所なのか、新しい場所に建てなくちゃならないと。そういったときに、これでは私はこの条件に最終的に反してしまうんじゃないかという危惧しています。ですから、そうならないようにするための方策を講じておかなければならないのであって、その辺の対策、お尋ね申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 栁沼和吉 登壇]

○福祉こども課長(柳沼和吉) 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

建物等の現在の価値といいますか、総務課のほうで保有しております財産の台帳の価格でございますが、2,271万ということで台帳のほうには記載になっております。

2つ目でございますが、将来の話でございますが、補修したりとか、例えばどこかに移転するというような、将来そういった結論が出て、施設整備を図っていったというときには、基本的には保育施設で使うということで譲渡契約をしますので、仮にその譲渡契約の中で、例えばどこかに移転して建物が空き家になった場合ですとか、あとはもう保育施設として使わなくなったと。そういった場合には、契約の中で町に財産を戻すということになっておりますので、そのような規定で、あくまでも改修しながら保育の供に用いるという大前提での契約でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 今、福祉こども課長さんから答弁いただいた中で、私は1点聞き捨てならないことを聞いたと思っているんです。何かが起きたらば町に戻すという話があったのです。私は、これ結局古くなって、老朽化して、それを補修するために今回無償で譲渡するんじゃないんですか。そして、それを直してもらって使う。これは私は理解できます。しかし、そういうもの使っていながら、結局最終的にそれが要らなくなったからといって町に返してよこすんですか、これ。そんなぼろぼろになった、例えば直し直しこれ使います。しかし、年がたてば、もう中は実際、言葉悪いですが、ぼろぼろになってきます。そういったぼろぼ

るになったものを町に返されて、町はどうするんですか。それこそ、私、前から言っているように、公共施設の在り方、今考えなくちゃならない。新しいものを造る。そしてまた、新しいものを造れば、今度古くなったものがいっぱい出てくる。それを使わなくちゃならないというのに、また負の財産といいますか、古いものを背負うんですか、これ。そういうリスクを考えて、私はさっき言ったんです。もう差し上げるなら、完全に責任を持ってもらってもらいたいと、処分するなり。その辺をしっかりしておかないと、私申し上げたように、これ町に戻されて、私、例えば10年後、20年後、町議会議員やっていたら困ります。その辺の認識どうなっていますか。町に戻してこられる可能性も考えて、これやっているんですか。無償譲渡するということは、もう差し上げて、そのまま責任取ってもらって、もらってもらったらいいじゃないですか、そっくり。もう返さないでほしいと。その代わり、差し上げるからしっかりやってもらいたいと、当面は使えるんですから。それこそ国が国庫補助金で補塡してくれるわけですから、そうしたら、そのまま差し上げたらいいじゃないですか。その代わり町には返さないでくださいと。それが普通、無償譲渡という意味じゃないですか。その辺の見解をもう一度お尋ねします。ちゃんと答えてもらわなかったら、もう一回お尋ねします。

以上であります。

○議長(古川文雄) 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 栁沼和吉 登壇]

〇福祉こども課長(柳沼和吉) 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

財産の在り方といいますか、改修して長い間使ってもらうということは一番大原則でございます。ちょっと私も説明が足りなかったことは大変申し訳ないと思いますが、一つは、未来へずっと保育施設として適正な管理の下に使ってもらうのが一番の目的でございます。それは議員のおっしゃるとおりでございます。私どももそのように考えております。

ただ、譲渡の契約の中では、解除の条件としまして、保育に供さないときにはこの契約は解除できるというような一つ項目が入っているもんですから、それをお話しさせていただきました。ただ、これは契約上、保育から退去したときに一つの財産の行き場の項目でございます。そのようには理解しておりますので、私の考えとしましても、将来ともに良質な保育環境を維持しながら、子供のために使っていただくということでございます。なお、こういった点につきましても、実務レベルで確認をしながら、譲渡のほうに進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員の再々質疑を認めます。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 今、福祉こども課長のほうから解除の件、いわゆる契約解除なのか何なのか分かりませんが、何でも契約すれば解除の要件というのはありますよね。それは私も認識しています。じゃ、この解除は町から求めるだけですか。要するに、向こうがもう要らなくなったから返すというそんなふうな解除もできるんですか、これ。要するに、ただでもらったんだけれども、やっぱりそれ返してよこすと、そういう解除は、私は逆にあってはならないんじゃないかなと思うんですよね。だったら、逆にずっと町のものとして貸していて、そのほうが安心だと思うのです。あるいは、もう町が、確かに補助制度を目的にしてやるのは、これは私も理解できます。しかし、やっぱり何かしらの理由で逆に社協のほうが町に返してよこすと言われたときに、それは町があたふたします。それこそ、その当時の町長だってあたふたするし、議会だってみんなあたふたします。そうなんないように、今からちゃんとここ明文化しておいたほうがいいんじゃないですか。

あるいは、もう一個聞きたいのは、条件とこれ書いてありますよね。もうあとは固有財産に関する条例等があれば、それにのっとってやるんでしょうけれども、その辺のことをちゃんと盛り込んで契約、判子押してもらわないと。この辺どうですか、もう一回。ちゃんとこれ答えてもらわないと、私これ最後だから。でも、ここでちゃんと答えてもらわないと、それを理由にして、もう一回特別に求めますけれども、ちゃんと答えてもらわないと、それ逆に議長に判断してもらいますから、その辺、答弁よろしくお願いします。

〇議長(古川文雄) 暫時休議します。

休議 午後 3時01分

開議 午後 3時03分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

〇町長(木賊正男) 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

11月21日の定例全員協議会の中で資料はお示ししているところではございますけれども、いわゆる無償譲渡契約書(案)という形でお示しをさせていただいております。先ほどのご質問の中身については、この中では、第2条の中で譲渡の目的ということで、町は社会福祉協議会が保育事業を実施するため、社会福祉協議会に次に定める譲渡物件、物品を無償譲渡しますよというふうなことがまず一つであります。

そして、費用負担等については、第4条の中で本物件等引渡し後の修繕等に関する費用を

負担するものとするということで、乙は社会福祉協議会です。

それから、担保責任ということで、本件物件について、町は乙に対して一切の担保責任を 負わないというふうな取決めもございます。

それから、用途期日等については、第8条の規定の中でありますが、解除の条件の中にも、本契約は社会福祉協議会が本物件を保育所等の運営のためにのみ使用するのを廃止することを解除条件とするということでありまして、そのほかに損害を被ったときには、社会福祉協議会に対してその損害を賠償請求することができるというふうな状況でありまして、今、3番議員さんがありましたとおり、28年経過して、これから補修等を重ね、いわゆる施設の長寿命化ということで、保育所の目的でのみ使うというふうなことでありますので、そういった中で、建物も永久ではありませんが、町としての保育計画もございます。そんな中で進めていく中身でありますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

○10番(今泉文克) ただいま木賊町長からお話あって、11月21日の全協で説明ということで、66ページでこれちょっと文章が入っているんですよね。ただ、これは社会福祉協議会との契約文書というのは、ただこの1ページ分しかないということなんですか、そうすると。そうすると、今、吉田議員が言われたように、あげたものに対してこれからどうするんだとか何とか、修理するとか、これでは軽微なものは町が負担するんだろうけれども、ああ、違う、社会福祉協議会がやるんだろうけれども、そういうふうな細かい数字の説明が今までなかったし、あと、ほかの町の施設でそういうふうに譲渡して、それはどんなふうに運営しているものがあるのかどうだかというのが2つ目だね。

あと、町長から社会福祉協議会との契約だけれども、執行の副町長なんだよな、もう全てが。だから、この中身はいいわいいわというふうな話で進んでいるかもしれないんだけれども、昔、社会福祉協議会の会長は一般のほうから入っていて、町のこの前の小貫忠男会長からそういうふうになっているけれども、ちょっと副町長がそこに就いているのは、それは組織だから構わないんだけれども、あまりいい方向ではないんじゃないかなとは思うんですが、取りあえず、この契約の契約書というのは、ただ単に66ページの1枚だけで終わってしまっているのかどうか、そこだけお伺いします。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。 町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長(木賊正男) 10番、今泉議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど3番議員のご質問にもご答弁申し上げましたが、本物件を引渡し後、修繕等に関する費用を引受けしたところ、社会福祉協議会が負担するというふうなことが一つありますので、引き渡した後はもう町のものでありませんので、社会福祉協議会において修繕等を全て行っていくというふうなことになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、2つ目に、社会福祉協議会のいわゆる役員構成等についてもお話がありました。私 も引受けをした中で、副町長が社会福祉協議会の会長に、理事として行って、理事の互選の 中でそういうふうに選ばれたものですから、他市町村の状況を見ますと、首長が社会福祉協 議会の会長を兼ねているという事例もございますので、その辺についてはご理解いただけれ ばというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第276号 財産の無償譲渡の件についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第277号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第27、議案第277号 鏡石町立第二小学校部分改修工事(第2期)変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長(根本 博) ただいま上程されました議案第277号 鏡石町立第二小学校部分改修工事(第2期)変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書90ページをお願いします。

令和4年1月21日に議決いただきました鏡石町立第二小学校部分改修工事(第2期)につきましては、改修工事の施工する中で工事の変更が生じてきましたので、変更の契約の締結を行うこととしております。

工事変更につきましては、建築付帯工事として当初継続利用していた各教室に設置されている教師用書棚と掃除用具入れの更新及び南側校舎階段手すりの更新、さらに仮設教室の設置に当たり、児童の安全確保のための追加工事、床・壁クラック補修箇所の減、さらにトイレ壁改修工事箇所の減などによるもので、請負契約の増額をして、変更請負契約を締結するものでございます。

そのため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、鏡石町立第二小学校部分改修工事(第2期)。

契約の金額、変更前、1億5,620万、変更後、1億6,777万2,000円、1,157万2,000円の増額となります。

契約の相手方は、福島県西白河郡矢吹町大町192番地、高田工業株式会社、代表取締役、佐藤勝栄でございます。

以上、議案第277号につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第277号 鏡石町立第二小学校部分改修工事(第2期)変更請負契約の締結 についての件を採決いたします。 お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長(古川文雄) 日程第28、請願・陳情についての件を議題といたします。

請願第3号及び継続審査となっている陳情第25号につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

[「議長、動議」の声あり]

暫時休議します。

休議 午後 3時15分

開議 午後 3時21分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(古川文雄) ただいま、3番、吉田孝司議員から鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての動議が提出されました。この動議につきましては、2名以上の賛成者がありますので、成立いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて、まず採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

今、提出されました動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しま した。

暫時休議します。

休議 午後 3時22分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(古川文雄) 追加日程第1、発議第13号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則 の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ただいま同意の上、上程されました発議第13号 鏡石町議会会議規則の 一部を改正する規則の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、今、皆様方のお手元に提案理由、そして、制定の内容について記したものお手元に あると思いますが、その前段として、我が鏡石町議会における議案提出の在り方について簡 単に申し述べたいと思います。

私も平成27年の9月から鏡石町議会議員を1期、途中で中退しましたが、やってまいりました。そしてまた、この前の5月の選挙で、補欠選挙で上がりまして、今、2期目の議員でございます。まだまだ勉強が足りない議員であるとは分かっておりますが、この平成27年から、私はいわゆる議員発議という形で、この鏡石町議会会議規則にのっとって議案を提出してまいりました。提出者は1人であった場合もありますし、賛成者をいただいて、この前のように遊水地の特別委員会を立ち上げたという経緯もございます。そしてまた、今定例会にも最終日に審議されます条例案が上程されているとそういうふうな状況であります。

この地方議会における議案の提出権は、各議会議員に与えられた固有の権利であります。 これは地方自治法上しっかり定められており、それに地方自治法の下位例規でありますこの 鏡石町議会会議規則にもまた同じようにそこに定められておる。そしてまた、ここ数年前に 地方自治法が改正されまして、かつては議会議員定数の8分の1以上の賛成者がいなければ 出せませんでしたが、12分の1以上の賛成者がおれば出せるということで、我が鏡石町議会 では、1人の議員でも発議ができるというふうになっています。

私は平成27年の初当選以来、何本かの議案を出し、可決をいただきましたものもありますが、たくさんの否決もいただきました。私はそれでいいと思っています。私は議会議員として何も恥じることはありません。私が議会議員になったときの議長は、渡辺定己前議長でありました。その当時、私が議案を出して、議案が否決されるたびに、俺のところに持ってくれば考えてやる。そういうふうなような話を聞きました。でも、私はそれは筋には合わない。

議案は議会に出すものであって、もちろん議長が受け取りますが、議会で皆様方のお手元に お配りになっていただいてから、その上で審議されるんです。これは皆様方に言うのは釈迦 に説法です。大変失礼です。この議場に出てきて初めて議案審議される。

しかし、私はちょっと学習しまして、かつての定例全員協議会、そして、臨時全員協議会にもこの議案を出しました、皆様方に。そして、過日には何名かの議員の方々にもお見せをして、この議案についてのご意見を賜る、私はそういう場所をいただきました。しかし、私は決してそういったことは良しとしません。というのは、今度、最終日にこの鏡石町議会には会派はあってはならないというふうな私は議案を出しております。自分の仲間とするような議員たちだけに諮って、別に会派を設けられておられる方々に相談もしないで決めるというのは、私はアンフェアだと思っています。そういうふうなことを私が1期目のときにやっていたんじゃないですか。そういったことは、私はこの2期目にやりたくない。正々堂々とこの議場において質疑をし、討論をし、採決をすればいいんです。もちろん私は先輩議員の方々に教えをいただいて、おしかりも受けて、自分の悪いところは改めなければならないと思っています。この場でプライベートな話をするつもりはありませんが、プライベートの件では特に改めなければならないと私は思っています。しかし、その件とこの議案の内容や、この議案の替否に対することはまた別です。

私はそういったことから、各議会議員の議案提出権を阻害するようなそういう要因はあってはならないと思い、この議会会議規則を改めてもう一度見直したところ、発議者1人においても発議する権限が認められているというこの今の鏡石町議会会議規則を、そしてまた、地方自治法上もそうなっていますから、それを明らかに明文化するためにこの規則の改正を皆様方に提案いたします。

お手元の資料を読み上げる形で失礼いたしますが、お付き合いいただければと思います。 提案理由。

地方議会において、議員が議会に議案を提案するに当たっては、団体意思の決定に関する 議案に関しては、地方自治法第112条に定められており、一方、機関意思の決定に関する議 案に関しては、それぞれの地方議会における会議規則で定めることになっている。

そのため、我が鏡石町議会会議規則でも、議員による議案提出の要件について、その第13条第1項に、「法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、1人以上の賛成がなければならない。」と定められています。したがって、現行の鏡石町議会会議規則においては、地方自治法第112条の規定に準じ、実質的に発議者、または提出者とも言いますけれども、発議者以外の賛成者を必ずしも要しないことから、発議者たる議員1名による議案の提出が可能になっております。

しかしながら、現行の会議規則による条文による記述では、ややもすると、ほかに1名以

上の賛成を必要とするような誤解を招くこともあり得ます。そのため、会議規則第13条第1項を「法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、発議者を含む1人以上の賛成がなければならない。」と改正し、我が鏡石町議会における議員の議案提出権を明確に示し、言論の府たる議会においてのさらなる議論の活性化を目指して、この規則を制定するものであります。

重ねまして、もう一度説明申し上げます。

2ページ目をご覧ください。

鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

鏡石町議会会議規則(昭和42年9月20日規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

第13条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、 発議者を含む1人以上の賛成がなければならない。

附則。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するということであります。

この規則の制定について、皆様方ご審議を賜り、ぜひともご理解賜りたいと思っております。

また、重ねて申しますが、最終日に上程される議案につきましては、私の上で一部を訂正 して改めて上程させていただくという形を取りたいと思います。そういった形での皆様方の 慎重審議をお願いをいたしまして、私からの提案とさせていただきます。どうぞよろしくお 願いいたします。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

〇10番(今泉文克) ただいま吉田議員さんのほうから発議第13号が配付されたところでございます。

この鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてということは、このやつの発議は、今までの文書だと1人でも大丈夫だというふうに解釈していて良かったんですか。この発議は、吉田議員さんと円谷議員さんが連名で出ていますから、だから、このような内容については、従来までは1人でも提出できるというふうな、ちょっとこの112条は今読んでみたらば、予算はできないけれども、そのほか2つはできるんだけれども、ここでこの13条第1項、町の議会規則の13条第1項のここのところがちょっと今、手元にないもんですか

ら、内容分かんないから、これは1人でもできたというふうなことなのか、それとも、やは り連名でないとこれはできなかったのかどうかということが1つ。

あとそれから、これからはそういう1人でやるやつはなくして、新たに必ず賛成者がいないと発議ができないんだというふうな形にするというふうな提案なのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長(古川文雄) 質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ただいま今泉議員から質疑がありました点について、お答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目のこれまでの議案提出の在り方についてのお尋ねだったというふうに思いますが、これまでは、今、私が実際にやってきましたように、1人でもできます。というのは、我が鏡石町は議員定数が12名だと。そしてまた、12分の1以上になったという地方自治法が改正されて、1人以上でも出せるということになったんです。それで、賛成者が1人以上。提案者は賛成者に含むという原則がありますから、そういったところから1人でも発議できるということでありました。ですから、今までの会議規則の条文の在り方のままでも十分理解はできるんですが、しかし、ややもすると、1人以上の賛成となりますから、提案者以外に別に賛成者が必要なんじゃないかというふうな疑問が出てくると。そういう中で私が提案いたしましたのは、発議者を含む1人以上の賛成ですから、発議者を含めば、1人でそれで成り立ちますので、これで明らかになるだろうという提案です。

そして、今、私、今回賛成者、円谷寛議員の判子をもらっておりますが、これは私は1人でも実は出したいんです。しかし、今回動議を成立させるためには、動議には賛成者が必要だと、私以外に。ですから、そのために、それをまとめてやるという意味で円谷寛議員にご協力いただいて、賛成者にあらかじめなっていただいておりますが、ぜひとも皆様方に賛成を賜りたいと思いまして、重ね重ねよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番(角田真美) 吉田議員に質問いたします。

これは裁判でもございませんから、曖昧かもしれませんし、この条文が。ここの条文の13 条の規定によれば、町の規定です。議員が議案を提出するに当たっては、1名以上の賛成が なければならないと書いてあります。ただ、国のほうの議員必携のほう見ますと、12分の1 と、これも出ております。どちらを取ったらいいのか、よく分かりませんけれども、私はは っきり申しまして、議員の中にも、今、出していただいたものですから理解できない方もいました。私も理解していませんでしたけれども、これ読みますと、そういった解釈ができます。というのは、両方の解釈ができるんだろうと私は思っております。ということは、吉田議員の考えもよく分かるんですけれども、これは今渡して、今、賛成か反対かという、今日採決やるんでしょう。それはちょっと厳しいんじゃないのかなと思います。というのは、もちろん吉田議員は議論する余地は別に必要ないですよと。逆に言えば、皆さんにお話ししてやるべきだということで、それはそれで理解できるんですけれども、この条文を見ますと、両方にもできるんです。ということは、もう少し議論して、皆さんで。それでやるべきだなと。こういった議会の会議規則、こういった条例とか、こういったものは拙速にやるものでもないなと私は思っております。逆に言えば、これは多分、解釈として1人でできるということになっていますけれども、ややもすれば、常に1人でどんどんどん出せるような状況になります。もしかすると、時間もかかりますし、我々も分からないところ出す可能性もあります。そういった件から、吉田さんの言っているはよく分かるんです。1名でできると同うんですけれども、両法解釈できるということは、それは決してここで拙速にやるべきものかなと思いますので、その辺を質問したいと思います。

〇議長(古川文雄) 暫時休議します。

休議 午後 3時39分

開議 午後 3時43分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ただいま角田議員から質疑いただきました点について、お答えを申し上げます。

まず先ほど、私、議案の提出の中で申し述べました提案理由の中で、まず団体意思を決定するもの、これは条例であったり、予算を決議するものでありますけれども、これについては、議員定数の12分の1以上の賛成がいれば良いというふうなことでございます。ですから、これにのっとれば、12分の1ですから、我が町はちょうど1人となると、今、議員定数12人ですから。そうすると、1人の賛成がいればいいということになります。この賛成ということなんですが、これは提案者ももちろん賛成者ですから、提案者が反対になるわけありませんから、こんなばかげた話はないから。だから、提案者は賛成者であるという大原則の下で、結局1人の提案者でも発議できるということになると。それは、法律にのっとってそう

なりますし、これについては、実は私は平成27年の段階で、当時の議会事務局長から経由し て、県の議長会にも確認しております。そしてまた、機関意思、これは例えば我が鏡石町議 会が、議会の中に特別委員会を設けるとか、あるいは決議案を出すとか、意見書案を出すと か、これは議会として決める機関意思となりますが、これは会議規則で1人以上の賛成がな ければならないとなっているんで、これも、先ほど申し述べたとおり、法律の解釈と同じよ うに1人の提案者でできるということに既になっているんです。しかし、今、皆様方明らか に混乱しているじゃないですか。していない人もいます。でも、大体しているんです。でも、 決して皆さん方が私は混乱することを目的にやったわけではありません。こんな会議規則、 皆様方が分かっていて、私たちも分かっているようで分かっていないことがいっぱいあるん です。私もやっぱり時々悩むときあります、見ていて。その中の一つが私はこれだと思った んです。これをちゃんと明確にしなかったら、私は今度、最終日の議案の提出できないじゃ ないですか、1人で。今まで幾ら議会として認めてきたからと言っても、慣例は慣例。しか し、慣例の中にも違法なものがあれば、それは駄目なんです。だから、私は慣例もそうだけ れども、ここで1回確認しておかないと、私はこの次の議案の提出はできないと思ったんで、 申し訳ないんですが、今日時間を割いてこのような議案を出させていただいています。そう いったことでご理解を賜りたいと思います。

また、今日皆様方のお手元あるかどうか分かりませんが、申合せ事項。申合せ事項においては、委員会条例及び会議規則議案の提案は、議運委員長が発議者となり、各常任委員長が賛同者となるようなそういう記載もあります。しかし、これだけにのっとっていたのでは、会議規則のことについて、例えば一議員が提案をしたいといった場合にどうするんですか。私は議会運営委員ではありません。この申合せ事項がおかしいんです。そういった点から、私は議会改革をしなくちゃならないと言っているんです。この申合せ事項自体がおかしいことがあるんです。各議員の、一人一人の議員の権限、尊厳失っているんです、このことによって。私は、こういったものは廃すべきだと思っております。ですので、私は法律ないしは会議規則、今回は会議規則の改正でありますから、これは法に基づいて行うべきであると。地方自治法の中で行うべきであると、その中で行うべきであると思いますから、皆様方ぜひとも今回の内容を分かりやすい内容に書き改めるということでございますから、その点ご理解を賜りまして、ご賛同賜りますよう、何も難しいことはありませんので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員の再質疑を認めます。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番(角田真美) ただいま吉田議員がおっしゃったように、1人でできるのであれば1人

でいいんです。これを見ますと、町のこの条例も1人でオーケーなんです。であれば、条例 直す必要ないんじゃないですか。そういうことなんです。この条例の読み方によれば、1名 というのは自分も入っていますから、そうすると全くこの条例を改正する必要はありません。 以前のままでいいわけです。ただ、我々が解釈そういうふうにすればいいだけのことですか ら、条例の改正は必要なくて、このままでよろしいんじゃないのかなと私は考えますけれど も。

○議長(古川文雄) 再質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ただいま角田議員から再質疑を賜りました件について、お答えを申し上 げます。

角田議員の解釈によれば、そのようになると。しかし、今日皆様方、解釈がやっぱり悩んだ方がおられるんじゃないかと私は言いたいんです。私も最初見たときに、これ解釈を悩みました。そのために、自分がこれが理解できなければ、まず議員としての議案提出はできないだろうということで、まず事務局にも聞きました。当時は、今お辞めになった吉田賢司さんだったと思いますけれども、県の議長会に問合せになったと。そういう中で、先ほど申し上げたとおり、このように書いてあるんであれば、角田議員おっしゃったように、議員1人でも議案提出できるという見解を賜って、それ以来、今に至っていると。要するに、その見解と、私が実績としてやってきた経緯もございますから、それも慣例として、一つの理解の一助になってくる部分もあると思います。

しかし、今申し上げたように、解釈に悩むものは、私は明らかに明文化すべきであると。 曖昧な解釈をして、曖昧な適用をされた法律すら、確かに我が国にはあります。そういうふうないい塩梅の部分があるというのも、私も理解しております、日本は。私もアメリカ人ではなくて日本人ですから、そういった部分も理解できますが、しかし、いちいち毎回悩むようなそういうことではなくて、今度新しく入ってくる議員が、来年9月の改選があれば新しく入ってくる議員がこれを見たときに、また同じ悩みをするんです。そのときに、大変失礼ですが、皆様方、もしまだ続けてやっている方がいらっしゃるとすれば、同じような説明がぜひともしていただきたいのです、もし、このままでいいと言うんだったらば。私はそうじゃなくて、この会議規則を誰が見ても分かる。それこそ町民が見ても分かるような会議規則にしなければいけないと思っています。それが条例であり、この会議規則の意味じゃないでしょうか。わざわざ鏡石町が、執行がホームページ上に例規集を載せております。この例規集を載せておく意味は、私は大いにあると思います。ですから、1万2,500の町民一人一人が理解できるような書き方に改めていくというのも私は大事だなと。それこそ昔の片仮名で

書いてあったのを平仮名に変えたり、漢字に変えたりするような時代に合わせた変更もされてきたと私は思っています。同じように、難しいような、意見が二分するようなものは、私は解釈は1つだと、今のように解釈されれば1つだということは皆様方ご理解いただけるので、私はどう見ても解釈が1つにできるような書き方、簡単に言うと、誰でも、小学生でも分かるような書き方にしたほうが私はよろしいんではないかと思います。小学生に対してちょっと失礼な発言かもしれませんが、私はとにかく町民の方全ての理解できるような書き方にすべきであると思いまして、この提案をさせていただきます。

お答えになっているのかどうか分かりませんが、以上、答弁といたします。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克議員の再質疑を認めます。

[10番 今泉文克 登壇]

- ○10番(今泉文克) ただいま、たかが1枚、2枚の紙だけでは、いろいろな中身を持っているもんですから、吉田議員さんのワンマンショーで今いろいろお話も伺いました。でも、この議会のいろいろな会議規則やそういうふうな中に、細かい文言を語っていくと、幾つか直さなくちゃならない点があるんです。吉田議員が一番それは分かっていて、議員さんが分かっていて、この後の15日に出す、発議10号、11号、12号というのもあるんですが、こういうのも含めて、もうちょっと中身をよく皆さんが理解しないと分かんないから、私は今日これの決を出すんじゃなくて、もうちょっと時間を置いて、15日の最終日に一つの筋を出すように進めてもらえるといいなというふうに思っておりますが、その辺、議長さんの配慮、よろしくお願いいたします。
- ○議長(古川文雄) 再質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ただいま今泉議員、大先輩から、私を叱咤いただくようなご意見を賜りました。質疑の中で賜ったと認識しております。

もし、例えば方法論的な話をしますが、私は上程させていただきました。今、議案の提出 理由を説明いたしました。あとは、残るは採決のみです。もし、今日採決しないとなれば、 議長のお計らいで常任委員会ないしは特別委員会に付託するしかありません。あとはもう採 決するしかないんです、討論して。それか、私にこれを引っ込めろというんですか。私が皆 さん方にお諮りして、引っ込めろというのは、これは私はできない。私は、先輩に対して申 し訳ありませんが、議会というのはこのように仕組みにのっとってやるしかないんじゃない ですか。法律にのっとって、会議規則にのっとって。ですから、私はここで別に決を採って いただいても構わないと思いますし、また、これを皆様方のご意見で時期尚早といいますか、 審議を重ねたいんであれば、私はむしろ特別委員会を立ち上げればいいんじゃないですか。 そういうふうに思っています。そのための議会改革特別委員会でもいいんです、私は。で すから、私はその方法論的なものはこれからの議長の判断に、今申し上げた方法しかない はずですから、その中でお任せします。ここでこの話をやめて、何もなしにはできません ので、あとは議長にお任せしますけれども、しかし、この内容をここで採決に当たって、 私は何も支障になるものはないと思っています。難しい解釈を逆に分かりやすい解釈に書 くということに対して、何の支障があるんでしょうか。私はそれ以上申し上げることはあ りません。

以上であります。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」との声あり]

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案の反対の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 次に、原案に賛成の発言を許可します。

11番、円谷寛議員。

○11番(円谷 寛) ここに賛成者の名前を連ねております11番の円谷ですが、これはあくまで上位法である地方自治法の決まりが優先をいたします。ここの中で、法112条の規定では、112条に規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、1人以上の賛成がなければならないと決められているんです。ここでいう112条の規定というのは何かと言えば、これは議員が議案を提出するに当たってはということで、112条の規定というのは予算の提案権なんです。これは町長にのみ許されている提案権なんです。だから、これは議員は関係ないんです。だから、全て1人以上の、12分の1ですか。12分の1の賛成者があれば、これは提案できるというのは上位法である地方自治法の決まりですから、我々はここで、これを駄目だとか何だかという議論をする権限がないんです。ですから、これは当然法の決まりにのっとって、12分の1以上の賛成者がいれば、あるいはそれ1人でも12分の1の条件を満たしていれば提案をすることができるわけですから、ここで議論を費やしているのは何か無駄なような気がいたしまして、112条の規定はあくまで予算の提案権であって、これは町長、執行に権限が独占されている権限でございますから、議員にはないということ

で、そのほかは12分の1でできるということですから、どうかこの辺を理解いただいて、紛らわしくないように、ここに吉田議員の言うように、発議者を含むというこの一言を入れれば何も紛らわしくなくて、すっきりと理解ができるんじゃないかと考えまして、賛成の意見といたします。

- ○議長(古川文雄) 次に、反対の立場の討論を許します。 10番、今泉文克議員。
- ○10番(今泉文克) ただいまの案件ですが、文言のちょっと一言ことぐらいで、こういうふうに時間を費やしているんだから、こういうふうな内容はこの本会議で場所でやるんじゃなくて、その前に内部でよく皆さんと話して、この言っていることの内容を十分皆さんが分かった上で、それから本会議にかけてこないと、いろいろな議案が時間ばかり費やして、せっかくの会議が私はもったいないと思います。ですから、今回は、これは私は反対します。それで、この後に出てくる議会改革特別委員会というのがあるんだから、そこで文言やら議案やら、内容についてはもう一回時間をかけてちゃんと話して、11名の議員がちゃんと分かるようになってから、これは決を採るようにするようにしたほうが私はいいと思いますから、今日のこの発議については反対をするところでございます。

以上です。

- ○議長(古川文雄) 次に、原案に賛成の発言を許可します。 2番、込山靖子議員。
- ○2番(込山靖子) ちょっと本当に時間がもったいないというのありますけれども、私、新人で女性で、全くやっぱり法律的な解釈の仕方も本当に難しいというか、紛らわしいのが多いんですよね。だから、そして、来年改選になって、また新しい人とか女性とか若い人とか、これからもっともっと議会というのは開かれた議会であるべきだと思っているし、そういう意味じゃ、今こう話し合ったのも全然無駄ではないと思うんですが、ただ、本当に議員同士がやっぱりもうちょっとコミュニケーション力とか、議員同士の相互理解とか、そういうのがちょっとやっぱり欠けているのかなと思いますけれども、私としては分かりやすく、気がついたときに直していくというのが一番いいのかなと思っています。
- ○議長(古川文雄) ほかに討論ありませんか。
 7番、小林政次議員。
- ○7番(小林政次) 先ほどから聞いていて、今日これ初めて見るんでちょっと戸惑っていますけれども、先ほど円谷議員が言われましたように、自治法で、112条で書いてあるとおり12分の1以上、ただし、予算についてはこの限りでないということなんで、多分予算は駄目だろうと私は思っています。ただ、この規則、議会の。これはここに書いてある、ちょっと私持っていないんで、これ信用するんですけれども、法第112条の規定によるものを除くほ

かとなっているんですよね。議員が議案を提出するに当たっては、1人以上の賛成がなければならないと。ということは、この解釈はかなり難しいです。素直に読めば、2人欲しいというふうになっちゃうんですよね。だから、私としては、解釈としては吉田議員が提出したような分かりやすいのは私はいいと思っています、この件に関しては。

以上です。

○議長(古川文雄) 賛成ですね。今は反対の番でしたので。

次に、反対討論の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(古川文雄) そのほか討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第13号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を採 決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

〇議長(古川文雄) 起立少数であります。

本案は否決されました。

◎休会について

○議長(古川文雄) お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日12月10日から12月11日までの2日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、12月10日から12月11日までの2日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(古川文雄) 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午後 4時09分

第 2 号

令和4年第14回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程(第2号)

令和4年12月12日(月)午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 畑 幸 一 2番 込 山 靖 子

3番 吉田孝司 4番 角田真美

5番 橋 本 喜 一 6番 菊 地 洋

7番 小林政次 9番 大河原正雄

10番 今 泉 文 克 11番 円 谷 寛

12番 古川文雄

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 木 賊 正 男 町 町 長 小 貫 秀 明 教 育 長 総務課長 渡 部 修 一 橋 本 喜 宏 福祉こども 税務町民課長 倉 田 知 典 栁 沼 和吉 産業課長 健康環境課長 大 木 寿 実 菊 地 勝 弘 上下水道課長 都市建設課長 大河原 正 義 田 竹 雄 吉 会計管理者兼出納室長 教育課長 根本 博 佐 藤 伸

農業委員会 圓 谷 康 誠 農業委員会 菊 地 栄 助

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一 主 事 本田真子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(古川文雄) おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、選挙管理委員会におきましては本日は欠席となりますので、ご報告申し上げます。 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長(古川文雄) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇吉田孝司

○議長(古川文雄) 初めに、3番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 皆様、おはようございます。

3番議員、地域政党町政刷新かがみいし代表の吉田孝司でございます。今回は私にとって、 生涯通算連続して14回目の一般質問となります。

私は行動するドクターとして、1年を残った残任期間で、これからも是々非々の立場から 木賊町長を支えてしっかり頑張ってまいりたいと思いますが、私が議員在職している間は一 般質問は休まないで行い、町議会議員としての職責をしっかりと全うしてまいります。

さて、いまだにコロナ禍が続き、特に第8波に入りました。予定されていた行事が何でも かんでも中止、延期、そして自粛される風潮にありますが、果たしてこれでいいのでしょう か。時代は決して止まることなく目まぐるしく変わり、国民の生活に直結する政治活動や社 会経済活動を中断することは絶対に許されることではありません。むしろ、このような状況 だからこそ、正しい政治判断で、国政も地方政治も粛々と事業や活動を進めていかなければ なりません。

過日、私も成田地区遊水地整備事業調査特別委員長として同伴いたしました福島県選出国会議員要望活動も、参加人員を制限することなく当初の予定どおりに無事終了できました。 たくさんの国会議員に直接面会して要望事項を説明し、国会議員の皆様方に内容をしっかり ご理解をいただくことは本当に大きな意義があると思っておりますが、これもコロナ禍を恐 れずに断行を決意した議長及び町長の大英断であると思っております。

また、文部科学省が、全国の学校における給食で、今後は黙食を求めないこととする通知を出すことになり、昨今のコロナ禍とはいえ、今はこれまでとは異なる新しいフェーズに入っており、いわゆるウィズコロナからアフターコロナ、ポストコロナの行政対応へのパラダイムシフトが求められております。

それでは、今回の一般質問に入らせていただきますが、質問数が非常に多くなっております。一問一答形式で淡々と進めてまいります。そして、本日いただいた答弁を踏まえまして、本日及び次回以降の議論に生かすという新しい一般質問の形をやってみたいと思いますので、執行及び議員各位には何とぞご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

1番の質問に入ります。

11月15日、当初予算編成説明会で、町長から各課長等に話した内容に基づきまして質問させていただきます。

町長が掲げる町づくり政策についてであります。 (1)番、3つのS、これにはスマイル、スピード、シンプルというものが含まれると理解しておりますが、それぞれどのような概念か。また、それぞれに関する具体的な事例を問いたいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。

〇町長(木賊正男) おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私の政策運営に当たっての基本姿勢につきましてのご質問でございますけれども、私はただいまご質問にありましたとおり、3つのSで取り組みたいというふうに思っております。

1つ目のSにつきましては、スマイル、いわゆる笑顔のSでございます。日々、笑顔で暮らせる生活が大切であると考えております。

次に、2つ目はスピード、迅速のSでございます。常に、業務についてはスピード感を持つことが大事であり、行政と住民の信頼づくりにつながるものだというふうに考えてございます。

次に、3つ目のSはシンプルのSでございます。簡潔というふうなことでございます。基本的には分かりやすさでございまして、難しいことを理解されるように、住民の皆さんに寄り添って考えていく、そういった立場で業務に当たりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) (2) の質問であります。

「行政の見える化」ということをおっしゃっておりますが、これについてはいかにして展開していくのか、お答えを願います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(木賊正男)** 行政の見える化についてのご質問でございます。

私の描く町づくりは、町民の皆さんと問題を共有し、同じ視点で物事を捉えて、悩みを解決していくことが大事だと考えております。その取り組みの基本姿勢として、先ほどご質問でありました3つのSを大事にしながら仕事に当たっていきたいというふうに考えております。

その基本は、信頼される行政であり、政策と事業の見える化、つまり透明性の確保を図っていきたいと考えております。

また、事業を推進していく中で、もう一つ重要なのが情報を発信することであります。行 政が情報発信力の向上を図ることで行政の見える化につながり、安全・安心、そして魅力あ る鏡石町づくりにつながるものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 続いては(3)の質問であります。

「生活者起点のまちづくり」とおっしゃっておりますが、これについてはどのように進めていかれるのか、お答えを願います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(木賊正男)** 生活者起点のまちづくりについてのお尋ねでございます。

生活者起点といたしましては、先の答弁の中でも申し上げましたが、町民の皆さんと問題を共有し、同じ視点で物事を捉えて悩みを解決していくことが大事だと考えております。その中で、先ほどもありましたとおり、政策の見える化、情報発信力の向上に努めながら、住民生活に根差した地域づくりを皆さんと共に汗を流していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) (4)の質問でありますが、先ほど、町長の答弁にありましたように発信力の向上ということも話があったんですが、これに資する具体的な対策、政策を問いたいと思います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(木賊正男) 発信力の向上に資する具体策についてのお質しかと思います。その具体 策といたしましては、一つには、これまでどおり広報かがみいしを発行しながら、掲載内容 の充実と見やすさに重点を置き、町政の記録としての歴史を積み上げていきたいというふう に考えております。

また、2つ目には、スマートフォンにも対応している町の公式ホームページの充実も、インターネットや情報のデジタル化には欠かせないものでございます。今、国においてはIT化の活用、それからデジタル田園都市構想等が進んでおります。そういったものにも適切に対応していきたいというふうに考えております。

また、3つ目には、マスメディアとの連携、活用することが大変有効な手段と考えます。 そういうことで、町の情報を住民の皆さんにお知らせをしていくというふうなことが大事 だろうというふうに思っておりますので、そういった形で、いわゆる発信力の向上につなげ ていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 町長の掲げる町づくり、よく分かりました。私もSNSでフェイスブック等やっておりますから、鏡石町のPR、いいことをどんどん発信してまいりたいというふうに思っております。

続きましては、大きな2番の質問に移ります。

9月議会にて、私は決算審査特別委員長を拝命し務めさせていただきましたが、そこで認定されました前年度の決算、それに基づきます新年度の予算編成についてお尋ねを申し上げたいというふうに思います。

- (1)番、町長の前年度決算に対する評価及び新年度予算編成に対する思いをお伺いしたいと思います。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(木賊正男) 令和3年度の決算についてのいわゆる評価、そして4年度、さらにまた 5年度の予算編成についてのお尋ねかと思います。ご答弁申し上げますが、令和3年度決算 につきましては、令和2年度から引き続いての新型コロナウイルス感染症の影響や度重なる 自然災害もあり、行政運営にも支障を来す事業も多々ありましたが、予算の執行状況の観点 では、各課の業務遂行の努力の成果によりまして、自主財源の確保や行政区要望への対応な

どから、高い水準で評価できるものと認識してございます。

本年度、令和4年度につきましては、第6次総合計画の初年度として動き出し、これから 新年度の予算編成となりますが、第6次総合計画を基本といたしました継続した行政サービ スと、町の魅力や生活現場の声が前面に反映される予算編成を意識しております。その中で は、町民の皆さんへの一つのキーワードとして、「元気」をキーワードとして各施策、取り 組んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) それでは(2)番の質問に移りますが、予算編成の説明会でもという話が先ほどありましたけれども、新年度においてやりたい、進めていきたいと思われる新しい事業、新規事業についてはどのようにお考えになっているかお尋ね申し上げます。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 皆さん、おはようございます。
 - 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新規事業におけます予算編成につきましては、現在、予算編成の作業中でございますので、確定的なことは申し上げられませんが、新規事業、重点事業につきましては、老朽化が激しい施設の改修や健康福祉センター完成に伴うソフト事業の拡充などを予定している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) これ、今ご答弁いただいたんですが、これは(3)の質問にも相通ずる ものがあると思うんですが、さらに予算を投入して今までの事業、これを継続したい、そう 思っておられる重点事業は何か、お尋ね申し上げます。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大変申し訳ありません。こちらも予算編成中でございますので、確定的なことは言えませんが、各種事業におきまして継続、拡充を図る事業はございます。

例えば、老朽化した鳥見山公園内のスポーツ施設とか、公共施設の長寿命化などの計画的な予算措置は必要なのかなというふうに考えておりますし、拡充すべきものもあるのかなと

いうふうに考えています。

あと、少子高齢化対策につきましては、高齢者福祉の充実、また子育て支援としましては、 先ほど申し上げましたように、健康福祉センターを拠点としての新規事業などの計画が出て くるのかなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) (4)の質問でありますが、今度は逆に、今先ほど決算の話もしましたけれども、こういったことも踏まえまして、旧来の事業見直し、投資効果が少なく、新年度に廃止すべき事業は何かということでお尋ねします。要するに、新聞の記事にもありましたが、コストパフォーマンスの悪い、そういうようなものは積極的に廃止をしていくと町長はおっしゃっているようですけれども、それについてお尋ねを申し上げます。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

コストの話をされると、町の事業はほとんどコストが悪いというか、コストパフォーマンスが悪いものでありますので、なかなかその辺は難しいものがございます。

現在、6次総合計画の初年度としてスタートしておりますが、予算規模の小さな事業や時代に見合っていない事業、町民ニーズが反映されていないもの、廃止すべきものはあるかなとは思いますが、なかなか廃止に持っていけないのが現状でございます。現時点におきましては、これまでの継続事業として引き続き推進していくとともに、ブラッシュアップできるものはよりよい事業として効果的に事業展開を考えていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

「3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) これは町民の声でありますが、いわゆる無駄遣いを減らしてほしいというふうな声がございます。具体的な例で、町民の声です。モニュメントのライトアップ、これは要らないんじゃないか。そしてまた、環境美化運動の朝の花火、これ私もびっくりするような大きな花火が上がりますが、これも要らないんじゃないか。そんな具体的な話もございましたので、ぜひともご検討願いたいと思います。

さて、(5)の質問でありますが、これは我々の議会の問題にもなります。私どものほうでも今、一生懸命議会改革をしたいと、開かれた議会を目指したいというふうに頑張ってまいりたいと思っているさなかでありますが、そういったことに対する財政支援の考えをお尋

ねを申し上げます。

〇議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議会改革とか開かれた議会につきましては、それを目的とした町議会基本条例において定められると思っております。地方分権の進展に伴い、議会が果たすべき役割の重要性も高まる中、公平で透明な開かれた議会を構築するために存在感のある議会実現のために必要であると認識しております。

議会事務局におきまして、議決機関としての政策的な事業として予算要求があった場合におきましては、我々としても当然、それに対応して、絶対つけるとは言えませんが、そちらに対しては十分な検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 今回も、予算のお願いの中にタブレットの導入等ありますし、ぜひとも お願いしたいと。

また、今日、たくさんの傍聴者おられますが、本当は来たいんだけれども来られないという人います。ただ、スマートフォンとか家では見られるという人に対しては、やはりライブ中継、インターネット中継等も検討いただきたいと。これ、なかなか私たち議会のほう、まとめるの大変です。先日も見ていただいたように分かると思いますが、なかなかまとまらない。しかし、執行のほうもぜひ、予算づけという観点からご協力を賜りたいと思います。

今、一般予算に占める議会費が、大体1.1%だったというふうに認識しておりますが、私はこれはちょっと少ないんじゃないかというふうに思っておりますんで、これからも議会内でも一生懸命頑張ってまいりたいと思いますが、執行のほうでもご検討お願いいたします。

さて、3の質問に移ります。

3の質問は、町から各外郭団体への財政支援についてでございます。 (1)、そこに①番から⑧まで各種の外郭団体を示しておりますが、これについての支出の実態、そしてその費用対効果についてどのように評価されておられるのか、それぞれお答えを願いたいと思います。

O議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の外郭団体につきましては、町における地域福祉の推進や、商工観光の振興、社会

体育や生涯学習環境の充実などを目的とした団体でございます。これらの団体の町からの財政支援につきましては、運営体制や運営形態に基づきまして所管課において当初予算の要求項目として盛り込んでおりまして、予算審査、議決を経て予算化され、各団体へ申請を経て交付されているということでございます。

ちなみに、その支出でございますが、社会福祉協議会が2,824万円、振興公社のほうが424万5,000円、こちら観光協会の部分の昔の分でございます。商工会につきましては855万円、田んぼアートにつきましては710万円、町体育協会につきましては600万円、スポーツクラブにつきましては340万円、生涯学習文化協会につきましては200万円というふうな形になっております。

支援の費用対効果につきましては、実績報告とか決算報告に基づきまして、こちらのほう で精査しているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 今、これは過去の実績ですね。最近の実績に基づいてお答えをいただいたと思います。

今度(2)番になりますが、新年度予算ではそれぞれの団体に対してどのような財政措置を講じるのか。簡単に言うと現状維持なのか、それともどこかに重点的にやるのか、先ほどのコストパフォーマンスという言い方、ちょっと言い方悪かったかもしれませんが、その辺、少し勾配、あんばいを、そういったものをつけるのか。その辺をお答え願いたいと思います。

〇議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新年度予算につきましては、再三申し上げましたように、現在、編成中でございます。ですので、確定的なことは申し上げられませんが、外郭団体の財政措置につきましては、現在、新年度予算の要求内容で行われております。財政担当課に示した新年度予算における外郭団体への補助金の支出の予算編成では、事業の内容や補助金の使途状況、コロナ禍の影響や繰越金の状況を踏まえた要求とすること、要するに、繰越金が多ければあまり大きな形、その繰越金を利用してねというような形で説明をさせていただきましたので、新年度予算につきましても、この予算編成方針に基づきながら、各団体に対し適切な支援を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) 続いて(3)の質問でありますが、これは私がつけた言葉で、いわゆる「行政のスリム化」という言葉があります。普通使われる言葉ですけれどもね。これについて、今いろんな外郭団体、主立ったものを7つ挙げたわけでありますけれども、それぞれの統廃合あるいはそれぞれがやはり、いわゆる半官半民のような状態でありますけれども、最終的には民の力で、官民共同から最終的には民の力を主体的に変えていくと。いわゆる自立化を図るべきだというふうに思うんですが、その辺についてのお考えをお尋ねいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
- ○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問ありました外郭団体の統廃合や自立化については、見直しを行う上で有効な方策というふうに捉えております。具体的に、目的がほぼ達成した補助金の廃止、整理化や分野の近い団体の再編成、合理化、自主財源の確保による自主的、自立的な経営基盤の確立は、議員がおっしゃるような形で必要だというふうに考えております。

このため、町では、団体自らが公共サービスの供給体の一つとして円滑な取り組みが行われるよう助言、指導を行いまして、必要な調整や適切な支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ちょっと言葉は悪いんですが、この前総務課長にもお話ししたようにお金を支出すると。支援するわけですから、そういったところの、お金を配るだけじゃなくて今度気配りを、目配りをしていただきたいと。その辺をよろしくお願いいたします。

4番の質問であります。

総務課長。

これは、来年度に、新年度になると思いますが、いわゆる役場組織の改編と役場組織のワークシェアリングについてのお尋ねでございます。

- (1)番、新年度において、町長は、役場組織を改編する予定があるのかどうか、また必要性があるのかどうかお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきましては、今年度より第6次総合計画の実現に向けまして各種の政策を実施して おるところでございます。総合計画の推進体制の構築を図るため、現在、行政組織の再確認 を行っておりまして、再確認の結果、必要があれば組織改編を行っていきたいというふうに 考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ぜひ、お願いいたします。

玉川村では、遊水地対策室に県職員を1人派遣してもらっていると、そういう実績もあります。我が町も遊水地対策大変だと思います。私も特別委員長やっていますから、執行の大変さがよく分かりますけれども、ぜひ、その辺のご検討も願います。

(2)番、各課内におけるワークシェアリングの実態はどのようなものか。このワークシェアリングというものの概念も含めて、そういったものを含めてお答えいただきたいと思います。

以上であります。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

いわゆるワークシェアリングとは、1つの仕事を複数の職員で分担することを指しておりますが、行政の仕事、事務自体は年々増加しておりまして、特に専門的な業務、非常に増えております。ですから、残念ながらほとんどの業務で担当制で行っておりまして、仕事の分担までは至っておりません。

しかしながら、複数の職員で業務を行うことは、職員の働き方改革として長時間勤務の低減につながるほか、新型コロナウイルス感染による長期出勤停止による業務継続が可能になるなどメリットもあることから、複数での仕事を行えるような体制づくりは必要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 先ほど答弁いただきました、ワークシェアリングのシェアという英語ですけれども、これは私も知っている限りでは、先ほど課長おっしゃったように分けるという意味と、もう一つ、共有するという意味がございます。ですから、私が考えるワークシェアリングとは、仕事を分ける、分担させるということ。そしてまた、これをお互いにカバーをすると、共有するというのはお互いにカバーをすることだと思っております。ぜひとも、他の職員がカバーできる体制、なかなか余裕はないのは分かっておるんですが、しかし、その

課のことで所管事項であれば、どの課員に聞いても分かるような、そういう事務作業、仕事でなければならないと。これはまた町民の声でございます。あの人に聞いたんだけれども分からなかった、別な人連れてきてやっと分かった、課長連れてきて分かった、それでは駄目なんですね。逆に、一番最初に聞かれた人は全部答えなくちゃなんない。

例えば、私も医師をしておりますけれども、ファーストゲート、私たちかかりつけ医というのはどんなことがあってもまず、ある程度のことを答えられなくちゃなんない。そして振り分けをするわけですよ。その振り分け役をやっぱり窓口、あるいはその担当者にやっていただきたいと。あるいはつなぐということも大事だと思うんですよね。ぜひ、ご検討願います。

- (3)、これは横のつながりを質問するものでございます。いわゆる行政というのは、国も地方自治も縦割り行政だというふうに言われて久しいです。縦割り行政を解消する横断的なつながり、昔から言われておりますけれども、これについて具体的に町長は、新執行部はどのようにこれからやっていくのか。その辺のお考えを問いたいと思います。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政の縦割りによる弊害は長年の課題でありまして、当町でもそれは現実かなと認識して おります。このため、町では平成29年4月に総務課内にまちづくり調整グループを設置して おりまして、調整グループが中心となりまして、全課的な横断のつながりを持つための対応、 情報共有を行っております。

具体的な取り組み事例としましては、昨年度、近年の行政課題であります空き家対策等につきまして、各課で行うべき業務を明確にしまして、定期的に情報共有を行うことで横断的に対応している例がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) まちづくり調整グループ、これは総務課内にあるのは私も認識しておりますが、私はこれだけでは足りないんじゃないかなと。逆に言うと、もう少しこれを1つの課にしてもいいぐらいかなというふうに思っております。しっかりとしたリーダーの下で、それこそエリートの職員をそこに集めて、100人いる中でさらにエリート、100人皆さんエリートですよ。しかし、さらにもっとエリートの職員、これは町長が評価するんだと思いますけれども、そういった職員を集めて、いわゆる調整能力のある職員を集めて、そういう課内でやっていただくと。そして、横のつながり、縦の充実さ、そういったものを生かして、

要するに縦横無尽にやっていただくのが大事だというふうに思います。

そういう中で(4)管理職の役割をどのようにお考えになっているか。ちょっと単純な質問で恐縮なんですが、これは執行がどのように、管理職とはどうあるべきかという、これをお答え願いたいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

管理職につきましては、行政目標の達成に向けまして、部下を指揮、管理する立場にございます。このため、管理職である課長職につきましては、役場組織の幹部として目標達成の管理、職場の問題解決、部下の育成指導、職場の活性化などを行うことが役割と認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) ありがとうございました。
 - (5)番、今度、再任用職員、だんだん名前変わりますけれども、この再任用職員や、社協にも出向職員、町から出向しておりますが、こういった方々のワークシェアリングといいますか、事務分掌、どうなっているのか。あるいはそういった方々がどんな役割を担っているのかお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

60歳で定年退職した職員で、令和4年度におきましては6名の方を再任用職員として雇用 しているのが現状でございます。こちらの方々につきましては、専門員としてこれまでの行 政経験を生かした事務を行っていただいているというのが一つ。町社会福祉協議会におきま しては、4年度におきましては4名の職員を派遣しており、行政職が1名、保育士が3名と なっております。

行政職につきましては、事務局の次長として社会福祉協議会の運営、統括を行っている現 状でございます。保育士につきましては、保育所の保育業務を行っているというのが現状で ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 再任用職員、ベテランの方々ですね。一旦課長相当職までされて退任された方、そういうふうな方多いと思います。こういった方々をぜひ活用していただいて。

また、社協の職員も、この前、これも町民の声です。社協の職員が分からないんですよ、 社協のことを。町の出向職員に聞かないと分からないというあべこべなことを言っているん ですよ。だから、これはおかしいでしょうと。だから私は言ってあげると、執行に対してと 言いました。

要するに、出向職員、町職員が、それは町のことをいっぱい、社協のことも含めて知っているのは分かると。だけれども、まず社協は社協で努力いただいて、社協の事務職員に一生懸命頑張っていただくと。そして、町職員はそれをアシストすると。先ほどおっしゃったように財政支援、お金を分配する、そして目配り、気配りもやっていただくと、先ほど私お願いをいたしました。総務課長、執行にお願いをしましたので、ぜひ社協のほうでもご検討を賜りたいというふうに思います。

- (6)、今後、いわゆるDX、自治体のDX、デジタル・トランスフォーメーション、これを進めていくに当たってはどのように推進をされていくのか。これをお尋ねいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

DX、いわゆるデジタル・トランスフォーメーションの推進につきましては、社会全体でデジタル技術を活用することで、人々の生活がよりよいサービスに変革することが求められているというふうに考えております。

当町におきましては、昨年度からこおりやま広域連携中枢都市圏の連携事業の中で、先進的に導入しておりますRPA等、いわゆる業務の自動化につきまして、現在、庁内の5つの業務で導入しております。今年度末にかけまして導入効果の検証を図りまして、今後の展開につきまして検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ぜひ、このDX進めてもらいたいと。そしてまた、この前私たち議員も 研修受けたんですが、議会もDXが必要だと。そして、その講師の先生に私お尋ねしたんで すよ、どうしたら具体的に進められるんだと。そうしたら、執行と議会が一緒になって進ま ないと駄目だというふうな結論に至りました。ですから、自治体DXの中に、ぜひとも議会 のDXも含めていただいて、町全体がDXを推進していただきたいと。デジタル化を推進していただきたいと思います。

余談になりますが、私の友人で、もともとサイボウズ社という、町でもサイボウズを取り 入れているようですけれども、このサイボウズ社の社長室長をやった松村という人がいます。 この人は今何をやっているかといったら、東京都の世田谷区、23区ですよ、世田谷区の副区 長になりました。いわゆる副町長と同じ立場です。この人おりますから、こういった方々も 私紹介できます。

私も個人的なつながりがあって、鏡石に来てぜひともDXの講演会をやってほしいんだなんて話をしたらば、この人は生真面目で、公職にある者はなかなか、要するに自分の自治体の金を使って行けないと。そしてまた、自分のポケットマネーもそんなたくさんあるわけでないという話があったんで、もしDX、元サイボウズ社の社長室長までやった人です。こういう専門の人、よろしければご紹介をいたしますので、ぜひともこれ、ちょっと大変でも町のお金で呼んでいただければ堂々と来られますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

さて、5番の質問ですが、これまでの町議会で採択された請願及び陳情の実現であります。 これまでと言いましても、私が議員に戻りましてからですから6月、9月の議会だというこ とでございます。

- (1)番、これは6月の議会で私が紹介議員となりました請願のことについてであります。 交通弱者に対する支援についてというものが、これ請願で採択されましたけれども、これに ついて執行はどのように取り組んでいくか。お答えを願いたいと思います。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

いわゆる交通弱者への支援につきましては、現時点におきましては、路線バスの運行維持 と運転免許の自主返納者に対する助成などによりまして対応しているのが現状でございます。 今後につきましては、高齢世帯の増加や人口減少社会となりまして、公共交通機関の廃止が 進む中、町としては既存の公共交通機関である東北本線や路線バスの維持を図りつつ、利用 しやすい公共交通政策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ぜひ、今度の3月の議会には、これを議会に報告しなくちゃなんないということになっています。要するに、町の議会で採択された請願及び陳情については、その結果を3月議会で報告しなくちゃなんないという、これ申合せにも書いてあります。

また、地方自治法上にもそうなっているというふうに思いますので。ぜひ、それまでに結果を出していただきたいと。ある程度の方向性でいいんですよ。

例えば、近くですと石川町も同じような話になっていて、令和5年度から実証実験を始めるということになっています。ですから、そういったことも参考にしながら、ぜひとも進めていただきたいと。私が考える、例えば周遊型のバスとか、デマンドバスの中でも周遊型。そしてさらにデマンド型ですね。要するに、定期的に回るものと予約制で回るものを組み合わせるという、そういう方法が私は、先ほども出ました縦横無尽にこの町を網羅するような公共施設が必要だというふうに思っております。

さて、今度は(2)と(3)、これは関連するものですから同時に進めたいと思いますが、9月議会で採択されました。これ陳情ですね、町民、同じ町民からの2つの陳情が上がっておりまして、2つとも採択されたわけであります。(2)のほうは重度心身障がい者医療費助成制度の充実であり、また(3)のほうはひとり親家庭医療費助成制度の充実でありますが、これについて、それぞれどのように対応されていくのかお答えを願いたいと思います。

- ○議長(古川文雄) 吉田議員、(2)の答弁先にいただきますから。
- 〇3番(吉田孝司) 同時で大丈夫です。
- ○議長(古川文雄) いや、同時にはちょっと難しいので。
- ○3番(吉田孝司) そうですね。じゃ(2)をいただきます。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 福祉こども課長。
- ○福祉こども課長(柳沼和吉) おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

重度心身障がい者医療費助成の充実につきましては、9月議会で採択されたものでございまして、この制度につきましては、医療機関の窓口における一部負担金の支払いを免除することによって、重度心身障がい者の手続を簡素化して申請等の負担を軽減し、町民福祉のさらなる向上を図るものと認識しております。

重度心身障がい者医療助成制度、鏡石町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の規 定に基づき、医療費の自己負担分を申請により翌月に給付しております。

県内では、25市町村が医療機関の窓口で現物支給を実施しております。重度心身障がい者 の利便性の向上や事務手続の負担軽減を考えますと、現物支給方式が望ましいものと考えて おります。

しかしながら、現物支給方式を導入しますと、医師会との協議、国庫負担金の減額のほか、 安易な受診による医療費の増加、システム改修費、国民健康保険団体連合会等への事務手数 料などの様々な財政が負担してまいりますので、関係機関と連携を図りながら検討してまい りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 失礼いたしました。一つ一つお答えを願いたいと思います。

今、お答えいただきましたものですが、ぜひともやってください。今の説明は、委員会の中でも本会議でも説明受けているんですよ。だからもうそれ以上、できない理由は、難しい理由は聞きたくありません。そういった理由の中でも、もうやるって決まったんだから、議会では。委員会は通る、ここにいる全員が賛成しているんですよ、ほとんど全員が。全会一致だったと思いますよ。だから、これやるしかないんですよ。だから、できない理由じゃなくて、こうするんだというできる理由といいますか、そういったものを示していただきたいと。いずれにしても3月には、その方向性が見えるんでしょうから。ぜひとも、期待して待っております。

- (3)、これもですね。先ほど、議長、失礼いたしましたけれども、ひとり親家庭医療費助成制度ですね。これも同じく採択された陳情であります。これについてどのように進めていくのかお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 福祉こども課長。
- ○福祉こども課長(柳沼和吉) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ひとり親家庭医療費助成制度につきましても、9月議会において採択されたものでございます。内容につきましては(2)の重心医療費制度で述べたとおりでございまして、一部自己負担していただいて、申請後にその負担分を支給するものでございます。

県内の状況につきましては9市町村が現物支給を実施しておりまして、その中でも自己負担の1,000円分まで無料化しているところは1市町村でございます。ひとり親の世帯の利便性や事務手続の負担軽減等を考慮しますと、現物支給方式が望ましいものと考えております。しかしながら、医師会との協議とか、国保の国庫負担金の減額等々が発生しますので、これは実現に向けて、関係機関と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) 同じことは何回も私言いたくないんで、ぜひ頑張ってやってください。 3月の議会楽しみにしています。
 - 6番の質問であります。

これは太陽光発電とソーラーシェアリングについてであります。今日も太陽光発電についての質疑、ほかの一般質問の議員おられるようですが、まず私からお質しいたします。

(1)番、町内における太陽光発電の実態を問うということでございますが、この実態を 問うと言われましても、どんなことをお答えになっていいのか、執行の方困ると思いました んで、私は4つの項目に分けました。

まず、立地件数はどのぐらいあるんだと。これには総件数及び地目別の件数や、そういったものが含まれるというふうに思われます。

2つ目、面積。これについては、総面積及び町の面積に対する比率、何%ぐらいはこういったものがあるのか。

- 3、発電する総電力量。どのぐらいのものがあるのか。
- 4、実際にこれを売るとどのぐらいの売上げになっているのか。

その4つの事項の観点からご答弁を願います。

以上であります。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 3番議員の質問にご答弁申し上げます。

太陽光発電については、福島県景観条例に基づき、面積が3,000平米以上を超えるものについては届出が必要となります。さらには、鏡石町林地適正利用指導要領に基づき、面積が1~クタール以下の場合には、小規模林地開発計画書の届出が必要となっております。

また、農地を農地以外とする場合は、農地転用の申請許可が必要になります。

先ほどの面積要件を超える太陽光発電については、直接、県に申請となることから、正確な立地総件数を把握はしておりませんが、町で把握している届出のあった件数で申し上げますと67件です。地目別の件数は、筆数となってしまいますが、山林が60筆、田んぼが1筆、畑が8筆、雑種地が27筆、原野が10筆となっております。

②番の面積でございますが、太陽光発電の総面積につきましては、届出があった総面積や 固定資産税台帳により28万5919.17平米であります。町の全体の面積に対する比率は0.91% となっております。

③番の発電する総電力量でございますが、太陽光発電の総電力量は10キロワット以上に限定した場合、令和2年度の数値になってしまいますが、2万6,777メガワットアワーと国から公表されております。

④番の売電による総売上額でございますが、太陽光発電の総売上額はあくまで個々の契約ですので、町では現在把握しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

- ○3番(吉田孝司) よく分かりました。ありがとうございます。
 - (2)番、太陽光発電についてですが、これお尋ねするのは本当に大変失礼かもしれませんが、太陽光発電のメリット及びデメリットは何か、それぞれお答えいただきたいと思います。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 産業課長。
- ○産業課長(菊地勝弘) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

太陽光発電のメリットについては、環境に優しい再生可能エネルギー、現在の電気料金高騰に対応する電気代の節約や、余剰電力の買取り、未利用地に設置すれば土地の有効利用を図りながら発電ができます。最近は自然災害が多いことから、災害時、停電、そちらの備えになることがメリットであるというふうに思います。

また、デメリットについては、発電量が季節や天候に影響されるということ。また、一定の面積の設置スペースが必要であること。設置コストが高価。さらには、年々売電価格が下がっている。また、メンテナンスが必要なことであるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

- **○3番(吉田孝司)** (3)の質問ですが、先ほどの題目にありますソーラーシェアリングという言葉がございますけれども、これについては、まず執行はどのようにお考えになっているのかお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 産業課長。
- **○産業課長(菊地勝弘)** 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国は、再生可能エネルギーの導入を一層促進することとしまして、内閣府において、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースを開催しましたが、国民一般や事業者などから、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について意見、要望が寄せられたところであります。

その対応として、現制度の運用上の留意事項として関係通知が整備されました。この通知では、農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入を促進していくことが適当と考えられるというふうにしております。

このような考え方を踏まえ、都道府県、市町村及び農業委員会は、一定条件の農地について、耕作者の確保が見込まれない荒廃農地において、再生可能エネルギー設備の設置の積極的な促進が図られるよう努めることとされております。

営農型太陽光発電については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電を設置することにより、農業と発電を両立させる仕組みとなっております。この場合、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となることから、引き続き営農が行われること、生産された農作物の品質に著しい劣化が生じないこと、下部の農地の活用状況が平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないことなど、2つの基準を満たしていることなどを確認することが必要となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 長い説明ありがとうございました。いわゆるソーラーシェアリングとは、 先ほど課長答弁ありましたように、農地の上にいわゆるソーラーパネルを置いて、その下で いわゆる耕作といいますか農業をやるということですけれども、先ほど、町の実態を見たと きに田んぼ、畑、雑種地、あと原野等々ある中で、田んぼに1筆、畑8筆ということで、実 際に農地を潰して多分ソーラーを立てているんだというふうに思います。

しかし、今のソーラーシェアリングというのは、決して農地を潰すわけではないと。要するに両方の両立を図るという、このようなものが概念だと私は認識しておりますが、じゃ果たして、4番、実際に町内において、ソーラーシェアリングはどのような実態になっているか。これをお尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 3番議員の質問にご答弁申し上げます。

町内において、営農型太陽光発電の設置はございません。現在、堀米地内で計画されており、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領に基づき、位置などから見て、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないこと、そういったことが認められることについては、農地の所在する市町村長の営農型発電設備に関する意見書にて判断することとされているため、先ほどの要領に基づき、農業振興地域整備計画の変更手続に準じて、土地改良区、農業協同組合、農業委員会など、関係機関に照会し、意見なしとして回答をしたところであります。

農地転用許可申請については、現在、県と協議をしているところでございます。 以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ぜひ、そういったもの、町も支援してあげてください。

私、今日何でこんな質問したかというと、この「原発をとめた裁判長」という映画を先日、 私もなかなか忙しいんですが、合間を見計らって行ってきました。もし、これはもしかした ら映画はもう終わっちゃっていると思うんですが、この先生の講演会とか、あとこういった ものをだんだん、CDとかそういうもので見られるかもしれません。その中でやっていたの は、ソーラーシェアリングの具体的なものとして、ソバ、エゴマ、シャインマスカット。こ れやっているんですよ。

恐らく、そういうものが向いているというようなことがもう分かっているんです。これ、 実際どこでやっているかというと二本松なんですよね。二本松のそういう農場で、要するに ソーラーと農業をうまく組み合わせてやっています。それがこの県内の先進地だと私は思っ ておりますから、ぜひ、そういう取り組み、この映画が一つの参考になると思いますから、 ぜひやっていってください。特に、エゴマあたりは鏡石町も一生懸命、耕作放棄地でやって いると思いますんで。逆に言うと耕作放棄地じゃなくても、このソーラーをやりながらもで きるという、これをぜひ、さらに進めていただければと思います。

さて、7の質問に移ります。

これは物価高騰、あるいは電気料高騰と言ってもいいと思うんですが、そういう、今何でもかんでも上がっています。いわゆる便乗値上げすら言われていますけれども、これに伴う公共施設の節電の必要性であります。これについては11月21日の定例全協でも、私は強く申し上げました。

そしてまた、12月定例会、今定例会の最終日15日には、いわゆる公共施設の光熱費がアップするということで約3,000万円の補正予算が組まれていると認識しております。これ、時節柄致し方ない部分もあると思います、上がっていくのは。しかし、大事なのは、これからどうするんだと。いわゆる節電の取り組みだと私は認識しております。その中でまず一番、町長部局、これ役場庁舎を中心として町長部局での取り組みをお尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〇総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の公共施設におきまして、電気料金高騰による財政負担を軽減するために、長部局やその他の部局を含めまして、全庁的に節電、省エネに取り組んでいく必要があることにつきましては、議員のおっしゃるとおりだと思います。

具体的な取り組みとしましては、資源エネルギー庁が示しました事業者向けの冬期、冬の間の節電メニューに基づきまして、施設管理におきましては空調機器の室温の設定を無理のない範囲で下げること、照明器具を可能な範囲で消灯すること、その他、温かい服装、いわゆるウォーム・ビズを励行するなど、個々の節電対策について啓発し、できる限りの節電に

努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) まず町長部局での取り組み、全庁を挙げてという話だったと思いますが、(2)は、これはこの前私も提案、意見を申しました、学校と、これ教育委員会の管轄でありますが、教育委員会での取り組みはいかがでしょうか。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 教育課長。
- ○教育課長(根本 博) おはようございます。

3番議員のご質問、教育委員会においての取り組みの答弁をいたします。

町内の小・中学校では、児童・生徒が節電や節水に対する意識を高めるためとして、環境 委員会などの活動において節電や節水の呼びかけを実施しております。

さらに、福島県で実施している福島エコチャレンジ事業に参加するなどにより、節電、節水、さらにはSDGsへの取り組みを行っております。学校全体としては、教室においても小まめな消灯や使用する教室を限って時間を短くするなど、児童・生徒、教職員の学校全体での節電に取り組んでいるところでもありますし、引き続き、小まめな節電対策を進めてまいります。

また、公民館、図書館、体育施設におきましても、施設の利用の影響のない範囲で消灯するなど、節電や、さらに公民館には太陽光発電設備や蓄電池が設置されているほか、公民館の大研修室、図書館、さらには鳥見山体育館、構造改善センターにおいて、照明機器のLED化を行うなどにより省電力化を図っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として常時換気を行っているため、 特に冬場においては、より多くの電気使用が見込まれる状況でありますが、利用者の呼びか けを行いながら節電に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) これこの前も言ったんで、私同じこと言いたくないんですけれども、私、中学校のそばをぐるぐる毎日散歩しているんですよ、犬連れて。私の愛犬、秋田犬なんですけれども、運動がてら健康増進のため散歩しているんですが、これ12月1日に私言いましたよね。学校の先生の消灯が遅いと。そして12月1日は、その10日後、よく見ていたらば消灯されたのが午前1時ですよ。

これ私10日も前に言っているのに、まだ10日になってもこういうことやっているのかなと。進路の時期だとか。その後、私見ているんですよ、まだ。昨日は日曜日だからあれかな、その前。平日、やっぱり遅いんです、先生。消灯されるのが。よく、私はそんなパトロール隊でないですけれども、やっぱりこの公の立場にある人間としては、町民からいろいろ言われますから。特に近隣の住民からは。

そうすると、何で電気ついてんだべなと。いや、それは進路の関係で遅くなったんじゃねえのと教育長がこの前言っていたよと。いや、それにしてはいつも同じ車しかとまってねえよと、そういうふうな話になってくるんですよ。それは、確かに教職員は県の職員ですよ、これは。町の職員じゃなくて先生方は県の職員。だけれども、町の建物、中学校は町の建物だから、町の運営管理が、町のてこ入れが必要なんです。節電しろと言ったら節電しろと言えばいいんですよ。

その先生方の働き方は言えないですよ、強く、なかなか。任命権者ではないから、町長は。だけれども、町の施設の使い方を指導、徹底する義務はあるでしょう、これ。教育委員会に。 私、10日も前に言っているし、なおかつ20日前に言っているんですよ、これ。その辺の取り組みは実際、何かあったんですか。何もなかったんですか。お尋ねします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 教育長。
- **〇教育長(渡部修一)** ただいまの質問にご答弁申し上げます。

議員のご質問、ご指摘いただきました後に、教育委員会といたしましても、それぞれの小・中学校のほうに節電についての通知をもう一度出しまして、それぞれの校長宛てに私のほうからも言葉でもう一度徹底をお願いしたところであります。中学校につきましても、いろいろな事情ありますが、議員のおっしゃるとおりでございまして、いつまでも残って仕事をしているなんていうのは教職員の働き方改革とも一致しませんので、それについては校長に対して厳しく注意したところであります。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) ぜひ、お願いします。
 - (3)、既に町長部局、教育委員会部局で説明があったと思うんですが、もしその他の部局等で取り組みがあればお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

長部局及び教育委員会部局以外でのご質問でございますが、やはり長部局と同じような形で、資源エネルギー庁の示した事業者向けのメニューに基づきまして、各種の節電のメニュー、特にウォーム・ビズにつきましては励行していきたいなというふうに考えております。 以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ここで、換気のため5分間休議します。

休議 午前11時03分

開議 午前11時08分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 続いては8番の質問であります。

これは災害対策あるいは救急医療対策についての関連にもなるかもしれませんが、いわゆる袋小路の解消の問題でございます。

- (1)番、町内において、いわゆる袋小路になっている箇所を具体的に把握しているかど うか。実際にはどこにあるのか。あるいは何か所ぐらい町内あるのか。そういった点からお 尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 都市建設課長。
- **〇都市建設課長(吉田竹雄)** おはようございます。

3番議員の質問にご答弁を申し上げます。主に、建物が連檐している市街地の袋小路で、 町道管理している袋小路は25か所です。

また、個人名義の道路、いわゆる私道や開発道路については、土地地番を検索すれば所有者や場所が把握できる状態になっております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) その数ですが、これまで各行政区からそういう袋小路解除をしてほしいなんていう話もあったと思うんですよ。例えば、杉林辺りは数年前に袋小路解消されましたよね。ですから、そのように袋小路を解消されてきたと思うんですが、実際、どのような対策を講じてきたか。ここ数年等々の実績といいますか、そういったものをお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

行政区からは、通り抜け道路の整備の要望がございます。そのような道路整備につきましては、現状を把握しつつ将来の道路網や住宅地の形成を視野に入れながら、地域や土地権利者の合意形成により事業化に向けて検討していきます。

また、私道などの個人名義の道路は、町へ寄附したいとの相談があります。私道の町移管 道路基準の認定要件に適合すると認められた場合に限りでございますが、申請を受理し、町 道に移管しております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) これ、今答弁いただいた内容にも関係ありますが、今後、この袋小路を 具体的に解消していかなくちゃなんないというふうに私、考えておりますが、例えば、いつ、 どこをやるとか、そういった具体的な計画はあるのかどうか。特に、町の町道が面している ところですね。その辺についてお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 都市建設課長。
- ○都市建設課長(吉田竹雄) 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

袋小路を解消する具体的な計画ということはございません。しかし、行政区などからの要望箇所があれば、現状を把握し、将来の道路網や住宅地の形成を視野に入れながら検討して まいりたいと思ってございます。

また、袋小路が一度解消されると、通過交通量が増え、付近の住宅や土地の環境が大きく変わることも予想されますので、慎重に検討する必要があると考えてございます。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 例えば、具体的な例を言いますと、これも町民の声ですよ。4区の集会所の西側の道路、4区集会所ありますが、その西側の道路が田んぼの中といいますか畑の中で止まっているんですね。その辺の地権者の方々、あそこくれてもいいとか言ってるんですよね。昔、斎藤健治さんが町会議員のときに、あそこは道を抜くといいますか、天栄街道にぶつかるように抜くことが一回決まったらしいんですが、逆に今度、土地の権利者同士で何か逆にもめて、やっぱり協力しないなんていう話になったもんですから、一旦立ち消えになったと。しかし、あそこは一つの袋小路になっています。私もあの近辺に往診に行ったりす

ると、頭から行ってみたら今度バックで帰ってきたり、そんなことがあったり。慣れてくると狭い道でもうまく、何回も転回してれば転回して出られるんですけれども。私、田んぼとか畑に落っこちた経験はないですが、田んぼとか畑に落っこちている人何人もいます。

ですから、その辺のことも一つの事例として考えてください。4区集会所の西側の道路、南北に走る道路です。

あと一つ、前から話になっている岡ノ内池のあの辺りの住宅もそうですね。あそこの辺りもどうしても狭いんでしょうがないとは思うんですが、岡ノ内池の今度埋立てをしますね。 それと同時にあの辺の袋小路も解消するようなことをやってください。池を埋めればそれで終わりじゃないんですよ。やっぱりそこで住みやすくしなくちゃなんない。ですから、そういったことも絡めて、ぜひご検討賜りたいと思います。

9番の質問でありますが、これは防犯対策に関することで、いわゆる街路灯の設置であります。これは単純な疑問です。(1)番、駅前通り、これ駅前通りと言っていいのかどうか分かりませんが、駅前を南北に走っている道路があると思います。北の端は本町の3区の集会所のところ。南の端は旧国道にぶつかる笠石上町、上の笠石で合流しますけれども、そこまで、いわゆる駅の前を通っている道路がありますね。この道路の街路灯を見ますと、南側のほうは赤いんですよ。それに対して北のほうは白いものがあるということで、この色というのが混在しているのはどうしてなのか、まず教えてください。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 都市建設課長。
- ○都市建設課長(吉田竹雄) 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

駅前を南北に走る道路は、平成3年の鏡石駅前土地区画整理事業を皮切りに、市街地を形成する道路網として整備が進められました。建設当時は、駅前周辺は商工会の街路灯が設置され、中央地下歩道から南側と牧場線から北側には暖色系の街路灯を町で設置しました。近年においては、町管理の街路灯については施設点検を実施し、老朽化により機能に支障が生じているものをLEDの灯具に更新している状況です。

また、交通量の増加により、暖色系の街路灯は歩行者が認識されにくく、人身事故も発生したこともあり、視認しやすい白色系にしたことにより色が混在している状況です。今後についても、視認性と省エネの観点から、白色系のLEDの灯具で統一して更新していきたいと、そのように考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) そういう歴史があったんですね。平成3年の頃からですね。私が中学生

の頃からですね。本当にこれ、商工会がつくったり町がつくったりということで、つくった 人によっても結果的に色が違って、最終的に暖色系、混ざっちゃったけれどもやっぱり白い ものにしていきたいということで。

私は何でこんな質問したかというと、これ、まず最終的に私、自分で走って調べました。何か暖色系から白くなっているなというのが分かりました、南から北に行くにつれて。もともと気づいたのは、やっぱり散歩しているときなんですよ。夜散歩していますと、西の方を見ると真っ赤なんですよね。これ、イオンのほうで火事でも起きたのかな、あるいは何かそういう住宅街で火事でも起きたのかなと最初思って、それで慌てて車で行ってみたら、あれ、ああ、これだと思ったんですよ。ですから、そういった景観上の問題といいますか、町民ももしかしたら心配するかもしれないんです。

だから、いろんな観点から、ぜひとも暖色系のものから白色系のものに変えてください、 いち早く。予算の都合もありますから、これは何とも言えませんが、ぜひご検討願います。

そういったものも含めまして、(2)今後町内において街路灯を増設、これはまたほかの 地区になるかもしれませんが、そういった具体的な計画はあるのかどうかお尋ねをいたしま す。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 都市建設課長。
- ○都市建設課長(吉田竹雄) 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

街路灯を増設する具体的な計画は今のところはございません。防犯灯につきましては、平成30年度に町内全域をLED化に更新しました。新設については行政区からの要望により設置をしている状況でございます。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 私もなかなか、専門家でないんで分からないんですが、街路灯なり防犯灯、これが夜照らされて、ネオンみたいにぎらぎらするのは問題ですけれども、LEDでちょっと照らしてあげて、子供たちが特に学校帰り、会社帰りの方々、大人もそうですけれども、安全に通れるようなそういう町づくりをお願いいたします。

さて、10番の質問であります。

町民に開かれた文教施設ということでございますが、(1)番、鏡石町公民館や鏡石町図 書館、こういった施設の今後の運営管理の在り方について問います。漠然とした質問で恐縮 ですが、お答えを願います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長(渡部修一) 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町のまず公民館でございますが、町民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、 社会福祉の促進のために広く町民の皆様から利用いただいております。具体的には、文化団 体の自主活動や各種講座における学習の場、さらには町民の集いの場として利活用していた だいていることから、気軽に、そして親しまれる施設として管理運営を行っております。

町の図書館につきましては、図書、記録、その他必要な資料を町民の皆様に利用していただきまして、教養、調査研究、レクリエーション等の活動の場として活用していただいております。図書館におきましては、様々な年代が家庭で読書を楽しむ習慣がつくれるよう、企画展示などを実施して読書活動をサポートしているところであります。

今後とも、このような意味で、両施設が快適に気軽に町民の皆様にご利用いただけるように、環境の整備と町民の皆様への周知活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。 以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

「3番 吉田孝司 登壇〕

- ○3番(吉田孝司) ただいま教育長から答弁いただきましたけれども、そういったことも含めまして、今後、鏡石町において文教施設、今お話あった公民館、図書館等、そういったものも含めて、例えばスポーツ施設、社会教育施設、文化施設、これが文教施設なわけですけれども、文教施設の建設計画があるのかどうか。そして、その前提として、まずどういったものを直していかなくちゃなんないのか。そして、新たに足りないものはどんなものをつくっていくのか。その辺の観点からお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 教育長。
- ○教育長(渡部修一) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

スポーツ施設としましては、鳥見山陸上競技場でございますが、競技者が安全に利用できるよう、かなり老朽化が進んでおりますので、スポーツ振興くじ助成を活用しまして陸上競技場のトラック改修を計画しております。

そのほかのスポーツ施設及び社会教育施設につきましては、鏡石町公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設の長寿命化を図るために計画的に改修等を進めておるところです。

現在のところ、新たな文化施設につきましては建設計画の予定はありませんが、時代に即 した改修あるいは機能強化等を検討していかなければならないと考えているところでござい ます。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 私がここで一つ言いたいのは、ぜひ鏡石町に文化センターをつくってほしいということです。かつて前の町長は、町の記念講演会を須賀川市の文化センターを借りてやりました。広域利用という考えからは、これはすばらしいと思っています。しかし、そういう大きなイベントだからこそ、そのときは町でやらなくちゃなんない。もちろん、建てれば大きな額のお金はかかりますが、鏡石町に文化センターは1つあってもいいんじゃないかなと思います。

なぜならば、町の図書館の中に視聴覚室があります、2階視聴覚室。これは前から私も問題視していますが、基本的には民間の方々がお金をお支払いしても利用できません。この前、そういうふうな答弁をいただきました。お金を払っても使えないんですよ。町が使うこと以外には。民間ができる、あるいは民間主導で使えるいわゆる文化ホール、そういうものが必要だと。要するに、民間に開かれたホール、文化施設が必要だということで、私は町に、そんなに大きくなくてもいいから文化センターを造ってほしい。そして、そこで公がやるものもそうだし、個人的に町民がやるものもそうだし、そういったものができる施設を造ってほしいということであります。

この前の12月2日の講演会も鳥見山体育館でやりました。これが鳥見山文化センターだったら、私は話が分かるんだけれども、鳥見山体育館でやっているという、特にこの寒い時期ですね。これはちょっと、目的外利用とは言いませんけれども、しかし、今までの歴史も踏まえますと、逆にここで一念発起して、これからのためにも文化センターを造ってはどうかという考えもございます。提案までとさせていただきます。

11番、健康福祉センターの防災センター機能であります。

健康福祉センターにつきましては、健康増進を期するもののほかに防災機能を持たせるというふうな前町長の説明がございました。そこで(1)番、健康福祉センターにおける防災センター機能についてお尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(柳沼和吉) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにおける防災センターの機能でございますが、災害時にあっては駅東側の防災の拠点としての機能と、あと福祉避難所としての機能を有する施設として、現在、建設を進めております。多目的室を福祉避難所として、会議室を防災拠点として利用することとしております。

停電時には、非常発電設備を設置しておりますので、対応ができるように計画をしており

ます。

また、敷地の北側には倉庫を建設しております。一部の防災倉庫として災害時の資材や食品等の備蓄倉庫として利用するように計画をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 防災センター機能、分かりました。その後者のほうの福祉避難所の機能 も持たせているということであります。

さて、(2)の質問に移りながらその福祉避難所の話をしますが、まず、このセンターの 完成予想図を見ますと、いわゆる和室あるいは浴室、シャワー室等の浴室、お風呂、そうい ったものがないというふうに見ておりますが、これがないのはなぜなのか、お尋ねをいたし ます。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 福祉こども課長。

○福祉こども課長(柳沼和吉) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

センター内に和室や浴室を設ける予定がないのかというご質問でございますが、健康福祉センターの内部には、和室につきましては会議や交流スペースで椅子等を用いた利用を前提として考えております。現在、老人福祉センターにおいて高齢者の生きがい活動支援事業等を実施しておりますが、床に座ることや立ち上がる時に困難なことが多く見受けられることもあり、現在は椅子を利用していることとしております。必要が生じたときには、マット等を敷き対応したいと考えております。

また、多目的室につきましては、乳児健診等でのマットを敷きまして、お子さんと保護者 が靴を脱いで上がっていただいて健診の待機というようなことも検討しております。

あと浴室につきましては、避難した方の健康管理等に配慮し、シャワー室を計画をしております。維持管理費用等を考慮したものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) これも町民の声なんですよ。まず、和室何でないんだという単純な疑問ですよ。和室はあったほうがいいんじゃないかという声です。特に、先ほど福祉避難所という話ありましたよね。多目的室を福祉避難所にするという、それはそれでいいでしょう。

私も、この前の水害で家を流されました。そのときにうちの祖母は90代前半の高齢者ですよ。もう10年以上寝たきりですけれども、そのときにまず成田の構造改善センターに運ばれ、

その後に老人福祉センターに運ばれているわけですよ。いわゆる福祉避難所が老人福祉センターですから。ですから、そういった中で、やはり最終的には畳のところに寝かせてあげるのが私は福祉避難になっているんじゃないかと。要するに、日本人は、これは家庭それぞれありますけれども、ベッドの上に寝ている人も今増えていると思います、実際私もそうです。しかし、畳の上に布団を敷いて寝かせてあげる、それが希望の人もいるわけです。

だから私は、会議室の1つぐらいは和室でもいいんじゃないかなと。会議室が和室というのも、ちょっとこれなかなか語弊がありますが、和室の部屋が1つあってもいいんじゃないかと。

もう一つは、浴室は、私はつくってほしいなと思っていたんです。というのは、老人福祉センターの機能も移すわけじゃないですか。老人福祉センターのお風呂、私、小学生のころよく入っていましたよ。よく遊びに行って入っていました。お風呂に入るだけじゃなくて、その中で泳いだりもしていました、ふざけて。そういったものが老朽化して、いずれ私は取り壊さなくちゃなんないんじゃないかと思っている中で、町民が入れるお風呂がなくなっちゃうじゃないですか。公共施設で入れるお風呂がなくなっちゃう。

じゃ、町は逆に温泉つくってくれるんですか。後の質問にも出てきますけれども、そんな 現実的になかなか厳しい中で、私はせっかくシャワー室をつくるんだらば、そこに小さな浴 室、水は少し無駄にしちゃう部分もあるかもしれないけれども、逆に有効活用していただけ れば無駄にならないじゃないですか。だから、この辺の浴室をつくっていただきたいという 考えもございます。

以上、私からの提案を申し上げます。

あと、重ねて申しますが、展望台、3階、これの意義は何なのという単純な質問。それをつくるんだったらばもうワンフロアをつくって、そこにそれこそ、もっと大ホールをつくったりとか講堂をつくったり、あるいは場合によってはもっと増築して町役場全体をそこに、その上にかさ増しするのは難しいかもしれませんけれども、さらにあの敷地に、近くに町役場新庁舎をつくったらどうかという、そういうふうな意見もありますので、その辺も承っていただければと思います。

最後の質問に入ります。

町民プールすいすいについてであります。

- (1)番、今、石油ボイラーですね。この原油高騰して大変な思いしてきていますが、石油ボイラーで今加熱しているというふうに認識しております。しかし、まずワンクッション置いて、電気による加熱の方式に転換してはどうかというふうに思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。単純にお尋ねをいたします。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長(根本 博) 3番議員のご質問にご答弁します。

電気による加熱につきましては、電気給湯ボイラーやヒートポンプ給湯等などの加熱方式 が考えられます。

また、石油ボイラーとヒートポンプ給湯を併用するハイブリット給湯方式も存在します。 今年は、東北電力管内で電力需要逼迫警報が発令するなど、電気に伴うリスクも考えられま すので、機器の更新に際してはエネルギー効率のみならず、設置費用、維持管理費用、リス ク管理等を含め、様々な観点から調査研究を行い検討してまいりたいと考えております。 以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) これ、私が前、一期目の議員やっているときに、先進地視察といって岩 手のほうに行ったと思うんですが、岩手だか宮城だか忘れましたけれども、そこでは、その プールは電気だったんですね。石油ボイラー、単純に申します。私は電気に比べて故障が多 いと思います。これまで鏡石町の水栓が故障が多かったのはこのせいじゃないかと、私は勝 手に思っておりますけれども。

もう一つは、SDGsに反するんじゃないですか。私も町長もバッジつけていますけれども。SDGsについて考えてくださいよ。これからの未来を考えて、エネルギー政策考えようじゃありませんか。先ほど申し上げましたように、町内にソーラー発電を普及させると同時に、やはり、停電のリスクはあるかもしれないけれども電気に転換してはどうかと思います。

- (2)番、これは円谷議員、常に言われておりますが、それこそ土を掘ってボーリングして、温泉を掘って、私から言わせれば温泉とプラスさらに温熱ですね、温熱。そういったものを活用してやってみたらどうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 教育課長。
- ○教育課長(根本 博) 町民プールにおいて、新たに温泉、温熱を活用するためには、源泉の調査やボーリング工事をはじめ、熱交換装置の設置、さらに濾過設備の改修など、施設整備の面において現施設の大規模な改修が必要となることから、現時点での導入は難しいと考えております。

また、平成29年度に温水ヒーター等の機器更新を行ったばかりでありますので、次回の更新時期、約15年が耐用年数になりますので、そちらを見合わせて温泉を熱源とする方式を含め、さらには先ほどのご質問にあったとおり、電気の活用も含めた中で、新たな技術も発展

しますので、そちらを導入できるように調査研究は引き続き行って参りたいと考えておりま す。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ぜひ温泉施設。これプールを温泉にするということも同時ですが、先ほど、健康福祉センターのお風呂がなくなっちゃうという話もありましたから、ぜひ温泉を特に町でつくって、それこそかがみいし振興公社あたりに任せてやればいいんじゃないですか。 ぜひ、そういったものをご検討いただきたいと。これはほかにも先進地がたくさんありますから、ぜひ見習っていただいて、さらにいいものをやっていただきたいと思います。

私も温泉療法医の資格を持っていまして、この温泉の意義というのはものすごい大きい。 ただの加熱した塩素入りの水に入るよりは、温泉に入っていただくこと自体だけでものすご い健康効果があるんですよ。特にそこを、例えばスパリゾートハワイアンズあたりは歩いて いるわけです。その中を歩かせている、いわゆるそういうふうな運動をやったりしています から、そういったものもやっていただきたいと思います。

- (3) の最後の質問になります。これも円谷議員がいつもおっしゃっていますが、プールの利用者、私から言わせればかなり少ないと思います。町内外の利用者、これを増やすためにどのようにお考えになっているか、具体的にお尋ねをいたします。
- 〇議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 教育課長。
- ○教育課長(根本 博) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールすいすいは、指定管理者制度を導入しております。民間業者ならではの事業提案もございます。しかしながら、冬期間の利用者の低迷が課題であります。その中では、町と指定管理者と協力しながら、新規利用者の獲得に向けた様々な事業展開を検討していく必要があると考えております。それを行いながら、町内外から多くの方が利用できるように、広報活動を図りながら働きかけを行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 私も水泳は得意ではありませんが、散歩を始めたばっかりで、今度は、 次はスイミングあるいは水中のスポーツ等々に頑張ってやっていきたいと思います。

今日は新たな方式でこの12間の質問を終わらせていただくことにいたします。これからも 一議員として、一生懸命頑張っておられる木賊町長を支えながら、私自身も粉骨砕身頑張っ てまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 畑 幸 一

○議長(古川文雄) 次に、1番、畑幸一議員の一般質問の発言を許します。

1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番(畑 幸一) 間もなく昼時になりますけれども、ご挨拶としては一応おはようございます。1番、畑幸一です。

第14回定例会において、通告により一般質問をいたします。

2022年も残すところ20日余りとなりましたが、年末年始を迎え、皆様には何かとご多忙と存じます。今年もマスク生活が続いております。現在も新型コロナウイルスによる感染拡大は極めて深刻であります。長期の対応と動向が懸念されるところです。

国外では、毎日のようにウクライナとロシアの戦争のメディアの報道。地球温暖化と思われる気候変動での世界各地に多発する自然災害の干ばつや洪水。国内では巨悪な銃撃事件、円安による物価高騰、産業経済の低迷など悪影響を及ぼしています。振り返ってみますと、決してよりよい1年ではなかったと感じますが、当町では、夢を与えてくれた明るいニュースもありました。全国中学陸上競技選手権大会3,000メートルで全国制覇を成し遂げた鏡石中学校のアスリート、様々なスポーツ分野で活躍している若人にエールを送ります。

また、グローバルGAPを取得した岩瀬農業高等学校、GAP認証品目数高校日本一。高いハードルを目標とし、各種の取り組み、生徒の皆さんを賞賛し、重ねてエールを送りたいと思います。

さて、光陰矢のごとし。町長に就任され半年になろうとしています木賊新町長は、長きにわたる行政経験を生かした町政運営を積極的に取り組んでいただきたいと思います。新たな町の飛躍とさらなる可能性を見出し、行政の責任者、また経営者として1万2,500人の未来をつくる公正な政治と行政手腕で、よりよい安心・安全な暮らしができる町づくり、誰一人取り残されない地域づくりを期待し、夢、希望、そしてときめきを与える町政を全身全霊で取り組んでいただきたいと思います。

質問に入ります。

1の、町長の政策と提案についてであります。

(1) 町長のスローガンでもある「『新しい力』でつなぐ、人・まち・未来」の目標と実現を目指す取り組みについてですが、例としては、福島県の総合計画では持続可能な、豊か

で福島の実現を図る取り組みがなされています。須賀川市の第9次総合計画においては、共 につくる住み続けたい須賀川の実現を掲げています。人・まち・未来の持続可能な町づくり、 取り組みを町長に伺いたいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。

〇町長(木賊正男) 1 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私がこの6月24日に就任をし、間もなく半年になろうとしておりますが、今回の立候補に当たって設けたのが、ただいまありましたスローガンでありまして、「『新しい力』でつなぐ、人・まち・未来」としてのスローガンを掲げさせていただきました。この意味合いといたしましては、人と人とのコミュニティー、そして隣接自治体同士のつながりをさらに強くして、未来の世代につなぐことが私の使命ではないかなというふうに思ったからであります。そしてその中には、一番今大事なのは、いわゆる共助、地域コミュニティーではないかなというふうに思っていますし、いわゆる隣接自治体同士の道路網のネットワークの構築ではないかなというふうに思っていました。そんなことをこの任期中に実現していければというふうに思いました。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

- ○1番(畑 幸一) 魅力ある町、そして幸福が実感できる、町民と共有し合える、将来に向けての持続可能な町づくりの目標として、一つ一つが課題だと思われますが、実現を目指すことを要望いたします。
 - (2) に入ります。

チャレンジ元気プロジェクトの町長の提案である、キーワードは元気の政策について伺い ます。

1つ目は元気なふるさとづくり、2つ目は仲間づくり、3つ目は産業づくり、4つ目は人づくり、5つ目として暮らしづくり。チャレンジとしてどのようにして展開と実行を遂行していくのか、概況の取り組みをどうかお伺いいたします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(木賊正男) チャレンジ元気プロジェクトの展開と実行に向けた考え方というふうなご質問でございますが、鏡石町には昭和58年3月に制定されました町民憲章がございます。 その前文を読み上げますと、「わたしたちの町は、小学唱歌『牧場の朝』に歌われた緑豊かな環境に恵まれている町です。郷土を愛し住みよい豊かな町づくりをめざし、歴史と伝統を

後世に引き継ぎ発展させるために、町民憲章を定めます」としてあります。

その中の5つがございますが、1つには自然を愛し、調和のとれた美しい町をつくりましょう。そして2つ目には、お互いにはげまし助け合って、しあわせな町にしましょう。3つ目には、楽しく働き、活力ある伸びゆく町をつくりましょう。4つ目には、すこやかな心をはぐくみ、心豊かな町にしましょう。5つ目には、心身をきたえ、安全で明るい町をつくりましょうという、5つの項目がございます。

そちらの5つを具現化するためには、まず町民の皆さんに元気を取り戻していただきたいというふうなことで、元気づくりというふうなプロジェクトを立ち上げました。そんなことで、それらを元に、先ほど3番議員のご質問にもありましたが、第6次総合計画、一つ一つ、元気づくりのために施策を展開していきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番(畑 幸一) ただいまの答弁で第6次総合計画の話が来ましたが、それらに基づいてしっかりと町政を執っていただきたいと思います。

様々な考え、意見があると思いますが、町民と共有できる構想と施策を期待して要望といたします。

(3) に入ります。

町長は5つの課題の取り組みが必要と感じていると思われますが、1つとして新型コロナウイルス感染症の克服、2つとして危機管理対策の充実、3つとして少子高齢化対策、子育て支援、4つとして工業団地の開発と企業誘致、5つとして公共インフラの老朽化の対策、施設のグレードアップの対策の取り組みについて、早急な対策と必要についてのお考えを伺います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(木賊正男) 現状の重点課題の対応策と早急な対策の必要性の見解についてのお尋ねでございますが、ただいま1番議員からありましたとおり、まず1つには、今現在も急速な拡大を示しております新型コロナウイルス感染症の克服ということで、こちらにつきましては全町民の協力によりましてワクチン接種等を進めながら、感染対策を万全にしていきたい。そのことが我々の生活を進めるに当たってのまず第一義的な問題であろうというふうに考えてございます。

そして、2つ目には、危機管理対策の充実による安全・安心な町づくりということでございます。こちらは度重なる自然災害がございます。今現在も成田地区においては遊水地の対

策が進められておりますけれども、そういったことに対する危機管理の対策を町民に分かり やすい組織の中で対応していきたいというふうに考えております。

そして、3つ目には少子高齢化対策と子育て支援、そして健康寿命の延伸対策でございます。少子化につきましては、本町に限らず、今、全国的な問題になっておりまして、本町においてコロナ禍と併せまして大分、令和4年の出生率が低い状況にあります。将来を見通した中での地域づくりの中では、少子化のほうの対策が非常に大事になってくるなというふうにも思っておりますので、そちらへの対策と子育て支援を併せ持って行うというふうなことでありますし、健康寿命として、いわゆる高齢化、人生100年時代とも言われますので、そういった形で健康に老いるというふうなことを考えながら、あらゆる施策を講じていきたいというふうに考えております。

そして4つ目には、産業振興と雇用対策としての工業団地開発と企業誘致でございます。 こちらについては、いわゆる働く場の確保、そして町の活性化のためにも企業誘致、産業の 振興は必須であろうというふうに思っております。そんなことで、今回の第6次計画の中で も、また、過般の9月の定例会の中でも議員さんからご質問いただきました。いわゆる足腰 の強い町になるためには、そういったこともベースとして考えなければならないというふう なことは全く同感でありますので、そちらについても一つ一つ進めていきたいというふうに 思っています。

また、5つ目の公共インフラの老朽化と施設のグレードアップにつきましては、これまでの議会の中でも再三論議されているところでもありますし、老朽化対策は避けて通れない状況でありますので、そういったところの改廃も含めて、そしてグレードアップも図らなければならないというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

[1番 畑 幸一 登壇]

O1番(畑 幸一) よく分かりました。

必要に応じた行政財の見直しと社会情勢の動向変化のリスクを考慮しながら、的確な対応 と決意を持って課題の早急な対応策の推進を要望しておきます。

(4) に入ります。

3つのS、スマイル、スピード、シンプルの政策運営をどう反映させるのか、何をするべきか。構想と方向性についての取り組みを伺います。先ほど、3番議員さんから詳細な質問がありましたが、シンプルな答弁をお願いいたします。

〇議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〇町長(木賊正男) ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

3番議員のご質問の答弁とも重複いたしますけれども、私の政策運営に当たっての基本姿勢は3つのSを大事にして取り組んでいきたいと申し上げました。そして、その基本は信頼される行政であり、政策と事業の見える化、そして情報発信力の向上に取り組み、住民生活に根差した地域づくりを皆さんと共に汗を流してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

以上、答弁とさせていただきます。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番(畑 幸一) 1つだけ、スマイル、笑顔に対してご質問いたします。

議会だよりの8月号、町民の声の欄です。「役場職員の方にお願いします。庁舎内の雰囲気が暗いです。もっと明るく元気にしてください。」町民の声をどう受け止めるか、認識されているのか、見解を伺います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(木賊正男)** 3つのSのうちの最初のスマイルのお話でございました。そして、議会だよりの中で町民の声の中の、役場庁舎に入って暗いというふうなイメージを与えてしまったことにつきましては、大変心苦しい思いでありますけれども、私は就任以来、庁議の中で挨拶の徹底をお願いしております。

まずは、人と人の出会いは挨拶からだろうというふうに思っていまして、そちらの中で快い接待をしていこうと、おもてなしの心もその中で進めようというふうなことでもありますし、「5つの心」ということを町の各会議室の中でも、再度設置するようにお願いをしました。そんな心で「ありがとうと言える心」までの5つの心あります。「はいと言える素直な心」からありますけれども、そんなことも含めまして、いわゆるこのイメージを払拭していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

O議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

1番、畑幸一議員。

○1番(畑 幸一) 昼食を挟んでの休憩ですけれども、質問に入らせていただきます。
先ほど、町長から答弁いただきました。何というんですか、笑顔に勝る化粧なしというか、

そういう形で、コロナ禍の中でやっぱり、元気で笑顔というのはなかなか大変だと思います。 ましてやこういうつい立てが入って、職員さんの業務というのもなかなか大変だと思います。 それに続いて、3Sに関しては行政に対する町民の信頼という意見を尊重した、スピード感 を持って取り組む姿を示していただけると思います。充実した方策を講じていただきたいと 思います。

2の観光と振興について伺います。

産業課長。

- (1)の観光情報の提供、経済効果につながる交流と観光力の強化について、主要プランはあるのか伺います。
- O議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
- **○産業課長(菊地勝弘)** 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

観光情報の提供としまして、役場や図書館、かんかんてらすなどでの観光パンフレットの配布、また、こおりやま広域観光協議会、岩瀬地方広域観光連絡協議会、郡山コンベンションビューローなどと連携し、観光情報の提供に努めております。

経済効果については、大変重要なことと認識しております。町の観光地を訪れた際、町で 消費していただくため、滞在時間を延長していただけるようなイベントを企画し、強化を図 っております。

今年度については、田んぼアートと岩瀬牧場の巨大迷路のコラボ企画、さらには飲食店と コラボした割引券の配布をしております。両企画とも大変好評で、予想を上回る大きな成果 を上げることができたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

- ○1番(畑 幸一) 観光地も少なく、主要イベントの開催も決して大きくないと思いますが、 誘客に向けてのより正確な付加価値のある情報発信、ネットワークは必要不可欠だと思いま す。世代のニーズに合った寄り添った交流の起点づくり、特産品のブランド化、6次化産業 のビジネスチャンス、ご当地グルメの開発、外から見た町の魅力を再確認し、観光振興の取 り組みの充実を求めます。
 - (2) に入ります。

ここがすばらしい町の魅力と観光スポット、誘客に向けてのPR、町の知名度アップ、アピール発信、多様化するニーズの周知についてお尋ねいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の魅力と観光スポットとして、年間2万人以上の観光入れ込み客数がある町の代表される観光スポットは、鳥見山公園、岩瀬牧場、田んぼアート、ふれあいの森公園であります。特に、今年度は福島県内で初の開催となった全国田んぼアートサミットが当町で開催され、全国に町のPR、知名度アップのためのチャンスと捉え、特にマスコミを利用した情報の発信に努めてまいりました。マスコミで取り上げられた実績数としては、新聞や雑誌に75回、テレビ取材に20回と数多く発信することができました。

そのほか、ニーズに合った活動推進としてSNSを活用した発信も行ってきたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

- ○1番(畑 幸一) 町の観光の先行きは、コロナ禍による事業の停滞、非常に厳しい状態でありますが、特色のある独自の工夫、町の魅力づくりを創出していただきたいと思います。
 - (3) 番に入ります。

おもてなしの向上に係る観光案内やイベント参加など、多様性ボランティアの必要性はど うか。おもてなしとはどういうことか伺います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 1番議員のご質問に答弁申し上げます。

おもてなしとして、今年度開催した全国田んぼアートサミットで、魅力あるまちづくり実行委員会の委員の皆さんが、サミット会場でオランダ衣装を着用し、町のPRや観光案内、記念撮影のおもてなしをいたしました。県外からお越しになられた参加者からオランダとの関係や岩瀬牧場の由来などを尋ねられ、観光PRに努めたところであります。

また、見学会場では、町商工会の飲食店部会の皆さんが田んぼアートの米粉を使用した「あーさー♪焼き」やお茶の提供のおもてなしをいたしました。両団体ともボランティア活動としてご協力をいただき大変好評だったことから、今後もそのような機会があればイベントに合った活動をしていただければというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番(畑 幸一) 観光案内の役割はどのように誰が担っているか、ちょっとお聞きしたいと思います。観光ガイドボランティアの養成の考えはあるのか伺いたいと思います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 産業課長。
- **○産業課長(菊地勝弘)** 観光ボランティアの養成については、現在、そういった取り組みは しておりません。現在のある組織において、その方々の活動の一環として、ボランティアに つながるような取り組みとして、町のほうに協力をしていただいているというようなことが 現状であります。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番(畑 幸一) 10月12日の地方紙、福島民友の記事に、温泉むすめ I N飯坂温泉、初の八百万会議、温泉地の魅力を国内外に発信する地域活性化プロジェクト、温泉むすめのファンによるイベントが開かれ、温泉むすめは全国の温泉地をモチーフに誕生したキャラクターで、その数120以上。ツイッターやSNSの交流サイトを通じたファン同士の交流も盛んです。キャラクターの名前は飯坂真尋ちゃん。

当町にはゆるキャラ、牧場のあーさー♪が公認キャラとして活躍していますが、今後、5 人程度の中学生、高校生を中心にしたボランティアの検討はどうでしょうか。ヤング世代の 交流をもってして地方創生を図る、そういったことを創出していただきたいと思いますがど うでしょうか。伺います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 産業課長。
- ○産業課長(菊地勝弘) 1番議員のご質問に答弁申し上げます。

今、議員のほうから飯坂温泉の温泉むすめというお話がありました。温泉むすめは日本全国の温泉をモチーフにしたアニメのキャラクターで、全国の温泉地を盛り上げるべく、歌と踊りで人々に笑顔と癒しを与える活動を行っているというふうに認識をしております。全国に120人おりますが、飯坂温泉では、飯坂温泉特別観光大使として飯坂真尋というキャラクターが現在活動をしております。

町には、公式キャラクターとして牧場のあーさー♪が現在活躍中であります。牧場のあーさー♪は、平成26年度から町のイベントや様々な場面でPR活動を行い、今ここに来て広く浸透してきて、皆様に親しまれ人気のキャラクターになっているのかなというふうに感じております。おかげさまで、あーさー♪グッズも種類が増加し販売効果も上がってきております。このまま、今後、引き続き公式キャラクター牧場のあーさー♪で、町のPR活動を推進していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

[1番 畑 幸一 登壇]

○1番(畑 幸一) 町の活性化を図るためには、ぜひこういったヤング世代のボランティアの活躍を期待しておきます。例えば、町のイベントとかいろいろありますね、文化祭とか。そういう文化祭、春、秋ですか。あやめ祭り、田んぼアート、オランダ祭りのそういった参加に、仮称牧場の娘なんていうのをつくっていただいたら、ちょっと町も盛り上がると思います。ぜひ、そういったことを検討していただきたいと思います。

3番に入ります。

歩く田んぼアートまちなか周遊事業について。(1)町民が最も利用する交通手段の要所であるJR鏡石駅内のかんかんてらすを拠点とした、周辺の魅力を高める方策の考えを伺いたいと思います。

O議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 1 番議員のご質問に答弁申し上げます。

町の中心に位置する鏡石駅内にあります、まちの駅かんかんてらすを拠点とした魅力を高める方策としましては、幾つかの観光地を結び、町内での滞在時間の延長をしていただきたいというふうに考えております。

例としまして、かんかんてらすの周辺に位置する田んぼアート、岩瀬牧場、鳥見山公園で楽しんでいただき、かんかんてらすでお買い物をしていただき、町内の飲食店に立ち寄っていただく企画をしております。具体的には、今年度、田んぼアートと岩瀬牧場の巨大迷路の会場でスタンプラリーの応募券とグルメ券をお渡しし、かんかんてらすに応募箱を設置し、お立ち寄りの際にお買い物を楽しんでいただき、その後、グルメ券を利用して飲食を楽しんでいただく周遊企画をしております。

そのほかにも、かんかんてらすに歴代の田んぼアートの写真を設置しまして、周辺の魅力 を発信しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番(畑 幸一) まちの駅周辺の景観づくりとして、環境美化、駐車場のスペースの改善、 花の植栽とか、高齢化が進んでの対応、バリアフリー、多角的な視点から調和を図って、活 気のある、豊かさを感じさせる取り組みを検討していただきたいと思います。

また、町の中心でもある鏡石駅に電光掲示板をぜひ設置していただきたいと思います。あ そこは夜になると暗いし。今、4号線を走ると郡山駅前から2つ、3つ電光掲示板があるし、 須賀川のカワチさんの向かいに大きな電光掲示板があって。スポンサーつきでもいいですから、そういった検討で、町の行事とかそういった町民に分かりやすいような電光掲示板。単価としてはかなり高いと思うんですけれども、検討していただきたいと思います。

そうすると、何となくあそこがまた明るくなると思います。どうしても日曜日なんかは殺風景で。現実に私も、知り合いの郡山の友達に「鏡石の町は死んでいるな」なんて。結局、 4号線のところはいいんですけれども、町の中入ると、どうしても人通りもなく、周遊コースも分かるんですけれども、まずはあそこから笠石・鏡田線に抜けて、役場の前を通ってまた戻るといっても何にもない。何となく寂しい。足湯でもあればまた別なんでしょうけれども。そういったことで、ぜひ電光掲示板の設置を検討していただきたいと思います。

次に(2)番の田んぼアートモニュメントの設置において、周遊者の反応と評価をどう把握しているのか。歩いて楽しかった、また、歩いてみたいコースエリアの検証についてお尋ねします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

田んぼアートの歴代モニュメントの設置については、令和3年度に駅前のバス停付近に2013年の題材の桃太郎、第一小学校バス停付近に2014年の題材の金太郎を設置したところであります。今年度は、4月に実施したさくらウォークのコースとして設定し、7月に開催された全国田んぼアートサミットで、県外からお越しになられた方々へ披露したところであります。

個々の意見は調査しておりませんが、田んぼアートの町として後世に伝えられる一つの素材となればというふうに思っております。

また、歩いて楽しかった、歩いてみたいコースとしては、特に桜の季節やアヤメの季節に 鳥見山公園を中心に周遊するコースが四季折々を感じることができ、楽しんでいられるもの だというふうに感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

- ○1番(畑 幸一) 周遊者、企画のおもてなしの効果というのはどういうふうにして考えているのか。また、経済効果についてどう捉えているのか。検証について結果を伺います。
- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 産業課長。
- **○産業課長(菊地勝弘)** 1番議員のご質問に答弁申し上げます。

周遊者については、先ほど申し上げましたとおり、個々の意見は現在調査をしておりません。ただ、町に滞在していただく目的としまして、田んぼアートと岩瀬牧場の巨大迷路、スタンプラリーについては、今年度の実績としまして6,339人の応募があったところです。こちらは令和3年度の数字より伸びております。

また、田んぼアートと飲食店のグルメチケットの配布については、令和3年度は2,500枚を配布し8万2,500円の利用実績がありました。今年度は5,000枚を配布し、利用額実績が14万500円の実績があったところです。こういった地道な周遊に関しての活動でございますが、着実に前年よりは数字が伸びており、効果は上がっているのかなというふうに感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番(畑 幸一) 課題としては、周遊コースに対しての休憩スペースとか、またポケットパークというふうなことの設置というのはどんなふうな形になっているかですね。例えば、暑いときに歩くと日陰もないということで、ちょっとした休憩スペース。今、南高久田の集会所のところにちょっとしたあれがありますよね。あれはちょっと、見た感じでも高価でもなく簡単にできるような形なんで、ああいったものの検討。

あとは、ポケットパークは、小さなミニ庭園みたいなのをつくって和ませるというような 形をとっていただきたいと思います。事業の転換をつなぐ方策について要望しておきます。 以上です。

4番に入ります。

工業用太陽光パネル発電の申請について、許可、規制、管理、規範、各条件など、設置の 対応とガイドラインの取り組みについて伺いたいと思います。これは、先ほど3番議員さん が詳細に発言しておりましたけれども、簡単に説明をお願いします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 1番議員のご質問に答弁申し上げます。

工業用の太陽光発電を設置するに当たっては、先ほどの3番議員の答弁でも申し上げましたが、福島県景観条例に基づき、面積が3,000平米を超えるものについては県に届出が必要になっております。

また、工業用に限らず、鏡石町林地適正利用指導要領を平成17年に定めておりまして、面積要件が1~クタール以下の場合には小規模林地開発計画書の届出が必要となっております。いずれも、面積要件を超えたものについては、県の条例などに基づき申請していただくこと

から、現在のところ、町での新たなガイドラインの制定については考えておりません。 以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

[1番 畑 幸一 登壇]

○1番(畑 幸一) ガイドラインの、条例の制定の考えはないと。設置場所は報告義務、町として計画の調整が図られていると思うんですが、景観が非常に気になります。

例えば、車で走ると太陽光のパネルが設置してあると。総務課長の周囲もそんな形で見られますけれども、例えば、田んぼアートの場合、あそこから見るときに太陽光パネルが設置されていたということになると、非常に景観が気になってきます。その辺を踏まえてしっかり対応していただければと思います。

5番に入ります。

自然災害のリスクと地域防災の認識についてお尋ねいたします。

東北道の生活道路、アンダーパスに関しては的確に把握し、冠水被害の対策として即応態勢を図っているとは思うんですが、JR線路下の排水溝は何か所あるのか。点検、管理はどのようにして実施されているのか伺いたいと思います。

〇議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(大河原正義) 1番議員の質問にご答弁申し上げます。

JR東北本線の地下を横断しています排水溝につきましては、高久田地区から久来石地区までで全部で10か所となっております。点検や管理につきましては、担当職員による現地確認や目視点検等を必要に応じて随時実施することとしておりますが、現在のところ、年1回程度の実施となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

[1番 畑 幸一 登壇]

○1番(畑 幸一) 課長の言うとおり、JR東北本線は久来石から高久田まで、町主要を南北に横断して運行されていますが、地形上、雨水とか下水などの排水は、町の東側、東部にほとんど流れています。線状降水帯というようなことで、豪雨は各方面で想定以上の降水量となっていることは認識されていると思いますが、被害が拡大、相当しています。排水溝が冠水する可能性が相当あると思います。

それは何かというと、豪雨によって雨水が排水溝に、ビニールまたは古タイヤ、雑草などが絡みついた場合には、必ずそういったものが起きると思います。ぜひ大水害の危険と重要性を認識していただいて、懸念がなされるようないようなことをしっかりお願いしたいと思

います。当町では、水害が最も大きな自然災害で、何回も起きています。点検の強化、施設の見回り、冠水対策などを要望して、質問を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。私の質問はこれで終了したいと思います。

○議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 今 泉 文 克

○議長(古川文雄) 次に、10番、今泉文克議員の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

〇10番(今泉文克) 皆様、こんにちは。

10番、今泉文克です。最近、世界ではサッカーがワールドカップで大ブレイクしておりました。まだ準決勝、決勝がこれから行われるところでございますが、日本のチームもこのワールドカップではベスト16ということで頑張ってきておりまして、すばらしい感激を国民の方々に与えてくれました。クロアチアと準決勝で惜しくもPKで負けましたけれども、子供たちなんかは、サッカーをやるんだという小さい子供たちがたくさんおりまして、うちの孫なんかも昨日まではミニバスをやると言っていたんですがサッカーにするんだなんて言って、夢を与えてくれましたね。また、国民にもたくさんの喜びを与えてくれました。感謝しております。

その反面、世界では、この2月にロシアが隣国のウクライナに侵攻しまして、よく考えますと80年前にドイツナチスがそれを彷彿されるようなロシアのプーチン大統領の考え、また、この戦禍に巻き込んでいることは、平和な日本にいて私どもは大変幸せを感じるとともに、大変なことが起きているなということを感じております。

実は、私は東京で今マルシェをやっているんですが、そのテーブルの上にウクライナに義援金をやりましょうということを書いておきましたらば、たくさんの方がそこに参加してくれまして、大使館のほうに届けることができました。全く非人道的なロシアの行動には残念ながら涙が止まりません。

また、日本では、コロナ問題のこの3年間で、ここへきて物価高があり、今の日本の国民の方々には非常に大きな影響を与えておるところでございます。コロナで業績を上げられなくてやめた店もたくさんあり、あるいは仕事を離れた方々もたくさんいたり、そこに物価高ということでは非常に我々の政治がしっかりとやっていかないと大変だなと。我が町はここへきまして立て続けに救済的な商品券の販売をやったり、少しでも町民のためにやろうという姿勢があったものですから、大変うれしく感じております。

我が町は、5月に新浄水場が落成して、安全、安心な町が、飲料水が町民の皆様に供給さ

れました。すばらしい浄水場ができました。これは、今から20年ほど前に、我が同僚議員である小林議員が役場の水道課の課長をやっているときに立案された水道事業でございます。 今、日本有数の水道水が完成しまして、自慢して見せられる施設があの鳥見山にできました。 また、続けて、私が5年ほど前に提案しました、駅東開発の中心的な健康福祉センターを 提案させていただきましたところ、皆様の多くの努力によって、現在建設進行中であり、す ばらしい施設が、建物が見えてきております。一日も早い完成を高齢化の進む現代で、私を 含めて多くの町民が待ち望んでおります。

また、10月には町制60周年記念式典がありまして、私も皆様からのご推薦を賜り、特別 功労賞の栄に当たりました。ご衷心より御礼を申し上げます。

それ以上に、鏡石中3年の、先ほども畑議員からもありましたが、増子陽太君がとちぎ国体の少年男子Bに高校生とともに3,000メートルに出場しまして、8分11秒12の日本全国中学校新記録で3位に入賞しました。夏の全中優勝に続いて新記録を立て続けに更新し、若者の努力と活動は全町民に喜びを与えたところでございます。そういううれしい話を語りながら、それでは12月の私の通告いたしました一般質問に入らせていただきます。

まず、最初は、一般社団法人として町がこの6月に設立しました、かがみいし振興公社の 現状と今後についてお尋ねいたします。

一般社団法人かがみいし振興公社は、営利を目的としない法人として設立したものではありますが、しかし、これは前遠藤町長の発案で、鏡石町観光協会を解散して一般社団法人かがみいし振興公社として、商工観光部、農政部、まちの駅部の3部門を有する大事業としてスタートしたところでございます。このような中で、まず初めには、今日までのかんかんてらす改修総額、油田開発の加工場を含めた投資費、田んぼアートの年間運営費はお幾らになったのかお尋ねしたいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 10番議員のご質問に答弁申し上げます。

かんかんてらすの改修費については1億2,093万1,000円、油田計画の拠点となるアグリセンター改修費は1,361万2,400円、油田計画栽培関連備品購入費は768万732円、田んぼアートの年間運営費は令和4年度で申し上げますと710万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

〇10番(今泉文克) ただいまお伺いしますと、今年このような予算をつくって進めて約3,000万近くが投資されております。このやつが毎年これからいろんな意味で、このかんか

んてらすの、あるいは振興公社の事業には、開始から田んぼアートも含めると11年を経過して、田んぼアートだけでも約1億円から近くになっておりますね、事業費は。そうすると、これから相当これらについている財政的なこととか、運営については、我々議会は注視をしていかなくちゃならないというふうに感じております。

それでは、2番目のかんかんてらす振興公社の年間事業総額で、幾ら予定しているか。そのうち、町からの補助金及び補塡金の計画はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

- **〇産業課長(菊地勝弘)** 10番議員のご質問に答弁申し上げます。
 - 一般社団法人かがみいし振興公社の令和 4 年度の予算については、総額で2,557万7,000円です。そのうち、町補助金は1,046万7,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

〇10番(今泉文克) このように、金額がどんどんと並んできて数字が出てきますが、これはこれから運営していくと、相当この数字的なものについては注意していかなくちゃならないなと思います。

それで、(3)の社団法人としての独立運営することに、独立採算に不安を私は感じております。これは3部門に分けて町からの助成金の予定は毎年どのような、お幾らくらいになるのかお伺いいたします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 産業課長。
- **○産業課長(菊地勝弘)** 10番議員のご質問に答弁申し上げます。

本年6月20日に一般社団法人かがみいし振興公社を設立いたしました。独立運営をするため自主財源の確保が大変重要なことと認識をしております。来年度町補助金についてでございますが、本年度と同額程度の約1,100万円をお願いしたいというふうに考えております。自主財源を確保し独立運営できるよう、今後努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番(今泉文克) ただいま、この3つの部分に分けて、事業を今回取り組んでおりますね。商工観光部門については、これから田んぼアートなんかもあろうところなんですが、非

常に、そのほか観光事業もあるんですが、田んぼアートについては、前から多くの方からも言われていますとおり、見学料の実施とかいうことについてはどんなふうに考えておられるのか。2万人、3万人入っておられると言っていますが、この田んぼアートでは、ここで出ている数字だけではこれくらいなんですが、実質私も行ってみましたところ、図書館の2階の視聴覚の部屋を全部田んぼアートの観光客に貸し出して、絵を描いたりとかいろんなことをやっていて、ほかの事業に使えない状況になっています。それから、そこに何名かのスタッフがいてそういう指導とかいろいろお話やっていました。そうすると、この方々の人件費とか、あるいはそういう図書館が、2階が使えないで置かれる環境とかというのは、町の政治としてはちょっといかがなものかなと思っておりますので、見学者からはやっぱり、福島県一の田んぼアートだと自慢しているんであれば、観覧費用を幾らかもらってこの事業の資源とするべきことが当然であろうというふうに私は思っております。

それから、まちの駅部門では、あの八木支配人さんが1人で努力しておりますね。見ていきますと、いろんなものがあそこに品物がそろっております。よくやってくれていると思います。近隣の市町村からも商品を見つけたり、自分が運んだりしながら、少しでもお客さんに提供できるような環境をつくりたいというふうな努力している姿を見ると、私らも多くの面でお手伝いしてやらないとまずいなと思っております。

だから、これはそういう意味では、あそこに人が集まるということはすばらしいことなんですが、どんなふうにこれからあの状態を変えていったらいいのかというふうなことが、まちの駅部門では考えていきたいなと感じております。

それから、農政部門を見てみると、今あれですよね、菜種油、エゴマとかと言っておられますが、この採算性、これは今後の計画を見たときに強化する必要性があると思うんですが、まだ始まったばかりで、それほど何も事業としては見えていないんですが、やれば協力隊、何ですか、あそこは新しい職員も開発したり、施設を開設したりして今やっていますから、そういう意味では、ちょっとこれは大きな対応をしていかないと相当町の金を持ち出してしまうような環境になってくるかというふうに感じております。これは意見として述べさせていただきますが、これだけのやっぱり事業が行われることには、議員として注視しながらいかないとまずいなと思っております。

4番目は、公社の商品の評価、これについてどんなふうに町としては見ているか。これは 対外的に公社が作られる菜種油だとかいろんなものが、今いろんな商品が出てきております。 最近では、この19日ですか、東京白金の八方園の料理のことについても発表会やるというふ うに言っています。ここにお座りの方々、みんなそれを試食しておいしかった、よかったと いうふなことになるんでしょうが、皆さんは食べなくたっていいですよ、いつでも食べられ るんだから。そういうおいしいものだというんだったら多くの町民にそれは供給してくださ いよ。だって町民の半分くらいは白金の八方園の内容というのは分からない人がほとんどですから、そこにやっぱり町民のために知らせて、皆さんとか関係者ばかりが来て、おいしかった、うまかったなんて言ったって、町長も食われるんだかもしれないからいいけれども、そういうことは誰に宣伝するのか、誰に知らせるのかという、主人は誰なんだかよく見てこれからのことを対処していただければなと、そういうふうに思っております。その辺はどうなるかお伺いいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 10番議員のご質問に答弁申し上げます。

まちの駅かんかんてらすでは、町内の農家や岩瀬農業高等学校などで生産した農産物や果物、加工品など地元の新鮮な産品を多く取りそろえています。また、かんかんてらすオリジナル商品として、田んぼアート米を使用した米粉商品などを販売しております。価格設定については、多くの皆様に手に取っていただけるような設定にしております。年間総売上げについては、令和2年度は2,413万7,974円、令和3年度は3,320万4,463円と906万6,489円の増となっていることから、徐々にはありますが、かんかんてらすがまちの駅として定着してきており、消費者の方々にも満足していただいているというふうに思っております。

今後も、消費者の方々に満足していただける商品と価格を心がけていきたいというふうに 考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

〇10番(今泉文克) これからが、かがみいし振興公社の本当の姿は、始まったところだか ら、そこをどうのこうの言うところでもないんですが、期待しているものです。

しかし、今、前からやっているように町で作っている菜種油なんですよね。これを250グラムのボトルを見ますと500円で販売しているんです。これは価格的にはどうなんですか、250グラムで300円にするのが。実は、私今いろんなところ歩いていると、全国でこの菜種油はやっているんですよ、やっていない市町村がないんです。皆さんが遊休農家の菜種を作って、やっぱり菜種油といういろんな名前をつけて、私の油なんていって売っている人もいますけれども。私はこの500円というのを見てみると、全国の価格を見ると高いんです。安いところは大体300円頃から250グラムで売っているんです。そこから見ると500円というのは、お客さんに鏡石のは特別いいんだというような言い方しようとしても、消費者にしてみるとその割でなく、菜種油でおいしく食べられればいいんだというふうなことだから、このコスト的なことを再検討する必要性があります、やっぱり他に出してやるのであれば。今だ

ったら本当に一般的には評価されないんじゃないかと思います。私、鏡石は高いから、これ 何とかしなくちゃならないなと思います。

それから、学校給食にお使いになっているんですが、学校給食の単価というのは幾らで出ておりますか。ということは、今までの市販の業者の持ってきた菜種油の価格との差はないんですか。きっと高いはずですよね、こうなれば。業務用は単価が下がりますから、安く入っているはずです。だけれども、我が町の菜種油は、このように学校給食に使うというようなことを言ったりしておりますが、この辺はちょっと単価が高くなって学校給食がアップしている、価格がアップする可能性が高いわけでございます。

だから、この菜種油とかエゴマ油は、町のイベントでプレゼントしたり何かに、ふるさと 納税とか何とかと言ったって、やっているとそういうふうなことだけがあって、本当に独立 採算して販売した場合に、かなりやっていかないと競争力がないかと思うんですが、そうい うことについても、今後どんなふうに考えておられるか、お伺いいたします。

- O議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 - 産業課長。
- **〇産業課長(菊地勝弘)** 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員がおっしゃったように、菜種油の価格については、正直申し上げますと若干高いのかなというふうに感じてはおります。ただ、やはり健康志向、そういったこともありまして、 ふるさと納税で納税してくれた人なんかにも結構人気な商品であります。そういったことで、 菜種の油も日本全国各地から声がかかっているというような状況でございます。

ただ、やはり価格の問題については、今後、当然安いほうが購入者にとってはいいわけで すので、どこを安くできるのか、さらに調査研究をして安くできる部分については安くして いけたらなというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

○10番(今泉文克) (5)番に入りますが、ただいまは菜種油が全国からどんどん注文が入っている、できればそうあってほしいなと思いながら、いろいろ宣伝したり、その価値観をはっきり言っておいて単価がなぜ高いんだかということを我々に言うんじゃなくて、対外的にやっぱり伝えて頑張ってください。

それで、5番目が、町の産業振興としての位置づけてこの振興公社をスタートしているんですが、私は、事業は町民負担の拡大があると非常に感じております。今まで言ったことを含めるといろんな意味で補助金なり事業費の予算を組まなくちゃならないと思いますから、これから大きく変えないと、今後事業の方向転換をすべきでないかというふうに感じており

ます。

その辺は、担当課としてはどんなふうにお考えだか、お伺いいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一般社団法人かがみいし振興公社については、本年6月20日に設立しまして間もないことから、現在はそれぞれの部門を引き継ぐ形で運営をしておりますが、今後は振興公社を設立したことにより可能となる鏡石町産特別栽培米「鏡の雫」の酒類販売や、指定管理者による受託業務など、産業振興に寄与してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

○10番(今泉文克) スタートしたところだからね、全く不明ですが、ただ、私の予想だとかなりの町の持ち出しが出てくるから、そういうことをよく内部で考えて。それから、一般社団法人だから、町から離れて社団法人として、理事長はじめ理事の方々がどうしたら独立採算できるんだ、それから幾らしたら、もうけなくたっていいんだけれども社団法人だから、赤字にならないようにするためにどうしたらいいんだというふうなことを、もっと真剣に議論して、我々にその計画をやっぱり出してもらうように指導してください。そうでないと、赤字が出たって町から補塡した補助金だなんていうことで毎年やっていたんでは、これ大変なことになっちゃいますから。これは全部町民の税金が行くわけですから。

それで、私言いたいのは、町から補助金とか公社を運営でありますが、これ営利を目的としない法人としてスタートしているから、赤字が通常化では駄目なの。もうけなくたっていいから赤字は出ないように努力してもらわなくちゃならない。

あと、それから、ここの中で今言いましたけれども、いろんな販売の拡大するスタイル、 飲食も進めると言ったけれども、これはかんかんてらすがやるんではなくて、こういうもの を町内の業者に還元すべきなんです。まず、菜種油を作るなら町が作っているんじゃなくて、 町内の業者がそれを一つの産業として成り立つような業者の育成も考えなくちゃならないと 思いますよ。それを町が作って補助金を使ってやっていたんでは町内でそういう業者をやっ ている方々の首を絞めるようになりますから。

それから、今度は酒の販売も取ると言ったけれども、酒の販売もやったら、今町中で酒屋 さんがみんな苦しくて大変だと言っているのに、また町まで参入して安く販売したりしたら、 酒屋さんが大変ですよ、今度は。そのほか加工品も作って販売しているお店も大変ですよ。

それから、今後は飲食店も、八芳園から来て食事しおいしいのできると言ったら、扇屋さ

んもちょっとやるとかと言っていますが、かんかんてらすで食わせるんじゃなくて、あるいはアイスクリームだのそういうやつも、かんかんてらすで幾ら売れたなんて自慢するんじゃなくて、町内の商店の方々に何らかの形で販売できる、そしてそういう利益が町内の商工業者の方々が享受できるようなシステムに変えないと、町民の方々の税金を取って町民の方々の産業を低下させたんでは、私は町がやるべきことでないし、町会議員として非常にそういうことを気にしているんです。そういうことは、私くらいしか言わないかも、変わり者だから言わないけれども、やっぱり仕事やるときに根底の中に、それをどこまで町民の産業の方々と町がセッティングできてやっていくかということを、もう一度再構築していただけるようにお願いできないでしょうか。その辺の考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 10番議員のご質問に答弁申し上げます。

先ほど議員さんのほうからご意見がありましたように、酒類の販売については、町内の酒屋さん、そして今後計画しておりますお弁当の提供、そういったものについては町内の飲食店、そういった様々な方々の意見を聞いて、意見を取り入れてどういった方向がいいのか、そこは十分皆さんと話合いをして前へ進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

〇10番(今泉文克) やっぱり町と町民が一緒に歩まないと、行政じゃなくなっちゃいますからね。そして、これからやること、大変なことを私言ったんだけれども、しっかりと検討して進めていただけることを期待しているものでございます。

それでは、2番目の公共施設に入らせていただきます。

先ほどもこの公共施設は多くの方々からきっと出てくると思うんですが、私の視点から言うと、この数字だけを聞いたり、やっていきたいなと思っております。

公共施設の利用と今後の方向についてお伺いしますが、鏡石町には多くの施設を有しております。近年、すばらしい浄水場ができて、それから新たに健康福祉センター等ができます。 すばらしいものができますが、そのほかにもたくさんの施設があると思うんです。それらについて、これからいろいろ考えていかないと、また負担がかかってくるなと思うんです。

現在、(1)番の鏡石町の公共施設の総数は幾つぐらいあるのか。また、それらの保有金額、総金額はお幾らくらいになっているのか、相当のものがあるかと思いますが、教えてください。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町の公共施設につきましては、地区の集会所などの町民文化系施設が30施設、庁舎や 消防屯所など行政系の施設が14施設、陸上競技場などスポーツレクリエーション施設が10 施設ほどあります。令和3年度末の時点で、これらの合計が82施設となっております。

また、これらの建設施設の保有金額でございますが、公共施設の有形固定資産台帳の当初、要するにこちらの施設が最初に建設されたときの総計を上げますと、約130億円ほどになっておりまして、令和3年度末で減価償却後の残存価格につきましては50億円ほどになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

○10番(今泉文克) 大変ですね。82の施設を管理するんでは担当者も大変ですよね。それから、これらの総額が建設費130億円ということは、新たにリメークすると130億円は必要になるということだからね。これは大変な金額になりますから、これからこれらについてよく精査していただきたいと思います。

それでは、2番目には、新たな健康福祉センターが完成しましたら、現在の青少年ホームの位置づけ、これ建物あるいは活用、これらについてはどんなふうに考えておられるのかお伺いします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センター建設事業につきましては、勤労青少年ホームや保健センターなど、分散、 老朽化した公共施設の適正管理推進事業として、既存の施設の集約化を図りまして、保健福 祉や子育て支援機能、防災コミュニティー機能を備えた新たな複合施設の整備事業として、 現在工事が進められております。

それらの施設につきましては、譲渡や廃止等が求められておりまして、財政負担と維持管理の観点から、老朽化の激しい施設においては、解体、除却しまして、有効活用が可能な施設につきましては、譲渡、転用するというような選択になっております。

ご質問の勤労青少年ホームにつきましては、除却か譲渡かどちらにするか、今現在、改めて検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

○10番(今泉文克) 浄水場や健康福祉センターができて、多くの方が鏡石にきっと視察に来るようになると思います。しかし、残りの施設については、やっぱりどうしていったらいいのか、持っていると維持管理費がかかるから、必要ないものはもう、昔からある青少年ホームの後ろなんかの建物とか、それから古い町営住宅とか、そういうこともあると思いますが、それらについては早い対処の仕方をして、もっとスリムにして、今の段階でやっていくように努めて、そうでないと町民のほうに対する負担ばかりがかかってきますから、その辺をよく計画したり、内部でご協議いただきたいと思います。

今、この82の施設が今ここに出ているのがありますが、3番のこれらの数多くの施設のスクラップ・アンド・ビルド等についての考えは何かお持ちなんでしょうか、お伺いします。

○議長(古川文雄) ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午後 2時04分

開議 午後 2時09分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている現状におきまして、厳しい財 政事情の下、効率的な公共施設のマネジメントを実施することは必要なことと認識しており ます。

ご質問のありましたスクラップ・アンド・ビルドにつきましても、既存施設の更新や統廃合により解体と建設を伴うものでございますが、現存の施設については、基本的に利用状況や住民ニーズ等を踏まえつつ、長寿命化を図りながら維持運営していくこととしているところでございます。もちろん、将来的に建て替え更新、あるいは解体撤去が必要な施設もございますが、単なる建て替えや解体ではなく、機能の集約、複合化による施設の統廃合、用途の変更など、そのほか民間資源の活用など、社会情勢の変化や利用需要の動向を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

〇10番(今泉文克) ただいま、将来的にいろいろ考えると言ったけれども、これそういう 答弁だということは、全然今まで考えていなかったということに解釈していいのかな。やっ

ぱり、これはいつかはやらなくちゃならないから、こういう公共施設の今後どうするかというふうな検討会のようなのをしっかりと執行では考えて、それをこの段階で持つとか、これは改築するとか、これはなくすとかというふうな、そういうのを5年計画とか、6次計画の中でもそういうことも早めに出して、ちゃんと明示して、それに基づいて計画して進めていただきたいというふうに、一応要望しちゃまずいけれども意見を述べておきます。

それから、4番目は、今後、鏡石町は新たな施設を考えたときに、何か持っておられるのかお尋ねいたします。

- O議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 - 総務課長。
- 〇総務課長(橋本喜宏) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共施設に求められるニーズや役割は、少子高齢化など時代背景や人口構成の変化によりまして変わってきております。公共施設の総合管理計画においても、施設の新設整備について、住民のニーズと既存施設との機能が重複しないかどうかなどを勘案しながら、慎重に検討する必要があると考えております。

ご質問のありました、今現在の町の新たな施設としてどのようなものが考えられるかでございますが、現在のところ、具体的にこれを建設したいというような計画などは持っておらないのが現状でございます。

新たな施設の検討を行うには、まず必要性や建設手法、管理運営や受益者の考え方など、 幅広い町民の意見を基に、将来を見据えた多角的な検討が必要かと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

○10番(今泉文克) その前の3番の、これからどんなふうにその施設をチェンジしたりしていくかというふうな計画がないんだから、4番の新しいの何つくるんだと求めても無理だわな。だからそういうふうなことを含めて、執行では新町長の下、もう一度再度詰めていただければ。

それで、(5)番に入りますが、新町長の下、私ここにすごい文言を書いてしまったので、 鏡石行政の大問題があるというふうに。長年、現実28年間にわたりまして町長さんは笠石出 身でございました。笠石地区には多くの施設があったり、またここへきてアグリセンターで すか、そういうのも集会所を活用して造ったりということになって、どんどん充実して、我 が町の最先端を行く地域になってきています。しかし、北部を見たときに公共施設何あるん だというと、集会所だけしかないんですよね、鏡田何がありますかね。俺随分探しているん だけれども、なかなか見つからないんだよね。 だから、この北部地区に何かの公共施設を考えられないか、造ることあれば、この鏡田地区の重要性を知ってほしいなと。これなかなかこんな話を今言っても、前の議長様の渡辺議員さんが発言でも、極端でございますが、ある会議において、鏡田は私の言うことを聞かない、今泉と畑議員の含む鏡田には何も事業をやらないという、これが権限というものだというふうなことをある場所で発言して、何人もそれを聞いて驚いたと言っていますが、それは現実だったからね。これは仕方ないんですが、この新しい町づくりで考えたときに、議員はそんな権限はないし、議長でもそんな権限はないです。執行権は町長にあるわけですから。そういうことをよく考えた中で、今まで鏡田が苦しんできた、やっと今、鏡田に行くとあの菊井自動車さんからずっと元のキリンビール入口まできれいな舗装になりました。込山議員さんの家の前なんかも、すばらしい道路になりました。だからこういうことにすばらしく改修してもらったり、あるいは復興時も大型トレーラーが通るからめためただったんですが、あれも解消されております。感謝しています。

やっぱり全体的にやるべきことがあるかと思うんですが、鏡田地区の、北部地区のこれからの計画も何かに、こうちょっと鉛筆で3行くらいでいいから書いていてもらいたいなと思いますから、ご検討いただけることをお伺いいたします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(木賊正男)** 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私は、鏡石町の長として、町全体を平等に見ること、そして対等に会話をすることが大事だと思っております。

町づくりは、町民の皆さんと問題を共有し、同じ視点で物事を捉え、悩みを解決していくこと、今どのような問題や要望があるのかを常に生活現場で声を聞いて、町民の思いに寄り添いながら、喜びや痛みを分かち合う、心の通う町づくりを目指しております。

その中でも、住宅数や人口の多い地区と農村部などの環境の違いから、集会所などのコミュニティー施設を中心に見た場合、施設数に差があるのも事実でございます。

各種施設全般として、地域社会の必要性や地域住民のニーズなどを加味した中で、しかる べく判断し対応していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

〇10番(今泉文克) 今後の新しい鏡石町づくりに強く期待をしております。

それでは、大きい3番の質問に入らせていただきます。

最近、身近な事故がありましたね、福島市で94歳の高齢者の方が交通事故で死傷者が出ま

した。全国的に今高齢者による交通事故が多発しております。私も含めて、非常にこれから 高齢者がどんどん、私も後期高齢者になりましたので危なくなりました。だから、免許証を 返納しろ、返納しろと今、いろんなところでお話しされております。それは必要なるかもし れない。しかし、返納した後の対応なんです。今、公共交通がみんな低下しておりまして、 最近もJR東日本が赤字路線、これだけで駄目だなんて言っております。そうすると公共交 通がなくなる、個人の免許証はなくなる、運転できない。外に出られないからうちにいろ、 体調が悪くなったから寝たとか何とかというふうなことになってくる。やっぱり外に出るよ うな環境をつくるために、こういうふうなことでは大変です。

町は免許返納者の外出の助成として、助成として今分かっているシニアカーというのがよく走っています。こういうものを買う方に対しての推進、あるいは補助金を国か県の助成なんかも取れるような枠か何かを見つけて、対処して一役進めていかないと、免許返納しろ、返納しろと言ったって駄目だと思います。

このシニアカーというのを見てみると、安いのだと10万くらいで走るだけならあるんです。 あとは高いのだと50万くらいになるそうですが、多種多様のシニアカーがあるようでござい ます、調べたらば。それを町の誰かの業者さんが、バイク屋さんだの自転車屋なくなっちゃ けれども、その方々があるいは、そういう販売とか修理とか、交通指導とかも進めるような 体制をつくりながら、高齢者に対応できる鏡石町づくりということで考えてはいかがでしょ う。そうすると、道路もシニアカーが通るような歩道もちょっと鏡田みたいに広いスペース、 歩道を造ったりで大変かもしれないけれども、それは当然やらなくちゃならないでしょうけ れども、時代背景ですから。ご検討いただけないでしょうか、お伺いいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

シニアカーはいわゆる電動車椅子とも呼ばれまして、道交法においても歩行者の位置づけがされております。町内でも利用されている方は何人か見受けられているところでございます。

シニアカーの利用の支援としましては、介護保険制度におきまして、例外規定ではございますが、必要と判断されれば給付の対象になっているというふうに聞いております。このことを踏まえまして、シニアカーの推進に必要となるのが、費用の面も含めまして安全対策と、今議員がおっしゃったように段差解消等の問題ではないかなというふうに認識しております。全国的にも、シニアカーによる交通事故も発生しており、特に道路横断中、時速がそんなに早いものではございませんので、多く発生しておりますので、このことから利用者に対し警察や交通安全協会と連携しまして、事故防止の啓発活動なども必要なのかなというふうに考

えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

〇10番(今泉文克) いろいろ交通法の問題とかあるから、これらについてはクリアしなくちゃならないようなのが幾つかあるんだと思うんですが、ただ、それが必要だというふうな方が、どんどんこれから拡大することが予測されます。そういうことも調べて対応策を進めていただけるように、私は考えているところでございます。

4番目の、町の特別職の報酬額の変更について。

最近、会津若松市の職員が1億7,000万なんていう、こんな高額の横領事件が発生しました。信じられないです。また、田村とか楢葉町では入札情報の漏えいの問題があったりして、何かちょっと行政の中で注意しなくちゃならない点が見えています。

これは議会でも決算審査やったり、監査委員も毎月これらについて見てはいますが、なかなか見破れないです。

我が町も一般会計が74億3,500万くらいの予算なんです、今年度が。それに加えて特別会計なんかも含めますと、トータルで100億を超える事業を1年間に動かすようになります。そうすると、それを監査しているところでございますが、私は今の代表監査の方がやっている監査の仕方をずっとこの1年間見てきました。大変な仕事だね、あの細かい数字を全部チェックしてやるといったら、ものすごい労力を代表監査の方は、家に帰ってからもそれを見て、もう一度チェックしたりしてやっても、私も1年監査役をやらせてもらっていますが、見切れないです。これは本当に問題ないように確認、できれば職員はあまり監査してもらいたくないんだろうけれども、細かく見てもらうと困るから適当に流してもらいたいんだかもしれないけれども。しかし、大変な仕事だということは、この1年感心しました。今までの監査をやってこられた監査がご苦労さまでしたという言葉を、その方々には申し上げます。

それから、代表監査の方が真摯にこの監査に取り組む姿を見ていると、こんな役職だなんていってやっている職務じゃないです。それを我々町民はどう見ているか分からない。私はその場を見るようになってから、代表監査は年間の報酬が、年報酬が21万3,000円なんです、年報酬が。1か月に1回、1日くらいの仕事じゃないです。1週間は内容についてチェックして、定期監査も年何回かやりますからね、かなり労力を費やしております。

これは実は、先日北海道の鷹栖町にやっぱり研修に行ったとき、監査委員の方の報酬を聞いたんです。あららら、6万3,000円なんです、月額ですよ、月額。これを年額に計算すると75万なんだけれども。私はこのくらいの責務と時間と責任があって、この人がやっていることが初めて評価されているなというふうに感心しました。我が町は、代表監査が21万

8,000円、鷹栖は75万。何でこんなに差がつくんだろう、同じ監査なのに。ただ単に鏡石が低いだけなんだ、調べてみるとほかは高いんだ。天栄とか須賀川の監査等の基準もあるんだろうけれども、それはそれで別だから。

我が鏡石町はしっかりとして見てもらって、そして明日に進むためには、この特別職の大幅な報酬の見直し、下げるんじゃないよ、アップするんだよ。そういうふうに検討することがこれから執行のほうで考えていただけないですか。それをお伺いして質問を閉じさせていただきます。

- ○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- 〇総務課長(橋本喜宏) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

監査委員の報酬につきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する 条例に定められております。議員のおっしゃるように、見識を有する者のうち、選任された 監査委員の年額報酬は先ほど議員がおっしゃられた金額でございまして、議会の議員から選 任された監査委員につきましては、年額15万7,000円という形でなっていると思います。

監査委員の報酬につきましては、調べたところ、近隣の市町村なり、あと県内の町村のレベルにおきましては、申し訳ないんですが、おおむね同水準ぐらいになっております。ただ、今後も監査委員に限らず特別職の報酬につきましては、県内の市町村の改定状況を踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員。

[10番 今泉文克 登壇]

〇10番(今泉文克) なかなか、県内のなんて言われちゃうと監査委員のあれは前に進まないんだけれども、現実の問題として、県内じゃなくて鏡石町をしっかりとつくりだっていくためには、いかに監査委員の方の、ああいう労力は大変なものですから、それを知った中でもう一度皆さんでご議論していただければなというふうに感じております。

以上で、12月の私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

〇議長(古川文雄) 10番、今泉文克議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 円 谷 寛

〇議長(古川文雄) 次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

〇11番(円谷 寛) ただいまご指名をいただきました11番議員の円谷寛でございます。

今年最後の一般質問をさせていただきます。

私は、この質問で、今回で124回目の質問となります。これはちょっとした記録ではないかというふうに思います。年を取ると1年が非常に早く感じると、こういうことを若い頃は先輩に言われて、今その年になるとなるほどというふうに思っています。なぜこうなるのかというのは、具体的にはっきり分からなかったんですけれども、先日、NHKのテレビに「チコちゃんに叱られる」なんていう、ちょっと面白い番組があるんですけれども、それを見ていたら、いわゆる人としてのときめきや感動というものが少なくなってくると。これが、1年が早く過ぎてしまうという原因であるという、チコちゃんが申しておりました。

これは、考えてみれば多分間違いないなと思うのは、子供のときに、唱歌の言葉にある、「もう幾つ寝るとお正月」なんていう、子供のときはそういう期待感を持って生活をしていたわけですが、年を取ってくるとそういう期待も感動も感じなくなってしまっているので、これはまさにチコちゃんの言うとおりかなと思って、これから注意をしていかなかないと1年が早く過ぎて、チコちゃんに「ぼーっと生きてんじゃねえよ」なんて言われそうでございます。気をつけないといけないと思いました。

今年も年末になると、この1年の有名人の物故者のことをまとめたような記事が新聞紙や 週刊誌などをにぎわしますが、何としても今年の物故者は、やっぱり元首相の安倍晋三氏の 銃撃による死亡ではないかと思っているんです。しかし、この犯人の青年ですが、何ともこ の人の人生を考えると、あながちこの青年、やったことを認めるわけにはいかないんですけ れども、かわいそうな人生ではなかったかと。非常に優秀な青年で、高校生時代も生徒会長 なんてやったり、県内有数の進学校でありながら、母親がみんな統一教会に献金をしてしま って行けなくなったということで、自衛隊に行っても自殺未遂をしたりして、退職してしま ったり。大変悲惨な人生を歩んできているんです。

一方、安倍元総理のほうはというと、先祖の岸信介、祖父の代から統一教会とつながって 非常に看板というかちょうちん持ちをやってきたということで、この教団を陰ながら支えて きた。そして選挙の票などを采配して、お前にやると、この次また頼みにいったらお前は駄 目だ、別な人を推薦決まっているからなんて断られて、その人は立候補をやめたなんていう 国会議員もいるわけですから。

大変なやっぱり、その青年は非常にいろいろ勉強して自分で銃を造るくらいな器用さも持っていたわけですから、非常にエネルギーを間違ったほうに使ったわけですけれども。日本の昭和の妖怪なんて言われた岸信介、そしてこの祖父を持つ安倍晋三は、この母親とマザーとい言われる洋子さんという母親、岸信介の娘に一方的に岸信介ばかり尊敬させられたんですけれども、安倍晋三のもう一方の祖父である安倍寛という、寛という字は私と同じ字を書くんですけれども、この人のほうは全く心の片隅にもないというか、この安倍寛という人は

大変なリベラルな政治家でございまして、戦争中に大政翼賛会の推薦を受けないとなかなか 選挙に当選しなかったのに、この人は翼賛会の推薦をもらわないで代議士をやってきたとい う立派な政治家だったんです。

しかし、この人のほうには全く配慮することなく、安倍晋三という人は母親の教育だか何だか分からないけれども、一方的に岸信介のいわゆる昭和の妖怪と言われた、A級戦犯になろうとしたんですけれども、彼はアメリカの占領戦略の変更でA級戦犯を免れて、後に総理大臣にまでなったという政治家なんですけれども、この人ばかり尊敬して、右翼的な政治を行ってきたわけです。

日本では、死人にむち打つということは、何か忌み嫌われてやってはならないことになっていますけれども、しかし、一般人ならともかく政治家は正しくその行動を、死んでもやっぱりきちんと総括をしないと政治が正しく行われないというふうに私は考えるので、やはりこれは厳しくいろいろ見ていかなくちゃならないと思うんです。

その視点で評価をすると、私は安倍晋三という政治家は全く評価のできない政治家であったと思うんです。その評価の基点は何かというと、私はやはりかつて演説を、郡山で県知事選挙の集会で応援弁士として来た、かつて任侠映画で非常に聡明な役者であった菅原文太という人の演説を聞いたんです。この人は何を言ったかというんです、そうすると、こういうことだったんです。プロじゃない私が言うんだから、当てになるかは分かりませんがということを前置きして、政治の役割は大きく2つあると。1つは、国民を飢えさせないこと、安全な食べ物を国民に食べさせることだと。もう一つは、これが最も大事なことだと言って申したのが、絶対戦争をさせないことだと。これを一番大事なことだということで主張して菅原文太さんは訴えておられました。彼は沖縄の選挙にも応援に行きまして、オール沖縄で普天間基地の移転を辺野古にというその移転を反対した尾長敬さんという知事候補を応援して、やはりこのような、同じようなことを申し上げていたんです。

そして、この2つの視点から評価すると、安倍政治は全く落第です。今や日本の政治は全くこの反対の方向に向かっています。菅原文太さんが切望した政治家の役割とかけ離れたような方向でいっています。日本の食料自給率は低下の一途をたどっておりまして、農業では生活できないというのが何か農家の常識になっておりまして、農業従事者の高齢化は年々進んでおって、毎年、一つぐらいずつ上がっているという、この悲惨な状況にあるわけです。こういう状態もつくったのは、私は安倍自民党政治であったと思うんです。というのは、民主党政治のことを非常におぞましいというふうに誹謗しながらも、私は、民主党政権は結構いいこともやってきたと思うんですよ。例えば、農家の戸別補償なんていうのもね、減反政策とセットしながら、減反政策やった人にしか適用しないんですけれども、減反補償しながら一反歩1万5,000円の補償してきたんです。これは、安倍晋三が首相に復帰したらば途端

になくしてしまって、今は、米は本当に誰が作っても赤字になるような農作物になってしまっていますね。

そして、さらに彼がやったアベノミクスという大量にお札を増発して日銀に国債を買わせて円の価値を下落したおかげで、今、60数%を占める食料は輸入に頼っているんです。この輸入価格が上がって、低所得層は大変な生活の困難をもたらしているということでございます。

そして、もう一つまだ重大な問題は、2015年の安保法制の改悪であります。改正とは絶対私は申し上げません。安保法制を改正して何をやったかというと、日本はアメリカの戦争に加担をしなければならないという、加勢をしなければならないという法律をつくってしまったんです。野党は戦争法案だと言ったんだけれども、自民党は平和保護だとか何とかとごまかしておりますけれども、日本はこれでアメリカの戦争に自動的に巻き込まれるシステムをつくってしまったんです。

ですから、今問題になっている台湾有事になれば、日本は自動的に戦争に巻き込まれます からね。そのときに、ああ、あのときなんて言ったって間に合わないんじゃないかと思うん です。もともとこの台湾問題というのは何かということです。やっぱり日本の国政問題でも そうですけれども、私は、やっぱり特に国際政治は一貫性というものが必要だと思うんです。 今から50年前に、当時、田中角栄さんが総理大臣だったんですけれども、アメリカもニク ソン大統領がもうやったんですけれども、中国を一つの中国だと、台湾も中国のものだとい うことを認めて国交を回復したんです、アメリカも日本も。ですからこれは生きているんで す。ですからその台湾がどうなろうと、これは中国の一部なんです、内政問題なんです。お 互いに認めて国交回復して、そのために経済的な利益を得て、もちろん中国も発展しました けれども、日本もアメリカも経済的利益を大変多く受けてきたわけですから。今さらこれが 変な内政干渉させられるいわれはないと中国が反撃をしてくれば、こちらのほうが道理が通 っていることになってしまうんです。ですから戦争になれば、絶対これは日本は避けられな い。この台湾有事を戦争にさせないために日本の政治は一生懸命やらなければならないんで はないかというふうに私は思います。憲法9条というものが日本にはあるわけです。憲法は 国の最高法規ですから。これを無視をして戦争なり突入するような政治は、断固我々は阻止 をしなければならないということを前置きして、具体的な質問の内容に入ります。

まず、第1点は、成田遊水地事業について、今回もトップに持ってきました。私も成田の 出身で、成田の区長も経験したことがございますが、これは成田にとってじゃなくて、町に とっても有史以来の大事だというふうに思っています。

ですから、これについて、まず3点ほど申し上げたい、お尋ねをしたいと思います。

まず、第1点は、峰岸という、今は峰岸という地名はなくなったんだと思います。昔は峰

岸と呼ばれていたんですけれども、成田の子字で、成田字峰岸という地域もあったんですけれども、今はなくなって皆成田という地名になっていますけれども、ここの地域に候補地の一つになっているんです、峰岸地域が。私は、ここは大問題だと思うんです。

ここをなぜ反対かとすると、鈴川と諏訪池川が合流している地点なんです、この峰岸地区というのが。そうしますと、大雨が出ればここは洪水に見舞われると。なぜ洪水にまた見舞われるようなところに移転をしなきゃならないのか。全く理解できませんし、そして、まして私はもったいないと思うのは、この地域は大変優良な、優良農地なんです、田んぼなんです。ですから、ここを何でかんで私は農地として130町歩もほかの農地、優良な成田で一番大事な農地がなくなっちゃうんですから、少なくともこの峰岸地区くらいは成田の穀倉地帯として確保していただきたいと思いますし、そこはまた水害の心配もあるということで、ここをぜひ配慮をいただきたいというのが第1点の質問であります。

以上です。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 都市建設課長。

〇都市建設課長(吉田竹雄) 11番議員の質問にご答弁を申し上げます。

移転先、代替地については、今般の遊水地計画により、実際に住宅移転が生じる住民の 方々の中で、引き続き成田地区に残り集団移転を希望する方々の意見を取り入れ、移転先の 選定を進め、候補地として4か所程度挙げられた状況であり、峰岸地区もその一つでありま す。

移転対象者の方々には、移転先についての現在の考えと、集団移転を希望する場合、これらの移転先候補地について実際にどのエリアでの移転を希望しているかについての意向調査を国により実施したところであり、現在はその集計作業を行っている最中であると聞いております。

現在挙げられている移転候補地については、過去の浸水被害状況や洪水ハザードの状況、 内水被害のシミュレーションも含め、実際にその場所が住宅移転の移転先に適しているかど うかについて国により調査を行う予定であります。移転先代替地の場所の選定については、 ご提案のあった阿弥陀坂を越えた地点も移転先として希望している住民の方も多いことから、 この国による調査結果を踏まえ、協議会を中心に対象となる皆様のご意向や要望に添えるよ う、引き続き対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

〇11番(円谷 寛) どうやって希望をやったかというと、元区長やっていた滝口守英さん、

我々は藁屋さんというんだけれども、この人が成田住民を洪水から守る会とか何とかという 組織をつくって、そこで住民と話し合ってここを候補地にしたというんですけれども、これ は成田宿屋敷の人たちに無条件でどこがいいのかというと、なるべく近いほうがいいでしょ う。どこにも土地があるんだから。でも、洪水がまだ来るかも分からいというようなところ を勝手に、勝手にというか、住民の希望だとかいって、その候補地にされたら、これからの 町づくりに対してもかなり大きな問題を起こしますし、やはりこれは町がここは適していな いということをはっきりと示す、その上でやっぱり候補地を決めるべきだったんですよね。 そういうものない中で、何か私からすれば無政府的にそういうものを出してくるというのは、 ちょっとおかしいんです。

これは、成田の水害の歴史を見ると、私が議員になる前の年、昭和61年に大水害があったんです、8.5水害というの。そのときは、成田宿屋敷はほとんどが床下浸水だったんです。今度の2019年の水害はほとんどが、その宿屋敷床上浸水なんです。だから、全く、年々降水量が多くなってどんどん大きくなっている。ですから、あの峰岸地区は、今2件、根本さんの家と滝口さんの家が残るわけですけれども、ここすら私は危険だと思っているんです。後からもこの問題で出しますけれども、ぜひこれは変更をするように、強く主張しておきたいと思います。これからもこの問題は出していきます。

2つ目の質問に入ります。

町は、広大な農地や宅地がこの遊水地事業によって潰され、町の税源、固定資産税と町民税が失われていくんです。ですから、この損失を補うために、また、移転から残された住宅を守るために、高野池の上流にさらに遊水地を建設するということを国に要求すべきじゃないかと思うんです。これは、その括弧内にも書いたように、できればその遊水地が羽鳥地区に造られれば、町でこれから工業団地の開発などに、駅東の開発などに調整池を造らなくちゃならない、その調整池も兼ねることができる。町はこのくらいの要求をしても決して過大な要求ではないと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 11番議員の質問にご答弁を申し上げます。

河川においては、国により河川ごとの長期的な計画を定めた河川整備基本方針に沿っておおむね30年間の具体的な整備内容を定めた河川整備計画が作成されております。

阿武隈川もこの計画に基づき河川整備が行われており、また、今般3町村に整備される遊水地については、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより位置づけされて整備するものであります。鏡石駅東第1土地区画整理事業の事業計画においては、県道南側の第5工区に調整池を設置する計画となっていますが、この駅東第1土地区画整理事業地内からの雨水など

は、高野池や県管理である鈴川を経由し、最終的に阿武隈川に流れ着く流域であります。

日本全国においては、昨今の異常気象により大雨による洪水被害が多発しており、今後も気候変動により、さらなる水害の激甚化、頻発化も予想されることから、流域全体で水害を軽減させる流域治水は必須であります。広大な農地、宅地がこの遊水地事業により潰れ、町の財源が永久に失われることによる損失の補塡も含め、国においてどのような対応ができるかについて、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) これは、これからも私は主張していきますけれども、やはり今度の遊水地は下流のことだけ考えているんです。上のことは考えていないんです。上流とか、当遊水地のできる周辺のことなんかは考えていない。そこに水をためて下流の洪水を減らそうという、こういう構想だけなんです。

ですから、私も先日、吉田孝司議員に誘われて、私はちょっとアンテナが低くて分からなかったんですが、その三城目でこの遊水地問題の集まりがあって、福大の教授が来て講義をすると、参加をさせてもらいました。そのときに、堀井さんという議員の人が地区の何か責任者みたいだったんです、この遊水地対策の。それで、阿由里川という川が矢吹の町のほうから流れてきて阿武隈川と合流するんです、三城目地点で。ここが水かさ増して洪水になるんじゃないかと、三城目地区が。こういう心配を出されていました。

私がさっき言ったように、成田の鈴川、諏訪池川が合流してその合流地点に滝口さんの家と根本さんの家があると。こういうような問題であるんです。玉川村を見れば、やっぱり玉川村で泉郷川という川があるんです。これがやっぱり玉川で阿武隈川と合流するんです、これも同じような心配があると思うんです。

だから、私はその3町村でそれぞれの川の支川が洪水、周辺にもたらす、これを全く考えていない、下流のことだけでそういう広大な土地を犠牲にして事業を国はやろうとしているんです。

ですから、我々はこの3町村で合わせて、それぞれの地域の洪水を阻止するために、やはり上流にもう一つ遊水地を造って、その地域が水浸しにならないように、やっぱり3町村合わせてこれを要求すべきでないかというふうに考えているんですけれども、これに対して町長の見解を聞きたいんですけれども。矢吹の町長とは終わってからも、集会の後、私発言をして言った、我々個人には補償あるけれども町には何もないないじゃないかと。税源が、税財源が失われるのに替わる何もないんじゃないかと言ったら、矢吹の町長もそうですねなんて言って、最後は握手をして、頑張りましょうなんて言ってきたんですけれども。

これは大問題ですよ。町長の考えをお尋ねします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(木賊正男)** 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大方につきましては、先ほど都市建設課長のほうでご答弁申し上げましたとおりですが、 ただいま11番議員が申されたように、鏡石町、そして玉川村、矢吹町、置かれている環境、 同じようなところが幾つかありまして、次の質問にも出てまいりますので、そちらのほうで 詳しくお話ししたいと思いますが、いずれにしても3町村がその環境を、いわゆる国・県の ほうに申入れしながら、改善されるように努めていきたいというふうに考えておりますので、 ご理解賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

〇11番(円谷 寛) 次の質問と言ったのですが今のを3番目の質問にしたいと思います。 そして、なお後から付け加えれば、やはり3町村との共同の取り組みとして、こういう要求をぜひぶつけていっていただきたいということを申し上げたいと思います。

特別委員会の中でも、3町村の議員協議会を提案されていくようでございますから、そういうものを含めて一緒に、執行と議会が一緒になって、この要求をぜひ前進させるように取り組みをお願いしたいと思います。

大きな2番目に入ります。

健康福祉センターの建設についてでございますが、これは町の非常に大きな事業でございまして、大変巨額のお金をかけて今工事を進めているところでございますが、若干の心配がございますので、3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、やはり先ほど吉田議員のほうからも出ましたけれども、やはり健康づくりのセンターであれば、やはり温泉施設というものが必要ではないかと。今どこでも近隣であるんです。須賀川は幾つもありますね、合併したからでもありますけれども。さらに須賀川市民温泉と老人健康センターの温泉があるんですけれども、今、翠ヶ丘公園の中に大規模な施設が建設されておりまして、そこにまた温泉施設ができるということで、大変その面でも整備が進んでおります。矢吹にも温泉とさらにプールがあって、プールの中にも温泉があるということでありますし、さらに白河、泉崎にも、旧東村にも温泉がありますし、どこでもやっているんです。鏡石も一つこういうものを、健康センターというんですから健康づくりに、先ほど吉田孝司議員も言ったように、温泉等が非常に有効であるというふうに考えるんですけれども、これについて何か考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(柳沼和吉) 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在建設中の健康福祉センターにつきましては、温泉施設の建設費用や維持管理費用が多額に及ぶことから、財源の確保等が困難であるため計画をしないということにいたしました。 どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

〇11番(円谷 寛) もう少し議論をしたいんですけれども、時間の関係もございますので、 これは引き続き、私は主張していきたい。

なお、先ほど吉田議員のほうからも言ったように、町のプールの問題も私前々から言って おりますので、これからもこの関連させてこの問題はやっていきたいと思います。

健康福祉センターの建設についての2番目は、健康センター、先ほども議論になっていますように、災害時の緊急避難所にもなるというふうに説明されておりますから、災害がもし夏に起きた場合、特に今コロナ騒ぎで室内に行くと感染の危険があるなんていうことで、車の中で避難しているなんて、いろいろな災害のときにテレビなどでも映りますけれども、こういうことになるだろうと思うんです。ですから、その場合に備えて今何が足りないのかということを造る前から考えていかないとならないんですけれども、あれほど広大な駐車場があるんです、健康福祉センターの前には。先ほど誰か言ったように、役場を造ればいいんだなんて言われたけれども、もう一つ役場ができるくらいの土地があそこにあるんです。そこを駐車場にして避難所になって、一緒に感染を恐れる人なんかは車の中で生活するということも、もちろん考えられると思うんです。

その場合において、何も樹木がないというときに、車の中に入って涼んでいられるのかということが考えられるんです、心配なんです。ですから、やはり樹木を植えれば、樹木はいろいろ、生き物ですから、葉っぱが落ちたり大変です、掃除したりするのが。だからそれは分かるんですけれども、しかし、真夏に露天で地面、日陰もない中で避難することは大変困難だと思うんです。ですから、もし落葉樹で葉っぱが落ちて困るというんだったら、常緑樹だったならば葉っぱは少なく、少しは落ちますけれども、生き物だから。だからその辺はある程度、常緑樹でもやむを得ないかなと思うんですけれども、冬、日が当たらなくなりますけれども。でも、やはりとにかく夏は生き死にの問題になっていますので、暑い車の中で乗っていたら。ぜひ、この樹木を、日よけをつくるために植えるべきではないかということをお尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(柳沼和吉) 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにつきましては、災害時の福祉避難所としての機能を有しております。 ご質問の自家用車での避難でございますが、狭い車内においてエコノミー症候群等を発症してしまうと、大変な生命の危険にもさらされるというような事例もございますので、それぞれやむを得ない理由によりまして車内での避難をする場合におきましては、町としましては健康管理等、十分対応していきたいと。安全に避難できるような対応をしていきたいと考えております。

あと、駐車場への樹木の植栽につきましては、現在検討中でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

- ○11番(円谷 寛) 車の中で避難していなくても、夏、例えば用足しに来て、例えば役場の中に来たって、この駐車場に停める、やっぱり日陰でないと車の中暑くて戻ってから乗れないくらいひどいんですよ。だから、ぜひこれは検討という一言で終わるんではなくて、前向きの検討をして、あれほどの駐車場ですから、十分木を植えてもスペースはありますから。ぜひ前向きに検討をいただきたいと思うんです。
 - (3)番に入りますが、健康センターの多目的室には畳敷きの部分も造るべきではないかと、先ほどもちょっと関連の質問出ましたけれども、私も改めてこの件について質問をいたします。
- ○議長(古川文雄) ここで、換気のため10分間休議いたします。

休議 午後 3時03分

開議 午後 3時10分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(柳沼和吉) 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの多目的室につきましては、集団健診や定期健診の場として活用するほか、町の行事や会議、式典等の場として活用を考えております。

また、災害時には福祉避難所としても利用できるように整備をしております。畳敷きの部

分でございますが、近年の生活様式の変化、足腰が弱ってきて立ったり座ったりがなかなか 困難となっておりますので、これらのことを考慮しまして畳敷きの部分は計画を見送ったと ころでございます。

また、乳幼児の健診時には、床にマットを敷きまして、そこでお子さんと保護者の待機場所というような利用をできるように検討をしております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) 立ったり座ったり大変な人も確かにいますけれども、やはり日本では多くの住宅は畳敷きの生活をしているんですよね。だからそれができないということは、ちょっと理解ができないんです。多目的室という名前のとおり、いろんな人が来ます、それは立ったり座ったりするのが大変な人は椅子を使えばいいんですよね。ただ折りたたみの椅子でも備えて使ってもらえればいいんです、畳の上だって使えますからね、折りたたみ椅子なんかは。そして、一般の人はやっぱり畳の上で、避難所だったら寝転がったりして横になって休むには畳が一番いいわけですから。それは、ぜひこれからも私は言っていきたいと思いますが。

なお、これ多目的室というの、いろんな目的に使えるように、やっぱり造るべきだと思うんです。あらかじめそういう一方的なことを言って排除して用途を狭くするんではなくて、いろんなものに使えるようにやっぱりするのには、やはりそういう畳の部屋も必要ですし、さらに付け加えれば、鏡なんかもあればいろんな用途に、例えばストレッチなんかやるんだって、いろいろ体操なんかやるんだって自分の体を映しながらやれば、より充実したものができるわけです。そういう面でも鏡が必要だというふうな意見もありますし、さらには茶室なども隅っこのほうにあれば、そういう面でのお年寄りが自分の趣味の活動などもできるんではないかという、そういう声もあるんですけれども、この辺はいかがでしょうかね。いろいろな用途に使えるようにするべきであるというふうに思って提言をしますけれども、いかがでしょうか、こういう問題は。

O議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 福祉こども課長。

〇福祉こども課長(柳沼和吉) 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

和室、いわゆる茶室とかそういったものの設置もというご質問でございますが、茶室につきましては、勤労青少年ホームの2階の和室が茶室でございます。そこを利用していただくのが、まず初めかなと今思ってございます。多目的室の用途につきましては、健診や講演会

等のそれぞれの利用できる部屋というような位置づけでございます。畳のコーナーにつきましても、必要であれば検討していきたいと。あと必要であれば、そのときに購入をして畳コーナーというような場所も設置もできるのではないかと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

〇11番(円谷 寛) この問題は、これからもやはり要求をしてまいりますので、もう少し 検討して、やはり町民の要望に応えるように努力をしてもらいたいなと思います。

3番目の質問にいきます。

広域消防組合鏡石分署の移転についてということで、(1)として、現在の消防組合鏡石分署は、新しい県道へ出て町内の中心地に出るまでに中学校や旭町住宅地内を通過するため、授業や深夜帯において住民生活に影響を与えている。新しい県道側への移転が求められると考えるがどうかという通告をしておりました。

私もこの中学校の前のほうに、新しい県道沿いに住んでいるんですけれども、本当に夜中に起こされるんです、救急車のサイレン鳴って。私は県道のそばだから、これはしようがないと思うんですけれども。旭町の人たちは大変いい迷惑だなと思うんです。夜中に起こされて、ほとんどその区域の外にいるのに起こされるわけです。今の県道の立体橋、JRのほうに架かった橋が故障して修理をしていますから、あそこが通れないから恐らく牧場通りとか、どこかに通っていくんだろうと思うんです。だから夜中には前よりも、立体橋を使っているときよりも救急車のサイレンが少なくなって今は静かになっているんですけれども。やはりこの立体橋が回復すれば、ここを通らないと、牧場通りなんかは汽車が止まっている間中、踏切の警報機が鳴りやまないんです。だから、何ぼ消防車といえども救急車といえども、あそこは遮断機が落ちていれば通れないから、やはり立体橋を通るようになると思うんです、救急車は。

だから、ぜひそこを検討していただいて、あと今、健康福祉センターのところに大きな道路ができて新しい県道と旧県道とをつなぐ道路が造られるわけですから、その場合においても並走する駐車場などが潰されるようなことになるだろうと思うんで、それを含めてやはり新しい県道付近に移転をするような、そういう取り組みをすべきではないかというふうに思って質問をいたします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(木賊正男)** 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問のとおり、付近にお住まいの皆様や中学校の生徒の皆さんに緊急走行時に影響を与えていることは承知しておりますが、緊急時でもあり、ご理解の上ご協力いただいていることに対し、まず感謝を申し上げます。

ご質問の鏡石分署の移転でございますが、当施設は須賀川地方広域消防組合で管理している施設でございまして、昭和49年2月に建築され47年が経過しております。広域消防組合の各施設につきましては、令和3年3月に個別施設計画が策定されており、その計画では鏡石分署は令和6年度に部分補修、令和15年度から3年間の計画で建て替えすることの計画がございます。このことから、ただいまご意見賜りました意見につきましても含めまして検討を加えていきたいというふうに思っております。

私も町長に就任して、いわゆる広域消防組合の副管理者としてなっておりますので、そちら駅東の開発に合わせた形での要望もその中でお話をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) 関連すれば、今健康福祉センターの隣の道路、大変新しい県道を造って幅広いんです。あのような道路を古い県道につなごうとすれば、この広域消防は施設として非常に、駐車場などがなくなってしまうので問題だと思います。それと併せてぜひ分署の移転を、新しい県道のそばには土地がいっぱいあるわけですから、その地域に移転をするように重ねて要望しておきたいと思います。

4番目に、時間があまりなくなってきたんですけれども、私も何回もこれ言ってきたんですけれども、小中学校の給食費の保護者負担軽減についてですが、これは既に8割くらいの市町村が実施を、部分的な実施を含めて出しているんです、自治体が。鏡石もこれそろそろやっていかないと、ほかの市町村にちょっと差をつけられるんではないかと。非常に子育てに一生懸命応援している町という、今まで売りのキャッチコピーもあったみたいな気がするんですけれども、これはそろそろいかがなものでしょうか、ぜひご検討いただきたい。

お金持ちの人がばかにしているかも分からないんだよ、こんなそれくらいな金、子供が食べるんだからしようがないと。しかし、やっぱり低所得で、私も貧乏な育ちだったから、やっぱりこれは大変なんです、毎月の給食費というのは。やはりそういう心配しなくても子育てできるようにやるのが、私は今政治の役目ではないかというふうに思うんですよね。ぜひこの辺で前向きな答弁をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 教育長。 **〇教育長(渡部修一)** 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町では、所得が少ない家庭に対しては、就学援助費の中で給食費の支援をまず行っております。今年度はまず43世帯70名に、給食費前期分約155万円を既に支援しておりまして、2月末に後期分約200万円の支援を予定しております。

また、このところの物価の高騰は学校給食の食材にも影響がありまして、今年度分につきましては、給食の質の量や維持のため、子供たちに安全、安心な給食を提供するため、価格高騰した分については全額補助をしているところです。こうした対応を行った上で、ある程度以上の収入があるご家庭に対しては、食材費のみを給食費としてご負担いただいているところでありまして、その費用について、全ての家庭を支援することについては慎重な検討が必要であろうと考えます。

また、本町においては、子供たちにとって安心、安全で学びやすい学校の教育環境の確保のための予算を優先している状態でありまして、給食費の公費補助を行うための財源確保については非常に厳しいというのも現状であります。

ただ、議員がおっしゃいますように、給食費の支援についての県内の状況を見てみますと、 今年5月の時点で何らかの支援を実施している自治体が45市町村で、全体の7割をはるかに 超えるというふうに増加しております。こうした流れと厳しい家庭状況にある、そういった 実態を見ますと、給食費の保護者の負担軽減につきましては、議員のおっしゃるとおり町の 子育て支援全体の枠組みの中の課題として、丁寧に検討をしていく必要があるというふうに 考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) これお隣の天栄村でも部分的だけれどもとっくにやっているんです。 やっぱり管内で岩瀬というのは2町村しかないんですけれども、天栄村がやってしばらく経 つんですから、我が町もこれはそろそろやるべき時期ではないかなと思うんです。と申しま すのは、やっぱり少子化が急速な勢いで進んでいて、この間もテレビで特集していましたけ れども、団塊の世代の一番のピーク時には年間出生数250万人も子供が生まれたんです。そ の次の新しいベビーブームの子供は200万人いたと。今年はまだちょっと残っていますけれ ども、80万人を切るんではないかと言われているんです。

この問題は何かと、やはり雇用形態が、これは小泉改革なんかが非常に問題だったんですけれども、竹中平蔵なんかが、非常に自由主義ということで非正規雇用をたくさん、新自由主義というんですか、ということでたくさん増やしてきて非正規の人たちが増えている。この人たちはもう深刻な貧困に今陥ったわけです。一般の正社員のようにボーナスももらえな

ければ、社会保障も不十分だという中で、結婚すら諦めている若い人がいっぱいいると。これはもう社会が非常に格差が大きくなっているわけです。

だからこういうときに、やはり困っている人たちに手を差し伸べない政治をやっていると、ますます出生率が下がって日本の未来が危うくなる。年金でも何でも健康保険でも何でも担い手がいなくなっちゃうんですからね、子供がいないということは。将来の担い手がなくなっちまう。こういう問題を少しでも改善するためにはやはり思い切って、先ほど来から財政の問題いろいろ議論ありますけれども、何よりもこういう費用というものは、やはり思い切って実行するしかないんではないかと思うんですけれども。財政は教育長だけでなくて町長どう考えますか、この問題。ひとつご答弁いただきたいと思います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- 〇町長(木賊正男) ご答弁申し上げます。

11番議員からは、今年の3月の定例会の中でも同様のご質問をいただきました。私は、会議録の中で拝見させていただきましたけれども、その中での検討ということで、教育委員会ともお話をさせていただき、今、新年度予算の策定中であります。

そういった中で、我が町でどんな支援ができるか、いろいろ方法がございまして、今現在の学校給食については、小学校、中学校、1人当たり5万5,000円から約6万までの間にいます。そういった中で、多子、兄弟が3人であったりする場合には5万5,000円から6万というと、ざっくり計算しますと6万にすれば18万納めていくことにもなりますので、そういった形での負担軽減というふうなことは必要であろうというふうに考えておりますので、方法については、今、予算策定中の中で検討させていただきますので、新年度予算の中で報告したいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

- **○11番(円谷 寛)** ぜひ町長の一踏ん張りをご期待申し上げて、私の質問を終わりたいと 思います。ありがとうございました。
- ○議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

◇角田真美

○議長(古川文雄) 次に、4番、角田真美議員の一般質問の発言を許します。 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

O4番(角田真美) 4番議員、角田真美でございます。

本日の一般質問に先立ち、一言ご挨拶させていただきます。

木賊町長が6月24日に初登庁から半年が過ぎようとしております。「最善を尽くせ」を行動の基本理念として新執行体制がスタートいたしました。今後の町政の運営を私は期待するとともに、私も議員の一人として二元代表制の重要性を認識し、今後とも執行に対し真摯に対峙してまいります。これまで以上に、一段とアップした議論をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまで、国内のコロナ感染者は約2,600万人でございます。県内でも29万人感染しており、今後とも個人が感染対策の徹底を図ることが求められております。そんな中、この秋10月に、町民にうれしいビッグニュースがございました。とちぎ国体で、ウエイトリフティングで遠藤梨季さんが記録を更新いたしました。また、少年男子B3,000メートルでは鏡石中学校の増子陽太君がまたしても自身が持つ国内記録を更新する8分11秒12をマークいたしました。お二人の努力と活躍の姿は町民の誇りでありますとともに、鏡石中学校の校訓でもあり、木賊町長の基本理念でもあります「最善を尽くせ」を文字どおり実行したその姿は、鏡中在校生や、その下の小学生の子供たちまで、将来への希望を与えたことは計り知れないと私は考えております。

10月19日に鳥見山体育館におかれまして、鏡石町制60周年記念式典が挙行されました。 300人の方々が出席され、町のさらなる飛躍を誓い合い、町の第6次総合計画とともに、次 の10年間へのスタートを切りました。私もこの新たなスタートに後れを取ることのないよう、 全力で努力してまいりたいと思います。

質問の前に、私、今日5番目でございます。重要事項をたくさんの質問者がいたしました。 重複しております。しかし、私は私なりの質問でいきますので、どうかよろしくお願いした いと思います。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

初めに、1、町内の農業の現状と今後の課題についてであります。

ここに長年農業に携わってきた議員の方々がおられます。私は農業に関してほとんど経験はなく門外漢ではありますが、町の基幹産業としての役割を担っている農業に対し、私なりの危惧を抱いております。これらの諸問題に対し論じたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そこで、農家の担い手不足と高齢化や米価の下落など問題は、長い間指摘され続けてまいりました。様々な政策を行ってきたにもかかわらず、農業環境を取り巻く状況はいまだに改善が見られません。自営農業を仕事にしている基幹的農業従事者の減少は止まらず、その平均年齢も上昇し続けています。後継者問題は深刻で、5年以内の後継者を確保していない経

営体は全国で71%もあると聞いております。

そこで、我が町の農業の就業人口と専業・兼業農家戸数と農産物の品目別算出額内訳をお 知らせしていただきたいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〇産業課長(菊地勝弘) 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

平成27年国勢調査の第一次産業就業人口は552人、同じ年に実施されました農林業センサスにおける専業農家数は97戸、兼業農家数は277戸であります。専業農家及び兼業農家数は、1995年、平成7年調査になります、こちらのセンサスから主副業別統計を導入してから20年が経過し、主副業別統計が定着してきたことから、専業農家・兼業農家別の把握を2020年センサスから廃止されました。

次に、国でまとめた令和2年農業算出額における鏡石町の農業算出額は23億2,000万円で、 その内訳は米が9億3,000万円、野菜が7億5,000万円、果物が2億9,000万円、畜産が3億 3,000万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

[4番 角田真美 登壇]

○4番(角田真美) ただいま課長のほうから発表していただきました。私も全く同じ数字を 持っておりました。ただ、花卉が入っておりません。花卉は1,000万であります。要するに 合計約24億円となっております。そこで、これらの調査、今後、後継者問題、これらを分析 することによっては、町内の農業諸問題が対策につながることを期待して、次に移りたいと 思います。

農家の高齢化や労働力不足により一部の耕作を放置してしまう、要するに農業の耕作放棄 地の増加が深刻な問題になっています。町では、平成29年からかがみいし油田計画として、 耕作放棄地の有効活用の取り組み、始めて今年で5年を迎えました。いろいろな活用効果と して、黄色の花の景観を楽しんだり、エゴマ、菜種の販売などいろいろやっております。ま た、産官学連携による岩瀬農業高校と創作品の研究など、いろいろ実施されております。私 も遠隔地の親戚に、今年も贈答用としてなたねの雫と岩瀬農業高校で作った甘酒を送りまし た。

そこで、各対策をしているわけでございますけれども、この耕作放棄地の状況と今後の対策を示してほしいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

耕作放棄地につきましては、2020年農林業センサスにおいて調査項目がなくなりましたので、ここでは遊休農地として答弁をさせていただきます。遊休農地につきましては、農業委員会において実績調査が行われており、令和3年度遊休農地実績調査において当町の遊休農地は65万5,516平米となっております。耕作放棄地の増加は本町だけではなく全国的な問題となっております。

また、政府は担い手の農地集積を目指しまして、耕作放棄地に対する固定資産税を引き上げる方針を示しております。耕作放棄地となる主な原因としまして、高齢化や担い手不足、 土地持ち非農家の増加などがありますが、耕作条件が悪く借手がいないことも原因の一つと 考えられます。

基盤整備を中心とした施策を推進するとともに、国・県の耕作放棄地対策補助事業や中間 管理機構の事業を有効に活用し、耕作放棄地発生防止と解消を図っていきたいと考えており ます。

以上、答弁といたします。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番(角田真美) 耕作放棄地にソバを作ると。生産者が、要するに6次化になりますけれども、生産者が加工して販売しますと約16倍の利益になるというのを、そういった調査も出ております。

そこで、次に、町の農業委員会の各調査が行われております。人・農地プランの現状調査、中でも、農地貸付けの意向確認では、農地貸付けが363名に1,182へクタールのうち711へクタールとなっております。そうした中で、農業者の高齢化の進行、農業後継者の減少、耕作放棄面積の増加、受農地の分散化など、規模拡大の限界感、後継者難もあり、個別農家への農地の流動化も限界であると言われております。人口の減少や高齢化、特に、地域との関わりの希薄化などにより、地域共同活動の沈滞が挙げられると全国的には言われております。

そこで、3番といたしまして、高齢化した農業者の町の担い手育成を示してほしいと思います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 産業課長。
- **○産業課長(菊地勝弘)** 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国的に農業従事者の高齢化が進んでいる状況にあり、本町でも例外ではありません。また、農業経営体や農業従事者いずれも減少傾向にあり、地域農業の持続的な展開を図るためには認定農業者や新規就農者など、担い手の確保や育成が重要になると考えております。

国では、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が利用しやすくなるよう、現在の人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和7年3月までに定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化など進める法改正がなされました。地域計画には、農地を含め、地域農業をどのように維持発展させていくか、若者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

〇4番(角田真美) 次に、4番、新規就農者への支援策とその効果、また、その実績と評価 について質問させていただきます。

国の新規就農者育成総合対策として、国としては事業目標が40歳以下で、農業従事者の、 令和5年まで、来年ですけれども40万人に拡大すると言っております。また、49歳以下の 新規の就農者を促進するため、国としては経営開発資金として最大1,000万の支援をすると なっております。

町としましても、新規就農時の就農者支援事業、年間10万円を5年間の支援などを実施しております。もろもろの支援策もありますけれども、町として今後新規参入者への促進目標はどうなるのか、質問いたします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 産業課長。
- **○産業課長(菊地勝弘)** 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町の新規就農者への支援策といたしましては、農業次世代人材投資資金による経営開始 資金として国から交付される年間150万円、夫婦で就農する場合が年間225万円を上限とし た交付金、町単独としましては10分の1を上乗せして交付させていただいております。この 効果と実績につきましては、平成29年度から鏡石町農業人生応援プロジェクト事業として、 国の補助金に町単独の補助金を追加するなどして、現在の当町の新規就農者数は、令和4年 度に認定された新規認定1名と、夫婦1組を合わせた5名と1組となっており、本町農業を 牽引する将来の担い手の確保に取り組んでおります。

達成すべき指標として、町第6次総合計画における目標値を4人と定めているため、目標値はクリアしておりますが、今後も水稲農家の担い手確保など、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

[4番 角田真美 登壇]

○4番(角田真美) 次に、5番、町の今後の農業政策とその対策について質問いたします。

矢吹町では、農業用資材の高騰で経営に苦しむ農家を支援するため、クラウドファンディングを始めました。目標額は300万円と低額でございますけれども、集まった寄附と町の財源を活用して農家に農業用資材の購入費を補助する政策です。町によると、同様の取り組みは全国で初めてで、金額の大小は別だとしております。農家の支援を受ける効果が期待されるということでございます。

私も先ほど申しましたが、一方で、生産者が農産物の加工を行う6次化加工に関しては、 原材料の何倍かの価格で高く売れれば、加工する地域の方々を雇ったり、付加価値を高めれ ば数十倍の販売価格ができるという調査結果も出ております。

そこで、先ほど申しましたように、ソバの生産に関してです。それと、卵の付加価値であります。卵は赤くても白くても栄養は全く同じだということを私は学校で学びました。ただ、付加価値をつけることによって、それは販売価格が高くなると、農家の収入が増えるということになりますので、そういったことを私は考えております。

そこで、今後の町の農業政策として、その対策を示してほしいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 4番議員のご質問に答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響などから、米価下落や肥料高騰など、農業経営を維持することは大変厳しくなっております。それらの状況から、町としましては、今回、農業継続支援のために稲作や畑作などについても、肥料や燃料価格の高騰から農業者が自ら農業経営に使用する生産資材に対する支援として補正予算を計上させていただきましたので、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、農業所得向上の支援や後継者、担い手不足対策については、先に答弁させていただいた以外に、飼料用米などの新規需要米や、ソバ、大豆などへの転換、新たな農産物へのブランド化など、高収益化に向けた取り組みの具現化に向けて引き続き実施してまいります。

農業基盤の整備及び生産性の向上としましては、高久田地区の圃場整備事業が来年度から面工事が始まります。また、桜岡地区、小栗山地内、堂前地内など、久来石下地区の圃場整備事業が調査地区として採択され、来年度から調査事業がスタートします。これらの圃場整備事業などにより、面的な農業基盤の整備を進め、農業経営の効率化や大規模化を図ってまいります。

販路拡大や6次産業化の取り組みとしましては、町内で生産された農産物の品質のよさを

町民にPRし、新鮮な農産物の購入促進や地産地消に向けた取り組み、販路拡大に向けた取り組みと併せて農産物の加工を推進し、対外的にも町内産の農産物の魅力発信に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

[4番 角田真美 登壇]

○4番(角田真美) 実はここに農業補助金のお知らせということで、今年つくったものです、 鏡石町でつくっております。私もこれ全部見させていただきました。こんなに補助金がいろ いろ出ているんだなというのも、私今回初めて知りました。今後とも、農業人口は確かに9. 数%、全体にすれば少ないんですよ。でも鏡石は、基幹産業はそれであったということは紛 れもない事実でありますので、私に農家の方々から、数名の方がこれを今の質問をしてくれ ということだったんです。ですから私は門外漢ではありますけれども質問させていただきま した。

次に、安全と安心で快適な環境対策ということで質問させていただきます。

我が町の人口密度は、郡山に次いで県内2位であります。都市化された町は、統計学的には、人口が多ければ犯罪件数が増えるのは当然と言われております。しかし、残念ながら鏡石町の犯罪発生率の県内ランキングが2位となっております。今年のことは分かりませんけれども、以前そういうふうにずっと出ております。

そこで、まず1番目としまして、鏡石町の刑法犯認知件数、犯罪発生率が長期にわたり県内上位である、その件数や内容について示してほしいと思います。これに関しても、防犯組織の取り組み、防犯パトロールや子供見守り隊活動以外にも日常生活の中で地域の皆さん、また、個人ができる様々な防犯活動は取り組んでいるはずであります。しかし、被害を少しでも今後防ぐためにも、我々家庭や地域の状況を合わせた取り組みを行っていくことも大切だと私は思いながら、ただいま申し上げました鏡石町の刑法犯罪認知件数が長期にわたり県内上位である、その件数、内容を示してほしいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川警察署管内におきまして、刑法犯認知件数は、過去10年間で見れば減少傾向にあるというふうに聞いております。ご質問の認知件数ですが、今年、令和4年10月末現在における鏡石町の認知件数につきましては48件ございます。これは町村別でいくと、市はちょっと除いて町村別でいうと、議員がおっしゃるように残念ながら上位から3番目に多いというような形になっております。昨年、ちなみに同じ時期に調べたときは44件でした。

この認知件数の内訳としましては、窃盗犯が38件と全体の8割を占めております。これとは別に刑法犯として、あまりしゃべられることではないんですが、凶悪犯が1件、粗暴犯が3件、風俗犯が1件と、その他刑法犯5件というふうな統計結果が出ております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

〇4番(角田真美) 統計ですから、私の統計が古かったせいもありますけれども、当時、2 位がずっと続いていたということもありました。

次に、社会全体で取り組む少年の犯罪の抑止であります。

現在、刑法犯の検挙人員の約4割、街頭犯、先ほど言いました自転車盗みとか、自動車盗みとかそういったものですけれども、街頭犯に限っては約7割が少年が占めるという深刻な 状況だと言われております。

そこで、先ほど申しましたように、防犯の町づくり、根本原因の状況、地域による防犯活動など、都市空間づくりを目指すために各種の活動が行われております。そこで、(2)としまして、刑法犯、殺人、強盗、強姦、暴行、傷害、詐欺、窃盗、放火などの犯罪率高止まり傾向の原因の追及と今後の対策についてお伺いいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたように、刑法犯の認知件数につきましては、10月末現在で48件でした。この原因について警察署のほうに確認しましたところ、やはり先ほど申し上げましたように、窃盗犯が主なものを占めておりまして、これは鏡石駅を中心とした、議員がご指摘のように自転車の窃盗犯が多数を占めるというような報告でございました。

今後の対策としましては、やはり暗がりとかそういうところがなくなるような防犯灯の設置、ほかに現在進めております駅東口の駐輪場整備を行い、環境改善を図りまして犯罪の抑制につなげていきたいというふうに考えております。

また、議員のおっしゃるように、須賀川警察署、町防犯協会、地域安全推進協議会と一層の連携を図りまして、犯罪の起きにくい社会を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

O議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番(角田真美) 先ほど同僚議員も言っておりましたけれども、防犯灯、防犯カメラの設置などが必要になってくると思いますし、先ほど申し上げられましたように、駅の東側、間

もなく設計工事に入っていくんだろうと思いますけれども、その際には、我々にもぜひ相談 していただいて、そして明るい駅、町づくりをしていきたいと思っておりますので、その辺 をよろしくお願いいたします。

次に、実は私、仁井田の高速道路のインターチェンジの近くに住んでおります。鏡石パーキングエリアのスマートインターチェンジの24時間運用について質問いたします。

(3)番といたしまして、便利な交通インフラとして鏡石パーキングエリアのスマートインターチェンジは24時間通行可能に変更できないかということです。

実は、鏡石パーキングのスマートインターの24時間運用は、例えば大規模災害時の物資輸送や救急活動が迅速になります。災害や緊急時の住民の安全、安心につながり、定住人口の促進にも大変有効であると、既に実施している町では実証されております。また、周辺道路の渋滞緩和など拡大されるなど、その波及効果は我々の想像を絶すると言われております。

そこで、3番目の、便利な交通インフラとして、鏡石パーキングエリアのスマートインターチェンジ24時間通行可能に変更できないか質問いたします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(木賊正男)** 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

東北縦貫自動車道鏡石パーキングエリアに接続する鏡石スマートインターチェンジにつきましては、平成21年4月から本格運用を開始しております。通行可能な時間につきましては、社会実験時には24時間でした。深夜帯の利用、交通量、管理者常駐費用等の理由により、現在の午前6時から夜の10時までとなりました。

スマートインターチェンジの整備、管理運営方法等については、国・県、町、NEXCO東日本、隣接市町村等で構成される鏡石スマートインターチェンジ地区協議会で検討、調整することとなっており、鏡石スマートインターチェンジの24時間化につきましては、地区協議会における関係機関と協議が必要になります。中型車が利用可能となったことや、利用台数が運用開始当初の1日約400台から現在の1日約830台へ増加していることを踏まえて、今後の地区協議会において、24時間化の可能性について調査研究していきたいというふうに思ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

O議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

[4番 角田真美 登壇]

○4番(角田真美) 先日、国会に陳情に私も連れていっていただきました。公式ではありませんから言いませんけれども、24時間にできるかもしれないという話を聞いて、私は心躍りました。ぜひそういった方向でこの地区の協議会にも報告して、早めにやっていただきたい

と私は考えております。

次に、買物の弱者の負担であります。私の家にこんな電話がありました。「私は90歳です。 おばあちゃんです。しかし、タクシーが来てくれません。タクシーは呼んでも来てくれませ ん。なぜかというと私を知っているからです。私だけじゃないんです、何名かそういった方 いますよ。ぜひそういったことを直していただけませんか。私の家に来る必要はないです。」 ということで電話は切れました。

そういったことで、買物弱者の軽減負担のサービスの提供の検討ということなんですけれども、町の総合計画の中に、買物がしやすく便利な町づくりが掲げてあります。施策の概要は、買物がしやすく生活が便利な町づくりを進めるとともに、効率的で細やかな行政サービスに取り組むと記してあります。であれば、今のような方がいることを承知した上で、町としても対策を取っていただきたい、そう考えます。

私の私案といたしまして、デマンド交通や各関連団体の連携を取ってはいるんでしょうけれども、地域に合った形態の移動販売車や弁当宅配とか、そういったものも展開できるのかなと私は考えておりますけれども、買物弱者への負担軽減支援などのサービスの提供の検討をお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。 福祉こども課長。
- ○福祉こども課長(柳沼和吉) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町においては、町民の買物等の交通手段として、おでかけ支援ゆうあいバス運行事業を社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会に委託をしております。このゆうあいバスにつきましては、移動手段の確保が困難な住宅の高齢者や障がい者に対して、自宅から町内のスーパーや公共機関等への送迎を行っております。対象者につきましては、65歳以上の独り暮らしの方や高齢者世帯の方で、週2回、水曜日、木曜日を運行しております。現在、利用者が増加しております。利用者の方からは利用日の増加の要望もございますので、今後は週3回のバス運行を検討をしていきたいと考えております。

訪問販売等でございますが、それぞれの民間の事業者におきまして、軽自動車によります 移動販売、あとは訪問というか買物の配達のサービス、あとはシルバー人材センターでのワ ンコインでの買物等を含めた高齢者のサービス等を行っております。それぞれ対象の方が利 用しやすいようなものを選んでいただいて、活用していただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

〇4番(角田真美) 私もそういったことは理解できていましたけれども、私自身も今後そう

いった方々に、もちろん来た方にもお話ししますし、そういった方も私からも情報を流して おきたいと思っております。

高齢者の人口は、鏡石は県内で4番目と聞いております。4番目というのは多いんじゃなくて少ないんです。西郷、大玉、郡山、鏡石、鏡石は28.1%だと聞いておりますけれども、そういった中で今までの町のやり方、社会福祉協議会のやり方がどうなのか、もう一回検討していただきたいと思っております。

次に、3番の町の公共施設の老朽化対策であります。

先輩方議員から何度か質問出ていますから、難しいことは私言いませんけれども、社会資本の老朽化現象は、高度成長期以降に整備されたインフラは建設後50年以上を経過しております。施設の老朽化が加速度的に高くなっています。しかし、管理体制は、予算は全国的に各自治体とも年々減少しております。公共施設の老朽化とその更新費用が問題視されております。

老朽化した施設の改善方法を私は生業として数十年間やっていましたので紹介しますと、 以前にも紹介しましたが、不具合を生じてから修繕する事後保全、不具合が発生する前から 修繕する予防保全があります。事後から事前へ転ずることで長命化やトータルコスト、ラン ニングコストなどのいろいろなコストの縮減を図ることができます。推計でその費用は3割 から5割削減できると言われております。この効率化を図ることで、持続的、効率的なイン フラメンテナンスが実現することであります。

そこで、町の公共の建築物の設置件数と耐用年数、先ほどメモしましたから詳しくは要らないんですけれども、分かる範囲でお知らせください。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の公共物ですが、公共施設数としましては、先ほど申し上げましたように、令和3年度末で82施設、また、その付随して各施設の建物別で分けた場合に設置件数としては125件ほどございます。

また、公共建築物の耐用年数でございますが、この耐用年数の考え方には、税法上の建物における減価償却費としての法定耐用年数や構築物の物理的な耐用年数とか、幾つかの考え方があるというふうには私どもとしても承知しておりますが、町のほうでは、公共施設のマネジメントにおける標準的な目標耐用年数としましては、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方を基に、木造で40年、非木造で60年を一応基本として考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

[4番 角田真美 登壇]

○4番(角田真美) 考え方いろいろありまして、60年、50年とも言われますけれども、60年とも言われます。これは町の総合管理計画の中も60年と記してありました。ぜひ私の申しました事前保全、予防保全の検討をお願いしたいと思っております。

次に、(2)といたしまして、耐用年数が到来した建築物の建て替え、修繕、廃棄の要否をどのような基準で決定しているのか聞きますけれども、我が町には公共施設等総合管理計画第1期20年、建築系公共施設の在り方の中に、一部について次のように記載されております。

利用していない、先ほどもお話ありましたけれども、利用していない施設や土地は、売買、賃貸などを行う。管理経費を削減する。これは町のアンケート調査の中から、管理経費を削減するが45%、よく似た機能の施設は統合する、現在やりますけれども42%、現在の施設を計画的に修繕しながら長く利用する、これが33%、いろいろな項目ありましたけれども、この3つが代表なのかなと私は思いました。

町で定める条例で財産交換、出資の目的枠、もしくは支払い手段として費用、または適正な対価無くしてこれを譲渡もしくは貸し続けるということで質問させていただきますが、耐用年数が到来した建築物の建て替え、修繕、廃棄の要否をどのような基準で決定しているか、お知らせいただきたいと思います。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共建築物の耐用年数につきましては、先ほどの答弁のとおりでございますが、公共施設の総合管理計画においては、保有する施設については経過年数に応じた予防保全管理の下、 点検補修、修繕を定期的に行って長寿命化を図りながら維持し、最小限の建て替えとするというような計画としております。

なお、廃止につきましては、更新時期の到来後、引き続き使用しないもの、老朽化の激しい危険性の高いものなど、各施設の安全性、機能性、耐久性、費用対効果などを総合的に評価した上で進めることとしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番(角田真美) 私はこのアンケート調査の内容、ここにもありますけれども、こういったものを、この調査は16歳以上で平成28年に行っております。できればこういったことを

各年まではいかなくても近い年数でやっていけたらなと私は思っておりますし、このアンケート調査の中を見ますと、残念ながら農家の方々がほとんど入っていなかったんです。そういったことも鑑みますと、ぜひ近いうちにこういった調査もしてはどうなのかなと私は思っております。

次に、(3)であります。有形固定資産減価償却率、資産老朽化率による分析で、図書館、 役場等が高い数値であり、今後の計画的な老朽化対策を示してほしいということで上げてお きました。

その中には、先ほど保健センターが入っていたかもしれませんけれども、保健センターは 私は考えておりません。そこで、価格の減少を把握する会計処理、私も数十年間、この会計 をやっておりましたから、そういったことから有形固定資産に注目いたしました。この減価 償却率の大きいほど、資産を購入してから長期間が長く、資産価値の減少を表しています。 要するに長期化で劣化しているということであります。この指標によって更新時期、更新費 用、これらを把握することができます。これによって更新費用の積立て、町の積立でです、 将来の、こういったことも対応できると言われておりますので、3番目に戻りますけれども、 有形固定資産減価償却率による分析で、図書館、役場等が高い数値であり、今後の計画的な 老朽化対策を示してほしいということで質問いたします。

- ○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(橋本喜宏) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

有形固定資産減価償却率は、資産の取得価格に対する減価償却費の累計の割合を算定する もので、一般的に保有財産の経過状況を把握する指標とされております。

ご質問にありました分析につきましては、総務省が公表されている地方公共団体の財政状況資料集での施設類型別ストック情報分析表になるもののことかと思いますが、この分析表につきましては、全国の類似団体、鏡石も含めた類似団体の平均値と施設の種別ごとに減価償却費率を比較したものでございまして、確かに町の役場や保健センターなどが類似団体に比べまして経過年数により老朽化していることが、ここで十分うかがえるということでございます。

町としましても、公共施設の総合管理計画をベースに分析指標も十分活用しながら、優先 度を踏まえまして計画的な老朽化対策、当然必要ですので、こちらを行っていきたいという ふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

- ○4番(角田真美) ただいま言われたのは、多分この表だと思うんですけれども。私もこの表からそれを見たんですが、いろいろなこの表がありますけれども、たまたま図書館が、特に役場です、役場のこの減価償却率、県平均で49.5、細かい数字ですけれども、町の場合に87ということが出ております。また、図書館については、県で41.3、町では62、こういった状況でありますので、更新費用の積立てなど、そういった対応が必ず必要になってきますので、やっているのありますけれども、そういったことを私から提案申し上げまして、私の時間はたっぷりまだありますけれども、これで私の質問を終わりたいと思います。
- ○議長(古川文雄) 4番、角田真美議員の一般質問は、これまでといたします。
 以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長(古川文雄) お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日12月13日から12月14日までの2日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、12月13日から12月14日までの2日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(古川文雄) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時17分

第 4 号

令和4年第14回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程(第4号)

令和4年12月15日(木)午前10時開議

日程第 1 議案第278号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第8号)

日程第 2 議案第279号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 3 議案第280号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 4 議案第281号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 5 議案第282号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 6 発議第 10号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 発議第 11号 鏡石町議会改革特別委員会の設置について

日程第 8 発議第 12号 鏡石町公共施設のあり方調査特別委員会の設置について

日程第 9 公立岩瀬病院企業団議会議員の選出について

日程第10 発議第 8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について 産業厚生常任委員長報告

日程第11 請願・陳情について

産業厚生常任委員長報告

成田地区遊水地整備事業調査特別委員長報告

日程第12 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第10号の事件の訂正について

追加日程第 2 発議第11号の事件の訂正について

追加日程第13 産業厚生常任委員会閉会中の継続審査の申出について

追加日程第14 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出に ついて

出席議員(10名)

1番 畑 幸 一 2番 込 山 靖 子

3番 吉田孝司 4番 角田真美

5番 橋 本 喜 一 6番 菊 地 洋

7番 小林政次

9番 大河原 正 雄

11番 円谷 寛

12番 古川文雄

欠席議員(1名)

10番 今泉文克

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 木 賊 正 男

副町長小貫秀明

教 育 長 渡 部 修 一

総務課長橋本喜宏

税務町民課長 倉田知典

福祉こども 柳 沼 和 吉

健康環境課長 大木寿実

産業課長 菊地勝弘

上下水道課長 大河原 正 義

都市建設課長

吉田竹雄

教育課長 根本 博

会計管理者兼出納室長

佐 藤 喜 伸

農業委員会 圓 谷 康 誠

農業委員会会長

菊 地 栄 助

選 挙 管 理委員会委員長職務代理者

佐藤敏 夫

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一

主 事 本田真子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

〇議長(古川文雄) おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、10番、今泉文克議員の1名です。

また、選挙管理委員会委員長に代わり職務代理者が出席しておりますので、ご報告申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長(古川文雄) 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎議案第278号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第1、議案第278号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第8号) の件を議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

〇副町長(小貫秀明) おはようございます。

ただいま上程されました議案第278号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書91ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、電気料高騰による各公共施設の光熱水費の増及び出産・子育で応援交付金の増並びに肥料等高騰緊急対策事業補助金等の増などに伴う補正予算でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億977万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,184万3,000円とするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。

94ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正、1、追加案といたしまして、指定管理者が行う鏡石町民プールの管理業務に係る費用、期間が、令和5年度から令和7年度まで、限度額が1億3,434万円、さらに、その下にありますけれども、リスク分負担費用といたしまして、記載のとおり

追加をするものでございます。

補正の詳細につきましては、98ページからの事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

〇副町長(小貫秀明) 以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

〇7番(小林政次) まずは、103ページなんですけれども、これの目、財産管理費の12節委 託料、庁舎周辺の環境整備委託なんですけれども、これからどういうものをやるのか、環境 整備。

それから、107ページの一番下です。児童遊園地の樹木剪定委託料とありますけれども、 場所はどの辺をやるのか。

それから、111ページです。下のほうの農業土木事業なんですけれども、鏡沼地内ため池 支障木伐採工事なんですけれども、場所はどこか。

それから、113ページ、これの常備消防費の広域消防組合の分担金の増ですか、524万7,000円、この理由ですか、増額になった理由をお尋ねいたします。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 橋本喜宏 登壇]

○総務課長(橋本喜宏) おはようございます。

7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、103ページの下段のほうにあります庁舎周辺環境整備委託でございますが、樹木の 剪定ということで、この北側にある生け垣とか大分太くなっているので、支障のないように きれいにしたいというふうに考えております。

続きまして、常備消防のお金なんですが、こちらのほうにつきましては、常備消防の基礎的なものは普通交付税におきます常備消防費という需用費のカテゴリーがあるんですが、そちらのほうが確定したということで、それの割合で必要な金額を割り替えしているというのが算定基礎ですので、そちらの基礎が確定したことによる増でございます。

以上でございます。

〇議長(古川文雄) 福祉こども課長。

[福祉こども課長 栁沼和吉 登壇]

○福祉こども課長(柳沼和吉) 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

107ページのページの下のほうの児童遊園地の剪定委託料の場所でございますが、杉林地内、境西地内、あと、中学校の前の各児童遊園地の高木、それぞれ1本ずつの剪定作業の委託料でございます。道路等にはみ出したり、あと、上の電線等に支障があるというようなことでの剪定の作業を実施することといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(古川文雄) 都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

〇都市建設課長(吉田竹雄) おはようございます。

7番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

111ページの農業土木、鏡田地内のため池の支障木でございますが、鏡田転作センター脇にある花池、ここの周辺に生えている木が転作センターのほうにかなり傾いているということで、調査の結果、およそ13本ほどの伐採を計画しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番(角田真美) 105ページを開いていただきたいと思います。

105ページの防犯灯の件なんですけれども、以前、私も防犯灯に関して、町の防犯灯協会からの依頼もありました。それで、町でも、その辺も現在、関係を持ってやっているというのを私も理解しております。ただ、LED化が進んでいると思います。それで、今年に入って光熱費の値上がりがあるというのは私ももちろん承知しています。それで、光熱費が205万になっています。LED化になりました。それでもまた電気料が上がる。今後、右肩上がりでずっといってしまうのかどうか、もちろん高騰がどうなるかというのは分かりませんけれども、もしかすると、改設また新設が終わっていないのかどうか、以前の既設の防犯灯がまだあるのかどうか、その辺も含めて今後の見通しについて質問いたします。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長(橋本喜宏) 4番議員の質疑にご答弁申し上げます。

こちらの光熱費につきましては、もちろんLED化に伴いまして、LED化の前からに比べればぐっと下がっているというのがまず第一でございます。今回の205万の増につきまし

ては、今回、東北電力の電力料のアップということで計上させていただきました。物自体、数自体は、その平成30年に替えたときから10年間で100本まではリース会社でやってあげるよということですので、年間10本を平均でプラスして若干増えている部分もありますし、それとともに、行政区さんの要望によりまして、ぜひここにつけてくれというようなことで、妥当性が確認されればプラスアルファでやっている、つけているのが現状でございます。

電気料の上昇分につきましては、これはちょっと我々も読みがなかなかできないと、ただ、東北電力さんの今回の値上げの理由の一つに、今までは上限分を設定して、それ以上、上げないような単価を設定していたんですが、その単価を上限を外してしまって、いわゆるどこまでも伸びるかというのはちょっとそこは企業努力にもよると思うので、東北電力さんのほうで、取りあえずかかった分は皆さんに負担してもらうんだというような形で、これは鏡石町だけではなくて、東北電力を受電している方、一般家庭も含めましてそういうふうな形になっておりますので、このところにつきましては非常に見通しがなかなか難しいと、したがって、今回も、申し訳ないですけれども、若干設定よりも高めには予算は全体で取らせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

- ○2番(込山靖子) 117ページなんですけれども、それで、6項保健体育費、これで補正額が574万5,000円です。内訳が光熱水費となっています。光熱水費ということは、電気、熱というのは灯油も入っていると思います、そして、水というのは水道代です。この保健体育の施設管理費というのは、主にどこの施設なんですか。そして、光熱水ということは、電気料が先ほど主に上がったということなんですけれども、灯油代とかも上がっていますし、その内容的なものも分かれば教えてください。
- ○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。 教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

〇教育課長(根本 博) おはようございます。

2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回補正しました117ページの光熱費でございますが、こちら鳥見山公園内に設置している、主に電気料が今回の補正になります。こちら鳥見山公園内で、町民プール、陸上競技場、野球場、テニス場等の光熱水費とかも含めていますので、そちら合わせて全体の電気料の高騰ということでございます。

こちらも、先ほど総務課長がご説明あったように、電気料が高騰していますので、そのための補正という形になっています。補正後の予算額としましては、約2,500万程度の電気料の補正総額ということになります。

以上、答弁といたします。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) 質問をさせていただきます。

115ページの説明欄で、教育総務費の中の小中学校町民プール利用事業が394万4,000円の減となっているんですけれども、この内訳をちょっと教えていただきたいんです。バス賃とかも含まれているのかどうか分かりませんけれども、お願いします。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長(根本 博) 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回の補正金額の中身でございますが、まず、1点目が水泳事業に係る送迎バスの使用料の件が137万5,000円、また、それに伴う施設利用料の減が220万、夏休み期間の利用者の減が36万9,000円となっております。合計で394万4,000円の補正減となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

[11番 円谷 寛 登壇]

- **〇11番(円谷 寛)** 今の内訳なんですが、これは行事が中止になっているわけですか、予定どおり行われなかったということなんですか。それとも、何か別な理由があるのかどうかお尋ねいたします。
- ○議長(古川文雄) 再質疑に対する執行の答弁を求めます。 教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長(根本 博) 11番議員のご質疑にご答弁します。

まず、主な理由でございますが、まず、コロナ関係で一部授業が減ったというところもありますが、その関係でバスの台数が減ったというのと、さらには、当初見込んでいた予算よりもバスの値段が安価で契約できたということでの減がまず一つ。それがバスの使用料の減でございます。そのほか水泳授業の施設利用につきましては、指定管理者のアビックのほうから、学校の水泳授業については使用料は取らないということで、減とさせていただいてい

ますので、それが大きく220万ということで減にしています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) おはようございます。

私のほうから1点、質疑をさせていただきます。

今回の議案第278号は、今のこのコロナ禍、そして、また電気料、物価高騰等の大変な中で、町執行が町民生活向上のために補正予算組まれるということで、約1億1,000万の補正ということで認識をしております。いずれの項目も必要な支出含まれていると、そして、また、それに見合う歳入もされているというふうに私は理解しております。そういったことを前提にしながら、決してこういったものを否定するつもりでないんですが、先日の一般質問でお答えになったことを早速ここに生かしてお尋ね申し上げます。

重ね重ね恐縮です。中学校の電気の問題、12月12日、私の一般質問の中で、中学校はじめ公共施設の節電の重要性を私は述べたところでありますが、まず1点お尋ねしたいのは、12月12日に私が今、置かれている現実についてお尋ねをしてから今日に至るまで、実態調査をなさったのかどうか。私は自分自身で実態調査はしておりますから、その結果は分かります。ただ、内部事情は分かりませんので、その辺についても分かるんであれば、私がといいますか、ここにいる議員が納得できるような答弁を賜りたいと思います。

そして、また、その実態調査をしたのかどうか、そして、内容をお尋ねしたいのと、今回、この公共施設の電気料高騰で補正予算が、先ほど教育課長答弁あったように2,500万、私、この前聞いたところ3,000万弱だと聞いたんですが、2,500万以上の補正されているのは間違いない。そういう中で、やはり私は節電の必要性をこの前わざわざあえて一般質問の中で述べました。私自身も個人として節電の必要性を考えながらやらなくちゃならないとは思っていますが、しかし、私も同じことは言いたくない人間でありまして、私も医師として、そして、剣道の指導者も長くやりましたから、1回言ったら、2回ぐらいまではいいでしょう、3回やったら、昔ですからちょっと厳しい指導もしたわけであります。

ですので、私、この前申し上げましたよね。11月21日に警告といいますか、イエローカードですよ。そして、12月12日にも一般質問の中で申し上げた。2回言っているんですよね。今日3回目ですよ、残念ながら。ここで、どうなったのかちゃんとお示しいただきたいと、ある程度、許容される理由というものは私は認識します。それは理解します。しかし、私この前、言うのを忘れたんですが、私は、実は福島県の教育委員会の産業医もしているんですよ。この前、中学校は町の施設ですから町の管理だと、しかし、教育者、先生方は県の

職員だから、県の教育委員会の管轄だという話で分けて考えましたけれども、私もそういえば、自分が福島県の教育委員会の産業医だということを思い出しまして、ある学校の産業医をしているんですが、健康管理、あるいは労務管理についての意見を求められる立場にあります。

そういう中にあって、私もこの前話したとおり、町民が言ったことは本当なのかどうかということもありますから、本当だったわけですよ、見てきたらば。同じ車が夜12時ぐらいまで止まっているんですよ、連日。同じ車ですよ。ただ、誰がいるとかそれは分かりませんよ。幾らOBだって入ればそれは違反ですから、不法侵入になって訴えられたら私も困るから、そんなことできないけれども、しかし、その実態は私も分かりました、この2日ぐらいで。連日です。同じ車がだけです。同じ車が夜12時ぐらいまでついているのは目撃しています。それ以降は分かりません。私も家に帰って寝ますから、仕事終わって犬の散歩の途中に分かるだけの話で、わざわざそれ以上も調べる気もないし、分からないです。

ただ、この校舎の管理、あるいは、この電力も含めて全ての管理は、私は教育委員会の責任だと、ですから、その辺の実態どうなっているのかお尋ねしたいのと、改善がなければ、私から申し訳ないけれども県の教育委員会に、私は中学校の先生方の産業医じゃないけれども、立場上、そういった立場にあるから、県の教育委員会に言って、やっぱり労務管理をしっかりしてもらうしかないです。

しかし、私は今、議会議員としての立場でここで申し上げていますから、町の施設の管理 の在り方、教育施設の在り方、特に私は中学校の真ん前に住んでいますから、中学校は目に どうしても入ってしまうんですけれども、ですから、その辺のことをお尋ねいたします。 よろしくお願いします。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 渡部修一 登壇〕

○教育長(渡部修一) おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

何度もご指摘、ご指導ありがとうございます。12月12日にご指摘いただいたよりも前から、実は中学校のほうには指導はしております。今、中学校のほうも労務管理システムで全部、教育委員会で誰がどのくらいの超過勤務をしているかについては、全部把握できますので、毎月毎月きちんと集計しています。吉田議員は産業医もされているので釈迦に説法でございますが、必要な実数を超えているものにつきましては、校長に話をし、そして、校長から当該職員のほうに指導してもらって、なおかつ、継続して確認してもらうようにしております。

ご指摘いただいた後にも、教育委員会のほうから各学校に節電の要請について再度、文書で通知もいたしました。また、町の校長会を行った中で、具体的に当該の中学校校長に対しては指導いたしました。実際、ここで申し上げるのも何なんですけれども、その1名の職員についても分かっておりまして、本人に対する指導も続けておるところです。大変熱心で一生懸命やっているわけですが、議員おっしゃるとおり、残業の時間があまりに増えたり、あるいは、それによって町の施設である中学校の電気代が優に向上するようなことがあってはなりませんので、これからもきちんと指導してまいります。

ただ、その教員については、遊んでいるわけでも、何か別なことをやっているわけでもございませんで、一生懸命自分の職務についての仕事を果たして、進路に関する仕事がいっぱいあるということで、本人は一生懸命やっているわけですので、そういう熱意は認めつつ、議員がおっしゃるように、社会常識の範囲内で対応できるように、今後もきちんと指導してまいりますし、残業時間が規定の実数を超えることのないように、もう少しきちんと校長を通じて指導を徹底してまいりたいと思います。どうぞご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 今、教育長からこれまでの経緯、そして、また、内容についてご説明を 賜りました。そのようにぜひともお願いをしたいというふうに思っています。

この電気料高騰は、これ軒並み誰でも大変な支出だと、特に町もこれだけ2,500万以上の支出ですから大変な中で、それこそ、みんなができることをそれぞれやって取り組んでいくしかないのかなと。そして、また、平和な時代、今はコロナ禍があったり、戦争が外国で起きていたりとか、ちょっとなかなか平和とは言いにくいですが、これが全て解消して、また安定してくれば、そこまで心配する必要はないのかなというふうに思っているんですけれども、しかし、今やらなくちゃならないという中で、先ほど教育長答弁あった中で、ぜひその残業時間の確保とか、これはやっぱり町の仕事と言っていいんだか、それこそ県の職員ですから先生方は、なかなか町のそういった面に介入できることというのは少ないとは思うんですが、この前、全員協議会でもあったと思いますけれども、何でこれ1人の先生が残業しなくちゃならないんですか。

結局、例えば、この前、私、一般質問でも言ったみたいに、お互いにカバーして、仕事というのは分担をするけれども、お互いにカバーするのがこれワークシェアリングじゃないのかなと、学校のワークシェアリングはどうなっているんだと私は逆に言いたいんです。

一人の先生、一生懸命だと、そういう先生が今、少ないというのは逆に思いますよ。教育 委員会の方に言うの申し訳ないですけれども、本当に熱血の先生が少なくなっちゃってがっ かりだと私は思っている部分もあったりして、逆にこういう熱血な先生は評価しますよ。しかし、この人、一人にしわ寄せをしているというこの実態はどう評価しているのか。これは 町の教育委員会の権限を超えている話かもしれませんが、逆にその辺のお考えはどうなって いるのかお尋ねをしたいと思います。

それを質問をして、それをお聞きになったら私は質疑を終わりたいと思いますけれども、 ぜひその答弁をいただいて、そういったことも含めて今後、対応していただきたいと。私は 毎日散歩していますから、申し訳ないですけれども、今日の夜も明日の夜も毎日見ちゃうん ですよ。余談かもしれませんが、私は昨日散歩したときに、うちの家内と一緒に散歩したん ですけれども、言ったんです。この一般質問に傍聴来ていましたから、うちの家内は。また 電気ついているねと私は家内に言われました。私は、今日もついているななんて言って話を したら、残っている先生かわいそうだわと、そういうふうな見方をするんです、一般の住民 は。

私はそうじゃないんですよ。こういう立場にあるから、中学校の電気が、言い方悪いけれども、ある意味無駄に使われているかもしれないなと、もしかすると、この前も話ししたかもしれませんけれども、先生には申し訳ないけれども、朝早く来てくれれば、それこそ朝の光で十分できるのに、その時間を使い方を変えるような、そういうふうなこともできないのかななんて話ししたら、そんなこと幾ら言ったって、あんただって早起きできないでしょうなんてうちの家内に言われましたけれども、冗談でなくて本当の話なんですよ。

ですから、先生方の努力というのも必要だし、結局、個人の努力を限界を超えて学校挙げての努力も必要だと、そういったことも今、重ね重ねになりますが、そういったことをもう 一度お尋ねをして、私の再質疑にさせていただきます。

○議長(古川文雄) 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 渡部修一 登壇〕

○教育長(渡部修一) 3番議員の再質問にご答弁申し上げます。

議員の立場から、また、町民の立場からお話しいただきまして誠にありがとうございます。 そのとおりだと思います。一人の人間に負担がかからないように、ワークシェアリングというか、複数でチームとしてやっていくというのは当然のことでありまして、中学校でも十分そういうことを分かった上でやっているんですが、申し訳ございませんが、今のところちょっとその一部の業務に関して、どうしても一人の人間に負担がかかってしまっているという状況があって、これについての改善については校長も大変心を痛めておりまして、しっかりとやっていきたいとはっきり言っておりますので、もう少し見ていただいて、今後、またありましたらば、ぜひ厳しいご指摘をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 ○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

1番、畑幸一議員。

[1番 畑 幸一 登壇]

○1番(畑 幸一) 111ページの14節、地元なんで、この鏡沼地内のため池の伐採ということで、先ほど都市建設課の課長から答弁いただきましたけれども、花池の転作センター、どの部分だったんですか。それと、まだ右に入ったところのケヤキの大木があるんですけれども、それは枯れているんですよ、それが屋根にかぶっている、電線にも、その辺もまだやっていないんですけれども、あそこは町のこの賃借の土地なんですか、伐採したところは。あそこはぐるっと民有地じゃないんですか、囲んで。何でこれ民有地、それは当然危険なのは分かりますけれども、その辺ちょっと答弁していただきたいと思います。

以上です。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長(吉田竹雄) 1番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

先ほど7番議員の質問でご答弁させていただきました鏡田の花池の部分の支障木でございますが、花池の堰堤といいますか、池の際に生えている木、あれが、見ていただくと分かると思うんですが、かなり枝が張ってございまして、転作センターの屋根に、折れたとしたら屋根のほうにかかってしまうというような状況も見られるというようなこと、また、半分池の中から生えているものでして、根のほうがちょっと腐りが見えているような木がございます。ですので、鏡田行政区のほうより、行政区要望として何とかしてもらえないかというような要望が出されておりました。

議員ご指摘のように、現在、花池につきましては、個人の管理する池ということでなって ございます。ただ、これにつきましては、その個人の方と町のほうで鏡田・高久田地区計画 を定めたときに、その調整池の役割を果たすということで、管理のほうは町でするというよ うな協定を結んでおりますので、今回もその維持管理の一環として、また、行政区の要望と いうことで、それに対応するため町のほうで伐採を計画したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第278号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(古川文雄) 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第279号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第2、議案第279号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算 (第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 栁沼和吉 登壇〕

〇福祉こども課長(柳沼和吉) ただいま上程されました議案第279号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書122ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、歳入については、第1号被保険者の保険料の増額、給付 実績による介護給付費の国庫負担金、調整交付金等の増額、支払基金介護給付費の第2号被 保険者分の増額、県の介護給付費の負担金の増額、一般会計繰入金の介護給付費の増額、介 護給付費準備基金繰入金の増額、歳出については、介護各サービスの給付費の増額、包括的 支援事業・任意事業の減額等の事業運営での実績等によるものでございます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,147万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,559万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、128ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

- **〇福祉こども課長(柳沼和吉**) 以上、議案第279号の提案理由をご説明申し上げました。 ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 私から1点お尋ねをいたします。

137ページで、ここに先ほど福祉こども課長さん説明いただいた任意事業委託料147万4,000円の減であります。これについては内容の説明あったように、ケアプラン点検業務を委託をやめて直営化されたということで、147万4,000円を浮かしてくれたといいますか、こういった取組は本当に大事だなと、要するに経費を削減するという意味では大事だなというふうに思いますが、この委託をやめて直営化したという、この理由をお聞かせください。また、結局、直営化しますと町職員が大変苦労されて、要するに委託しておけば楽だという言い方は変ですけれども、それをやめてこの経費削減、何回も言いますけれども、経費が浮くというのは、コストを浮かせるというのは物すごい大事なことなんですけれども、しかし、そのことによって逆に町職員に負担がかかったことはないのかどうか、この辺についての事情をお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 栁沼和吉 登壇]

〇福祉こども課長(柳沼和吉) 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

任意事業の委託料の減額でございますが、当初、委託を予定しておりまして、内容等も精査して予算計上させていただきましたが、県の支援事業で具体的な様式等、方法のマニュアルがありましたので、それの指導を受けながら、実際、職員で対応できたというようなことでございます。委託するというのも一つの方法でございますが、実際、職員、自分自身でやってみて、内容をなお確認できたというようなことで、県の指導もありまして、これは直営でできたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第279号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採 決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。 ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時04分

開議 午前11時09分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第280号及び議案第281号並びに議案第282号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第3、議案第280号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)及び日程第4、議案第281号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)並びに日程第5、議案第282号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案3件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 大河原正義 登壇]

○上下水道課長(大河原正義) ただいま一括上程されました議案第280号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第281号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第282号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)の3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書139ページをお願いします。

初めに、議案第280号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、国庫補助金の増額等による工事請負費、電気料高騰による光熱水費及び県人事委員会勧告等による職員人件費などの補正予算等であり、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,457万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,719万円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

142ページをお願いします。

第2表、地方債補正、1、変更であります。公共下水道事業債について、限度額を9,130 万円から1億1,250万円に増額するものであります。

補正予算の詳細につきましては、146ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

〇上下水道課長(大河原正義) 153ページをお願いします。

続きまして、議案第281号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、電気料高騰による光熱水費及び人事委員会勧告による職員人件費の補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,596万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、158ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

〇上下水道課長(大河原正義) 164ページをお願いいたします。

最後に、議案第282号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、水道管漏水修繕工事費、人事委員会勧告等による職員人件費及び企業債利息などの補正予算であります。

第2条、収益的収入及び支出において、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既 決予定額に165万8,000円を増額し2億9,036万6,000円に、第2項営業外費用の既決予定額 に157万7,000円を増額し、4,148万1,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出において、予算第4条本文括弧中、過年度分損益勘定留保資金4,789万6,000円を過年度分損益勘定留保資金4,843万4,000円に改め、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に53万8,000円を増額し、6億5,710万1,000円とす

るものであります。

第4条では、職員給与費の既決予定額に119万6,000円を増額し、2,867万7,000円とする ものであります。

詳細につきましては、166ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

- **〇上下水道課長(大河原正義**) 以上、一括上程されました3議案の提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(古川文雄) これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第280号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第280号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の 件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第281号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第281号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第282号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)について討論 を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第282号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(古川文雄) ここで12月9日に吉田孝司議員から提出されました日程第6、発議第10号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、訂正したいとの申出があります。

発議第10号の事件の訂正についての件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、発議第10号の事件の訂正についての件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第10号の事件の訂正について

O議長(古川文雄) 追加日程第1、発議第10号の事件の訂正についての件を議題といたします。

提出者から訂正理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ただいま上程されました本日付、令和4年12月15日付の事件訂正請求 書についてご説明申し上げます。

さきの12月9日に提出いたしました事件につきましては、次の理由により訂正したいので、 鏡石町議会会議規則第18条の規定により請求するものでございます。

件名は、発議第10号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、理由は、他の議員の意見も尊重し、提出議案の内容について訂正を要すると自ら判断したためでございます。ご理解のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(古川文雄) これをもって訂正理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

発議第10号の事件の訂正についての件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、発議第10号の事件の訂正についての件を許可することに決しました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(古川文雄) 日程第6、発議第10号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制 定についての件を議題といたします。

これは、訂正後の議案の審議となります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 改めまして、発議第10号、令和4年12月15日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司であります。

先ほど議長からご説明いただいたとおり、訂正後の議案となりますので、本日付の議案書のほうご覧いただければと思います。

鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。 提案理由を申し述べます。

我が鏡石町議会においては、平成30年3月16日に議会における最高法規たる議会基本条例を制定し、その第6条にのっとって会派が設けられました。しかし、我が鏡石町議会では、議員定数が12名と比較的少数であり、この中で会派制を設けることは、むしろ議員間の分断を来し、議会の公正かつ健全な運営に資するものではないと思われることから、議会基本条例第30条に規定された見直し手続にのっとり、鏡石町議会における会派制を撤廃するため、議会基本条例における会派に関する規定を削除すべく、この条例を制定するものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例。

鏡石町議会基本条例(平成30年議会条例第1号)でありますが、この一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条削除。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

皆様方、ぜひとも慎重審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第10号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を採 決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(古川文雄) 挙手多数であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(古川文雄) ここで、12月9日に吉田孝司議員から提出されました日程第7、発議第 11号 鏡石町議会改革特別委員会の設置について、訂正したいとの申出があります。

発議第11号の事件の訂正についての件を追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、発議第11号の事件の訂正についての件を追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第11号の事件の訂正について

○議長(古川文雄) 追加日程第2、発議第11号の事件の訂正についての件を議題といたします。

提出者から訂正理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 12月9日に提出いたしました事件につきまして、次の理由により訂正したいので、鏡石町議会会議規則第18条の規定により請求をいたします。

事件名は、発議第11号 鏡石町議会改革特別委員会の設置についてであります。

理由につきましては、先ほどと同じように、他の議員の意見も尊重し、提出議案の内容について訂正を要すると自ら判断したためでございます。ご理解のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(古川文雄) これをもって訂正理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

発議第11号の事件の訂正についての件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、発議第11号の事件の訂正についての件を許可することに決しました。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄) 日程第7、発議第11号 鏡石町議会改革特別委員会の設置についての件 を議題といたします。

これは、訂正後の議案の審議となります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 発議第11号 令和4年12月15日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町議会改革特別委員会の設置についてでございます。

本日配付の議案書3ページをご覧いただければと思います。

なお、先ほど議長から説明ありましたとおり、また、そして、私も説明したとおり、議案の内容についての訂正をいたしましたので、その点については重ねて説明を申し上げたいと思います。

地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条に定める特別委員会を設置したいので、この議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

我が鏡石町議会においては、平成30年3月16日に議会における最高法規たる議会基本条例を制定し、それにのっとって、二元代表制の確立や町民に開かれた議会の実現に向けて、議員議会活動を行ってまいったところであります。しかしながら、鏡石町議会においては、議員定数や議員報酬、政務活動費の問題、さらには、通年制、通年議会やインターネット中継の導入など、まだまだ議会改革に向けて取り組むべき諸所の課題を多数抱えているものと認識しております。

議員改選を来年に控えた今こそ、議会基本条例等の議会関係例規や申合せ事項の改廃や見直しなども含め、議会改革に最大限努めなければならない時期が到来したと考えるため、また、議員の成り手不足問題などを解消すべく、議会改革に対する町民意識を高揚させることなどを目的として、この特別委員会を設置するものでございます。

議案書4ページをご覧ください。

鏡石町議会改革特別委員会の設置についてでございます。

委員会の名称は、鏡石町議会改革特別委員会であります。

付議事件につきましては、ここが訂正をしたところでございまして、1番の議会関係例規 (議会基本条例及び会議規則、委員会条例等)や申合せ事項の改廃や見直しに関する調査検 討及び2番のその他、議会改革に関する総合的な調査検討とさせていただきました。

なお、訂正前につきましては、議員定数や議員報酬、政務活動費に関する調査検討並びに 議会のインターネット中継や会議資料等のDXに関する調査検討等の項目を列記しておりま したが、その項目につきましては、先ほど申し述べましたとおり、他の議員の意見も尊重し、 削除させていただいたところでございます。

3の委員定数につきましては、議長を除く議員全員10名でありますが、原則としてこのような形になりますが、しかし、ここに記述するまでもなかったんですが、議長による委員選出後、何かしらの理由で辞退を申し出ることができるということにしてあります。

この記述がなくても、実は辞退はできますが、あえて何かの理由でこの委員会に参加できない委員については、自ら辞退もできるという文言を書かせていただいております。

4といたしまして、委員長及び副委員長、各1名。

期間といたしまして、議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続するものであります。 調査費用につきましては、議会費の中で行うものであります。

以上、お示しいたしました発議第11号に賜りまして、慎重審議のほどをよろしくお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第11号 鏡石町議会改革特別委員会の設置についての件を採決いたします。 お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

〇議長(古川文雄) 挙手少数であります。

したがいまして、本案は否決されました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(古川文雄) 日程第8、発議第12号 鏡石町公共施設のあり方調査特別委員会の設置 についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) ただいま上程されました発議第12号につきましては、12月9日に配付されている議案書をご覧いただければと思います。

改めまして、発議第12号、令和4年12月9日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司でございます。

鏡石町公共施設のあり方調査特別委員会の設置について。

地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条に定める特別委員会を設置したいので、上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提案理由でございます。

現在、我が鏡石町では、町役場庁舎を筆頭に多くの公共施設を抱えております。82か所とこの前の一般質問でご答弁いただいております。そのほとんどが老朽化をし、また、度重なる地震等による被害を受けての改修、補強を繰り返しておりますが、それに対する国からの財政的支援も厳しくなっており、今後も公共施設の維持管理が極めて困難になっているという状況にあります。

一方では、鏡石町健康福祉センターが建設中であり、その完成に伴い、勤労青少年ホームや老人福祉センターなど、多くの公共施設から新設される健康福祉センターに職員や備品等、あるいは、各種事業の開催の場が移転する予定になっており、移転後に残された公共施設の利活用や維持管理の在り方についても、いわゆる再編や再整備等について、今後しっかりと調査研究されなければならないところであります。

また、前述の町役場庁舎については、移転、新築を何度となく見送り、これまで何度も補修、補強を繰り返してきたものの、将来に備えて、財政面も十分に勘案しながらにはなるが、いよいよ新築についての検討も十分にしていかなければならないわけであります。さらに、我が町において必要とされるその他の新たな公共施設の整備についての調査研究も必要であ

ります。

我が鏡石町では、公共施設の在り方に関して上記のような多くの課題を抱えていることから、鏡石町議会において、鏡石町公共施設のあり方調査特別委員会を設置するものでございます。

議案書6ページをご覧ください。

鏡石町公共施設のあり方調査特別委員会の設置についてでありますが、委員会の名称は、 ただいま申しましたとおり、鏡石町公共施設のあり方調査特別委員会であります。

付議事件につきましては、鏡石町役場庁舎の改修及び新築に関する調査検討、町内に既存の公共施設のあり方に関する調査検討、町内に建設中の公共施設のあり方に関する調査検討、町内に建設予定の公共施設のあり方に関する調査検討、町内に既存の公共施設の再編及び再整備に関する調査検討、そして、その他、町内における公共施設のあり方に関する総合的な調査検討であります。

委員定数は、議長を除く議員全員10名。

委員長及び副委員長は各1名。

期間は、議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続するものでございます。

また、調査費用につきましては、議会費の中で行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきますが、なお、私から1つお願いがございます。

反対される議員の方々には、討論の中でその理由をぜひお聞かせ願いたいと存じます。また、賛同いただける議員の方々にも、同じく討論の中でご意見を賜りたいと思います。また、質疑もお待ちしておりますので、どうぞ慎重審議のほどよろしくお願いをいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番(角田真美) 私のほうから質問いたします。

まず一つ、町には公共施設等総合管理計画というのが10年間の計画で載っております。私も詳細を見せていただきました。まず一つそういった執行のほうにはあると。確かに我々議会側のほうにはそういった委員会はございませんが、この付議事件の中で、私が考えるには委員会が2つございます、我々現在です。その委員会に付託するべきもので十分できるんだろうと思っております。

また、それを否定することは委員会の存在価値をなくしてしまうのかなと、私はそう認識

しておりますので、それと、来年、改選がございます。間もなくあと数か月で改選がありますけれども、その方々とお話合いをしてからでも遅くはないんじゃないかなと、私はそう考えております。

以上について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(古川文雄) 質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ただいま角田議員からご質疑のありました3点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、町にあります公共施設等の総合管理計画につきましてでありますが、これも 私はそういったものがあることは認識しております。私もこういう本を何か頂いておったん ですが、ただ、本棚に並べっぱなしで中身は読んでいなかったというような事実もあります。 私も不勉強だと思います。

そういった中で、なぜこの委員会を立ち上げ、検討すべきかということなんですが、執行にはあるということの反面、やはり我々議会にはないということで、議会というのはさらに町民に密接な関係にある、要するに、我々議会議員は1万2,500の町民から、それぞれが有権者から選ばれてきた、今、11名の議員なわけでありますけれども、それぞれが意見を吸い上げる役割にあると思っております。いわゆる町民の声を聞いて吸い上げ、そして、またこの議会の場で議論に生かしていくと、そういうふうなプロセスを図るべきだと私は思っておりまして、それが実は正式な場としての委員会であると。

もちろん我々は仲間同士、議員同士、あるいは、いろんな全員協議会とか、そういったところでもこういった議論をすることはあるんですが、また、角田議員、今回されたように、一般質問の中でも、こういったこともされることはあるんですが、しかし、この公共施設の在り方という観点そのものから議論したことはないのかなというふうに思います。

というのは、例えば、健康福祉センターについては、2番の答えにもなるかもしれませんが、産業厚生常任委員会の中のその委員だけで検討すると。しかし、じゃ役場庁舎はとなれば、例えば、総務文教のほうで検討していただくことになるでしょう。そういった形で、全員で協議したことがあるのかどうか。一般質問もしかりであります。この前、角田議員や今泉議員されたように、一議員と執行側のやり取りだけで、実際に我々は質問したいことがあっても実は質問できていません。もちろん一般質問の中で我々もやるべきだと思ってはいますが、なかなかそういったことが網羅できないということもありまして、②の答えにもなるかもしれませんが、やはりこの公共施設の在り方というものについて、今回の町長の政策の中の大きな6つの課題があると言った中にも出てくるわけです。健康福祉センターの問題、

そして、文教施設の件ですか、こういったものが出てきていると。そういうことをやっぱり 我々議会は認識しなくちゃならないと思うんですよ。

要するに、執行がこういうふうにしたいんだと言っているときに、我々が同じ土俵に立って、同じことを検討しなくちゃいけないと。そして、それをやはりそれなりに議会は議会でしっかりとしたお答えをやはり執行側に返していかないと、これ私は町長に対して失礼だと、執行に対して失礼だと思っています。それが、私はこの特別委員会を立ち上げて、特別委員会の中で議論をして、そこで議会としてはこう考えているんだということを執行側にお伝えするのが筋道ではないかと。

そして、所管事項につきましては、この2番のことになるんですが、何回も申します。各委員会、2つの常任委員会にはそれぞれの所管事項がございます。そして、それぞれの所管する施設、所管課に伴って所管する施設があると。82の施設があったらば、これを2つの委員会に分ければそれぞれの数になるでしょう。しかし、今回、私が言いたいのは、この公共施設の在り方ということを一元的に考えなければならないということです。この施設のことはこうだ、この施設のこうだでは駄目なんです。

先ほど私、申し述べたとおりでありまして、健康福祉センターが出来上がるわけです、来年の8月には。それを見据えて、町の執行は町職員の異動、あるいは町の既存の施設にあるものを移動させる計画も持っているはずなんです。そしたら、今度逆にそこを空いた物件についてはどうなのといったときに、これは私は申し訳ないけれども、まだ町の執行側では決まっていない部分も多いんじゃないかと。

そういう中で、我々は町民の声を代弁し、そして、我々のアイデアも生かしながら、例えば、こういう目的に使ったほうがいいんじゃないの、こういう目的に使ってもいいんじゃないのということを検討すべきだと。

それは、建物ごとではなくて、やはり1つの建物に集約されるわけですから、建物は逆にいっぱい余るわけですから、それを総合的に考える、一元的に考えるという必要がありまして、私はあえてこの特別委員会を立ち上げて、検討すべきだと思っております。

そして、また、角田議員、3番目の質疑でご懸念されているように、我々の任期は来年9月初旬までだと認識しております。しかし、9月初旬までの期間で、私個人としては、それだけ十分な時間があると思っています。逆に言うと、我々はその時間、そのときまで、この問題を何もやらないで終わるんですか。今までと同じように、全員協議会の中で質問をして、一般質問をやって、みんなで一緒になって検討するということを十分にやらないで終わるということですね。

私は、それは今の町民の声には合っていないと思います。今回もこの前、説明したとおり、 この議案を提出するに当たりましては、町執行の方何人か、これ匿名ですけれども、何人か の方にお尋ねをして、こういったものをやはり必要であるという話も聞きました。また、町 民の方々にも聞きました。理由は、先ほど私が述べたとおりです。というのは、私が考えて いるんじゃなくて、町民が考えているんです。そして、幾ら二元代表制とは言いましても、 我々議会が最終的に同意しないことは、町はできないわけです。ですから、そういった中で、 私たちは私たちの意見を執行側にぶつけて、あるいは、協議を深めて、これからのこの公共 施設の在り方を本気になって取り組んでいくと。残された期間は僅かではありますが、僅か なようでもないと私は思っています。やれることは十分にあると、そういったことから考え ましてこの案を提出するものでありまして、角田議員から質疑ありました3つの点、今、私 の話の中にお答えとしてあると思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番(角田真美) ただいま提出者から意見を聞かせていただきました。私に対する意見も聞かせていただきました。その中で、失言だったんだろうと思いますけれども、真剣に考えているということをおっしゃいました。我々も真剣に考えています。ということで、私は私なりの考えを真剣に考えてまいりました。それを否定されるのはちょっと心外とは思いますけれども、それは内容には関係ありませんので、私のほうからは、私は私の考えで述べたと、真剣に考えて述べたということを申し上げておきます。

以上です。

○議長(古川文雄) 次に原案に賛成の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) ただいまの公共施設のあり方調査特別委員会の設置に賛成の立場で討論に加わりたいと思います。

吉田提案者からもありましたように、健康福祉センター、昨日見せていただきましたが、 大変な施設ですね、あれは。私はあれは立派に、ちょっとまるで設計変えれば役場の庁舎に、 我々議員になった当初からこれは役場庁舎をやるために、造るためにここの土地は町で買い 集めたんです。それがこういう、何か前の遠藤町長は問題はみんな矮小化するようなことば かりやっているんです。我々が、私とか、今泉議員が、例えば、道の駅を設置すべきだとい うことを言えば、かんかんてらすなんてほとんど自動車の利用者には不便で、駐車場が遠く て、道の駅なんかとは比較にならないようなものですが、矮小化したものを造ったと。

本当にこの役場庁舎、非常に老朽化して、今、障がい者がここの議場に傍聴に来られないような施設なんですよ。私は、役場庁舎が新しくなると思ったから、障がい者も入れるようなそういう施設を、あっちのいわゆる東町に行けばできると思ったからそういう発言もしないできたんですけれども、この間は、簡易のエスカレーターはどうかと総務課長にもカタログを取り寄せて見せたんですけれども、これは階段が、建築基準法でそれを造ってしまうと狭くなる、建築基準法に合わなくなってできないということを言われました。

しかし、本当にこういうことでいいんですか。町民の全ての人が町会議員になる資格も、 傍聴する資格もあるんですよ。その人たちが来られないんです。こういう施設でいいんです かということを私は問いたい。しかし、昨日、健康福祉センターに行ったらば、ちゃんとエ レベーターがあるんです。これ役場以上ですよ。こういう施設のアンバランスなつくり方を やはり遠藤町長やってきたんです。そして、遠藤町長の施策だと思うんですけれども、この 健康福祉センターを造った面積の分を、今までの既存の施設を壊さないと補助が来ないとい う説明をされて、この中に、私の地元の成田の保健センターがこれを壊すという提案をされ ました。しかし、本当にこれでいいんでしょうか。

私は、今、成田の老人クラブの役員をやっていて、この歴史民俗資料館の日直を毎週やらされているんですよ。老人クラブが役員いなくて、解散しようなんて声があったから、あなた方、何を言っているんだと、町の予算も決まった段階で、部落の補助も決まった段階で、今さら老人クラブを解散しようというのは、これはあり得ない話だと私は否定をして、会長を推薦したわけです。その会長を支援しなくちゃならないということで、私も大変忙しいんですけれども、百姓もやっていますから、いわゆる役員になって、毎週の当番もさせられているんです。

その中で、老人クラブの役員をやっている方々と話をすると、この成田の保健センターを 壊すということについては100%皆、理解していません、何でこの施設を壊すんだと。成田 の構造改善センターやむを得ないでしょう、遊水地計画の敷地内に入りますから、予定地の 中に、これはやむを得ない。しかし、この成田の保健センターはすばらしい施設ですよ。鉄 筋コンクリートでまだまだ耐用年数がある。

○議長(古川文雄) 円谷議員、ちょっとすみません。

◎会議時間の延長

○議長(古川文雄) ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の会議時間を延長することに決しました。 どうぞ。

○11番(円谷 寛) そういうわけで、この成田の保健センターをなくすなんていうことはとんでもないし、議会の中でも十分議論されていないんです。まだまだ使える施設を壊したら、また造らなくちゃならないですよ、成田の集会所というのを。構造センターというか、何ていうか名前は別として。私は、旧二小体育館は歴史資料館で、いわゆるもっともっと農器具などを展示するのに、あそこを耐震補強して使うべきだと言ってきたんですけれども、そういう面積を、保健センターの面積に見合った部分を壊さなくちゃならないとすれば、私はあの体育館はやむを得ないのかなと思っていますけれども、そういうわけで、この成田の保健センターを壊すなんていうことは、成田の住民は誰一人賛成していないんです。それをああやって遠藤町長はやると言ったんです。しかし、そのまま、その後を退いて我々議論をしていないんですよ。

やはりこういう場で、やっぱりしっかりとこれは検討しなくちゃならないと思うんです。 重大な問題ですよ。ああいう使える施設を壊して、お金をかけてまた造るなんていうのは、 本当に私は愚の骨頂だと思うんです。そういう計画を前町長はやると言って、そのまま議会 では論議もしないで終わっているんです。こういう問題は議論しなくていいのかということ を私は議員の皆さんにも問いたいというふうに思います。

私は、ぜひこういう場をつくって、そういう問題を討論していきたいと、そして、まだ施設の中にも、例えば、笠石の婦人の家なんかはもう使えない、地震でがたがたになって使えないという。こういうものは、遠藤町長の中にはリストに入っていなかった。多分笠石の出身の町長の面で、一般質問の中でも出てきていましたけれども、ある議員が言っているように、笠石出身の議長が28年間も続いたことによる、これは弊害ではないかと思うんです。笠石地区ばかり施設が集中している、町の施設が。区の施設でなくて、町の施設が笠石に集中しているんです。こういう現在も、やはり我々はこういうものをつくって議論していかなければならないということで、私はこの委員会の設置に対して賛成をして、討論にしたいと思います。

以上です。

○議長(古川文雄) ほかに討論はありませんか。

原案に反対の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 次に、原案に賛成の発言を許可します。

2番、込山靖子議員。

[2番 込山靖子 登壇]

○2番(込山靖子) 今、少子高齢化に向かって、2025年は2025年問題として、後期高齢者が団塊の世代で爆発的に膨れ上がってきます。そして、そういう状況を目の前にしながら、建物よりも本当に人間にお金をかけていかなければならない事態になってきます。そうしたときに、確かに今、公共施設82物件ありまして老朽化している。取り壊すのにも、昭和の時代のはアスベストや何だかんだっていって大変なんですよね、お金がかかって。使うといったって、そのアスベストが出てくるような空き家だって、山のようにあるんですよ、鏡石には。そうすると、環境問題や健康問題になってきます。それをやっぱりその空き家問題も建物でも、公共施設の建物でもう使い物にならなくなっていくのに、人は高齢化して、それをもう使い切れないでいく。現状として、私は本当に鏡石もしかしたら財政破綻してなっていくんじゃないかまで心配するくらいです。

だけれども、正直な話、女性とか若い人は本当に無関心なんですよ、そういう町の現状も。私も、議員になって知るのが初めてなことが多くて、やはりここは町民の声を吸い上げるというよりも、町民に対してこの現状を知らしめていかなければならないことがあります。議会というのは何か密室のような感じで、傍聴者も少なくなっていますけれども、しかも、これまで老朽化してきた建物のことを知っているのは、長く議員をやっている先輩方たちなんです。そして、来年の改選で新しい人、今、議員になる人少ないんですよ、本当に。新しくなる人とか女性とか来たときに、そういう問題をまた一からやれというのはちょっと私、酷なんじゃないかなと思います。

だから、今の時点でできることをやって、そして、来年の新しくなった議員の人とか、そういう人たちに引き継げる形で、少しはやはりやっておいたほうがいいんじゃないかなとは私は思います。ということで、特別委員会というのを立ち上げて、それで、1回でも2回でもいいですから話合いの場を持って、そういうのが大事なんじゃないでしょうか。

○議長(古川文雄) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第12号 鏡石町公共施設のあり方調査特別委員会の設置についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手少数]

〇議長(古川文雄) 挙手少数であります。

したがいまして、本案は否決されました。

議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時08分

開議 午後 1時00分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎公立岩瀬病院企業団議会議員の選出について

〇議長(古川文雄) 日程第9、公立岩瀬病院企業団議会議員の選出についての件を議題とい たします。

これは、現在の選出議員である9番、大河原正雄議員の任期が令和4年12月17日をもって満了することに伴い、新たに議員を選出するものであります。

いかなる方法で選出するかお諮りいたします。

〔「指名推選で大河原正雄議員を推薦します」の声あり〕

- ○議長(古川文雄) 指名推選という声がございましたが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]
- ○議長(古川文雄) 異議がないようですので、指名推選をお願いいたします。 菊地議員。
- ○6番(菊地 洋) ただいま1番の畑議員からも名前が出ましたが、我々在任期間が短いということで、9番議員の大河原正雄議員に継続で任期までやっていただければというふうに思います。

以上、推薦させていただきます。

○議長(古川文雄) ただいま大河原正雄議員が指名推選されました。 ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) ほかにないようですので、改めてお諮りいたします。

9番、大河原正雄議員を公立岩瀬病院企業団議会議員として選出することにご異議ありま

せんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、9番、大河原正雄議員を公立岩瀬病院企業団議会議員として選任することに決しました。

ここで、大河原正雄議員から承諾の挨拶をお願いします。

[9番 大河原正雄 登壇]

〇9番(大河原正雄) ただいま公病の議員に再任されました大河原正雄です。

残された在任期間、次の改選時期までの短い期間ではありますけれども、全力投球で議長を支えながら務めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎産業厚生常任委員長報告(発議第8号)及び報告に対する質疑、討論、

採決

〇議長(古川文雄) 日程第10、発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制 定についての件を議題といたします。

継続審査となっておりました本案に関して、産業厚生常任委員長の報告を求めます。 9番、大河原正雄議員。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄 登壇〕

○9番(産業厚生常任委員長 大河原正雄) 報告を致します。

令和4年12月15日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員長、大河原正雄。

議案審查報告書。

本委員会は、令和4年9月6日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告をします。

記。

開催月日、令和4年12月14日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時56分。出席者、 委員5人。開催場所、議会会議室。

説明者、福祉こども課、栁沼課長、真壁副課長、矢部主任主査、塚原主査。

付託件名、発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について。

審査の結果、発議第8号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、発議第8号については、担当課(福祉こども課)の意見、説明を求め審査した 結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。 意見、なし。

以上であります。

○議長(古川文雄) これより産業厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本案は継続審査とすることに決しました。

◎各委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、 採決

O議長(古川文雄) 日程第11、請願・陳情についての件を議題といたします。 初めに、請願第3号について、産業厚生常任委員長の報告を求めます。 9番、大河原正雄議員。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄 登壇〕

○9番(産業厚生常任委員長 大河原正雄) 令和4年12月15日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

請願審查報告書。

本委員会は、令和4年12月9日に付託された請願を審査の結果、次のとおりすべきものと 決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。 記。

開催月日、令和4年12月14日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時56分。出席者、 委員5人。開催場所、議会会議室。

説明者、福祉こども課、栁沼課長、真壁副課長、矢部主任主査、塚原主査。

付託件名、請願第3号 鏡石町における地域包括ケアの推進に関する請願書。

審査の結果、請願第3号は採択すべきものと決した。

審査経過、請願第3号については、担当課(福祉こども課)の意見、説明を求め審査した 結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

以上であります。

○議長(古川文雄) これより産業厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号 鏡石町における地域包括ケアの推進に関する請願書について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに替成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第25号について、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長の報告を求めます。

3番、吉田孝司議員。

[鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司 登壇]

○3番(鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司) 令和4年12月15日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会委員長、吉田孝司。

陳情審查報告書。

本委員会は、令和4年9月6日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和4年12月14日。開議時刻、午後1時ちょうど。閉会時刻、午後3時47分。 出席者、委員9名。開催場所、議会会議室であります。

説明者、木賊町長、小貫副町長。都市建設課から、小貫主幹兼副課長、真壁治水対策室長。 産業課から、菊地課長、圓谷遊水地営農対策室長であります。

付託件名、陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書であります。

審査結果、陳情第25号は継続審査とすべきものと決した。

審査経過、陳情第25号については、町長、副町長、担当課(都市建設課・産業課)の意見、 説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見、ありません。

以上であります。

○議長(古川文雄) 委員長の報告が終わりました。

質疑、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書について、本件に対する委員 長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長(古川文雄) 日程第12、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題 といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務に

ついて、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決 しました。

ここで、閉会中の継続審査申出書配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 1時14分

開議 午後 1時15分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(古川文雄) ただいま、継続審査申出書2件が提出されました。

お諮りいたします。

提出された2件を日程に追加し、産業厚生常任委員会閉会中の継続審査申出書の件を日程 第13として、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査申出書の件を 日程第14として、それぞれ議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、提出された2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎産業厚生常任委員会閉会中の継続審査の申出について

○議長(古川文雄) 日程第13、産業厚生常任委員会閉会中の継続審査の申出についての件を 議題といたします。

ただいま委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申 出について

○議長(古川文雄) 日程第14、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続 審査の申出についての件を議題といたします。

ただいま委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(古川文雄) 異議なしと認めます。

したがいまして、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長(古川文雄) 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長(古川文雄) ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。 町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長(木賊正男) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第14回鏡石町議会定例会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり承認、議決を賜り、誠にありがとうございました。

今年度も残り数か月となり、各種事業も詰めの段階に入ってまいりました。今定例会で議 決いただきました補正予算を含めまして、今年度予算の適切な執行に努めてまいります。特 に光熱水費につきましては、出来る限りの省エネ対策を実施してまいりたいと考えておりま す。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いた しまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(古川文雄) これにて第14回鏡石町議会定例会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時19分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和4年12月15日

議	長	古	JII	文	雄
署名	議員	込	Щ	靖	子
署名	議員	吉	田	孝	司
署名	議員	角	田	真	美